

11月企画運営委員会次第

日 時 平成 23 年 11 月 9 日(水)15:00~
場 所 県社会福祉会館 2 階 第 1 会議室

1 理事長挨拶

2 議事録署名人の選任について

3 議題

- (1) 「認定子ども園」に係る県条例の改正について
- (2) 「保育制度に関するアンケート」結果について
- (3) 平成 23 年度保育所問題対応協力金について
- (4) 「平成 23 年度保育士の専門性を高める研修会」(関東ブロック)の開催について
「保育専門講座Ⅱ」の応募状況について
- (5) 平成 23 年度第 1 回保育園利用者相談室研修会の開催について
- (6) 「保育の日前夜祭」の開催について
- (7) 神奈川県保育会青年部(仮称)の設置について
- (8) その他
 - ・平成 23 年度全国保育協議会第 2 回協議員総会議事録について

4 報告事項

- (1) 全保協情報 全保協ニュース No11·15
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他

※12月企画運営委員会(予定)

平成 23 年 12 月 2 日(金)15:00~ 県社会福祉会館 2 階第 1 会議室

※12月企画運営委員会終了後、17:30~ 「保育の日前夜祭」開催

認定こども園の認定の基準を定める条例の一部改正について

H23.11.9
神奈川県県民局学事振興課

1. 認定こども園法の一部改正（第1次一括法による一部改正）

（1）認定こども園法の一部改正

- 平成23年5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」（第1次一括法*）において、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」（認定こども園法）が一部改正された。

（公布日：平成23年5月2日、施行期日：平成24年4月1日、関係省令及び告示の改正は別途）

*第1次一括法…「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定）に基づき、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを規定している関係法律を改正する等、所要の措置を講ずるもの。

- 〔改正の概要〕①入所又は入園に関する基準を都道府県条例に委任。その際、条例で定める要件は、法律で定める基準に従って定めることとされた。
(第3条)
②認定こども園である旨の表示規定の削除（第6条）
③その他所要の規定整備

（2）省令の一部改正

- 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省厚生労働省令第3号）」の一部改正（公布日：平成23年10月19日、施行期日：平成24年4月1日）
・〔改正の概要〕①法律の条項ズレ等の対応

（3）基準の告示の一部改正

- 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成18年文部科学省厚生労働省告示第1号）」の一部改正（公布日：平成23年10月19日、施行期日：平成24年4月1日）
・〔改正の概要〕①法律の条項ズレの対応
②認定こども園である旨の表示規定の追加

2. 認定こども園条例の一部改正の概要（案）

(1) 条例名の変更

(2) 新たに条例委任事項となった項目の追加

… 施設の認定要件のうち入所又は入園に関する基準が都道府県条例に委任されたが、条例で定める要件は法律で定める基準に従うこととされた。

改正法で定める基準が法改正前と同じで変更がないため、条例で定める入所又は入園に関する基準の内容は、実質的には従前と同じになる。

(3) 告示された基準の条例化

… 法律上規定されていた認定こども園である旨の表示の規定が、改正法により法律上は削除されたが、基準の告示の改正において追加された。

(4) 法律の条項ズレの対応

(5) 条例の施行日

… 平成24年4月1日から施行する。（法律、省令及び基準の施行期日に合わせる。）

なお、現在の条例に規定されている施設の認定要件（条例第2条：職員配置、職員資格、施設設備、教育及び保育の内容、保育者の資質向上等、子育て支援、管理運営等）は、次の理由により改正は行わない。

①当該認定要件は、従前から条例委任されており、参酌すべき国の基準（平成18年文部科学省厚生労働省告示第1号）において改正されていないため。

②当該認定要件は、平成18年の県条例制定時にパブリックコメントを行い、参酌した上で条例制定しており、現在までのところ、特段の状況の変化等がないため。

3. 今後のスケジュール（案）

- ・平成23年12月上旬 条例改正素案を神奈川県議会の常任委員会へ報告
- ・平成23年12月上旬 条例改正素案に対する県民、市町村等の意見募集
～平成24年1月上旬
- ・平成24年1月 条例改正案を神奈川県教育委員会へ意見照会
- ・平成24年2月 条例改正議案を神奈川県議会へ提出

新旧対照表

未定稿

認定こども園の要件を定める条例 (定義)	新 第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。 (1) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第3項に規定する幼保連携施設（以下「幼保連携施設」という。）のうち、幼稚園及び保育所により構成される施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。 アヘイ (2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。 ア 法第3条第1項に規定する施設のうち、同条第2項第1号の要件に適合する幼稚園 イ 路 (3) 保育所型認定こども園 法第3条第1項に規定する施設のうち、同条第2項第2号の要件に適合する保育所をいう。 (4) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項に規定する施設のうち、同条第2項第2号の要件に適合する認可外保育施設をいう。	旧 第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。 (1) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する幼保連携施設（以下「幼保連携施設」という。）のうち、幼稚園及び保育所により構成される施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。 アヘイ (2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。 ア 法第3条第1項に規定する施設のうち、同項第1号の要件に適合する幼稚園 イ 路 (3) 保育所型認定こども園 法第3条第1項に規定する施設のうち、同項第2号の要件に適合する保育所をいう。 (4) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項に規定する施設のうち、同項第2号の要件に適合する認可外保育施設をいう。
		<p>(法第3条第1項の要件) 第2条 法第3条第1項の条例で定める要件のうち、同条第2項各号に掲げる基準に従い定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>(1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従つて編成された教育課程に基づく教育を行はほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。</p> <p>(2) 当該施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行はほか、当該幼児以外の満3歳以上の子</p>

新旧対照表

未定稿

	新	旧
2 法第3条第1項の条例で定める要件のうち、同条第2項の施設の設備及び運営に関する基準を参照して定める要件は、次に掲げる要件とする。	<p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 調理室が設けられていること。ただし、満3歳以上の子どもに対してのみ教育及び保育を提供する認定こども園として認定を受けようとする場合で、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により適切に食事の提供を行うことができると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p>キ 略</p> <p>(4)～(6)</p> <p>(7) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示がされていること。</p> <p>(8) 略</p>	<p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 調理室が設けられていること。ただし、満3歳以上の子どもに対してのみ教育及び保育を提供する幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合で、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により適切に食事の提供を行うことができるときは、この限りでない。</p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p>キ 略</p> <p>(4)～(6)</p> <p>(7) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示がされていること。</p> <p>(8) 略</p>
(法第3条第3項の要件)	(法第3条第3項の要件)	(法第3条第3項の要件)
第3条 法第3条第3項の条例で定める要件のうち、同条第4項各号に掲げる基準に従い定める要件は、次に掲げる要件とする。		

新旧対照表

未定稿

新	旧
(1) 次のいずれかに該当する施設であること。 ア 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行ひ、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していくた子どもを引き続ぎ当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。	(1) 次のいずれかに該当すること。 ア 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行ひ、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
(2) 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。 2 法第3条第3項の条例で定める要件のうち、同条第4項の施設の設備及び運営に関する基準を参考して定める要件は、前条第2項各号に掲げる要件とする。	(2) 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。 2 法第3条第3項の条例で定める要件のうち、同条第4項の施設の設備及び運営に関する基準を参考して定める要件は、前条第2項各号に掲げる要件とする。

(委任)
第4条 この条例に定めるもののほか、認定こども園の要件に関し必要な事項は、知事が定める。
附 則
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

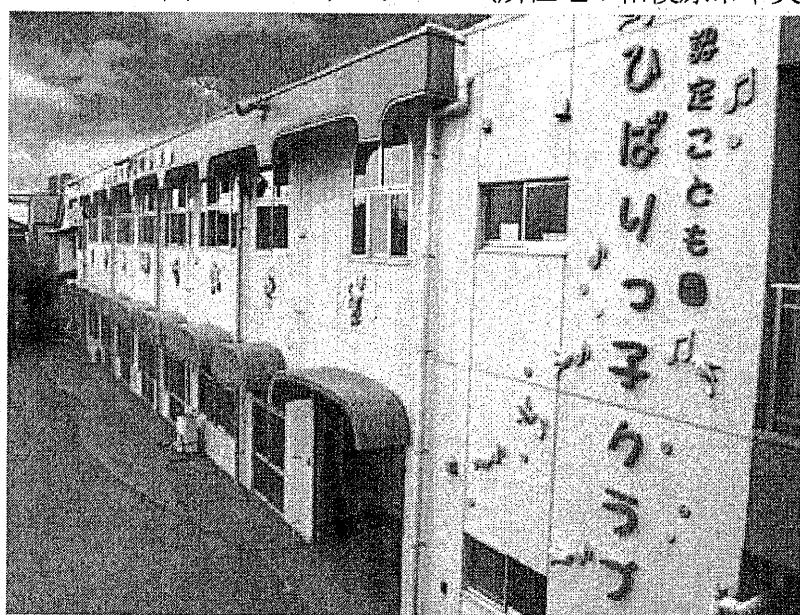
(委任)
第3条 この条例に定めるもののほか、認定こども園の認定の基準に關し必要な事項は、知事が定める。

認定こども園 表示事例

認定こども園はらのこ (所在地：横浜市瀬谷区)



認定こども園ひばりっ子クラブ (所在地：相模原市中央区)



子育て支援情報サービスかながわの登録情報更新について

1 現状と課題

- ・ 県では、平成17年4月から、HP「子育て支援情報サービスかながわ」（社団法人かながわ福祉サービス振興会に委託）を開設し、施設情報として認可保育所等の検索サービスを提供している。 * 月間最大アクセス数：80,000件（平成23年7月期）
 - ・ 登録情報の更新は、各市町村・保育園が初回登録時に付与されたID・パスワードを用いてシステムにログインし、担当者・管理者が自身で追加・修正できる仕組み
 - ・ 現在の認可保育所の登録数は、県全体で919件／1,063件（87%）と低下しており、情報の更新が全く行われていない保育所も多数存在
- 早急に情報登録・更新を徹底し、サービス内容の充実を図る必要がある。

2 登録・更新の方法（案）

次の方法により、今年度に限り、臨時的に情報の登録・更新作業を行う。

（1）情報登録・更新作業の流れ

- ① 市町村を通じ、各保育園に調査票を配布し、情報の登録・更新を依頼
 - * 登録・更新の方法は、別添：私立幼稚園の例を参照
 - * システムで更新が可能な保育所については、従来の方法で更新
 - * 情報の時点は、10月1日あるいは1月1日を想定
 - * 必須入力項目を指定
 - * 新規登録の園については、県で入力枠を設定したうえで依頼
- ② 記入された調査票（システム入力ができなかったもの）を回収し、県（次世代育成課）で一括入力し、施設情報を更新

（2）情報登録・更新作業スケジュール（案）

- ・ 11～12月頃に次世代育成課から市町村保育主管課に依頼
- ・ 年度内には登録情報を更新
- * 次年度以降は、現状の方法と同様に市町村・保育所が直接システムで更新

<http://c.rakuraku.or.jp/>

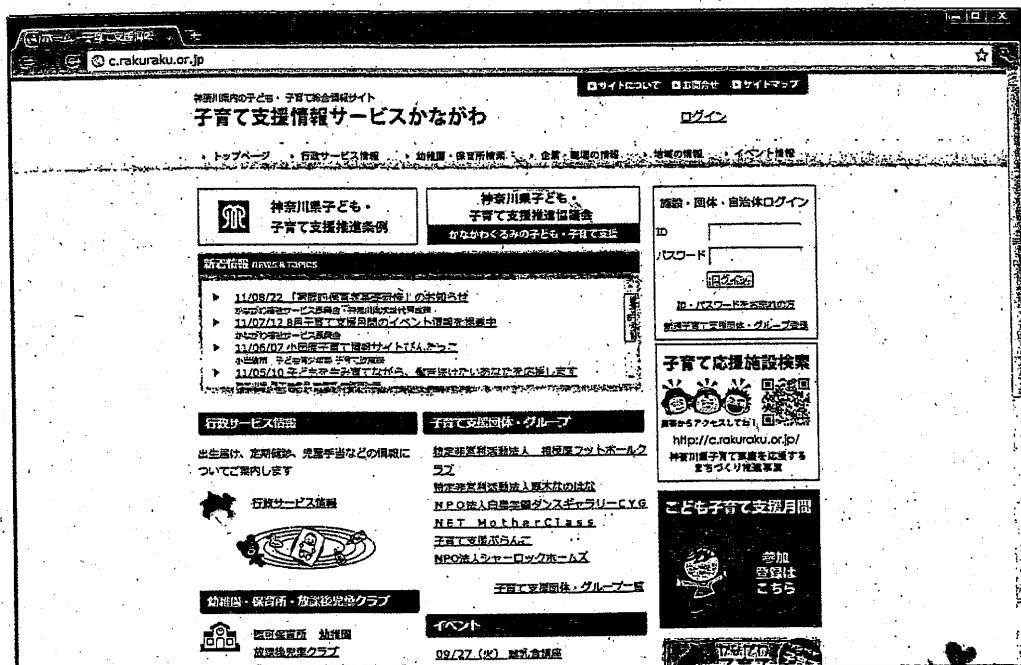
神奈川県内の子ども・子育て総合情報サイト
子育て支援情報サービスかながわ

情報更新のご案内

幼稚園の皆様へ

最新の情報へ更新をお願いします！

神奈川県の子ども・子育て情報サイト「子育て支援情報サービスかながわ」では、
幼稚園情報の更新をお願いしております。更新の方法は裏面をご覧ください。



Hot!

施設情報

神奈川県内にある、全ての幼稚園・保育所・放課後児童クラブの情報が掲載されています。

New

イベント情報

年間を通じて、市町村をはじめ、県内の様々な
団体のイベント情報を検索・閲覧できます。

子育て支援情報サービスかながわの主なコンテンツ

New

子育て支援団体情報

神奈川県内で子育て支援に関する活動を行って
いる、団体やグループなどの情報が掲載されて
います。

New

企業・職場の情報

神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく
認証事業者、かながわ子育て応援団の情報が掲
載されています。



施設（幼稚園）情報の登録・更新方法

1. 子育て支援情報サービスかながわに

アクセスする

<http://c.rakuraku.or.jp> にアクセスしてください。

2. ログイン

ページ右上の「ログイン」をクリックし、ID・パスワードを入力してログインしてください。

初めてログインする場合は・・・

初めてログインする方は、ログインフォームに初回ログインID・パスワードを入力してログインすると、仮登録フォームが表示されます。

①メールアドレスを入力しユーザ仮登録

メールアドレスを入力し、仮登録をしてください。

②メールを確認

入力していただいたアドレス宛に確認メールが送信されます。届いたメールをご確認の上、記載されているアドレスにアクセスしてください。

③情報を入力してユーザ登録

希望ID・パスワード等を入力し、登録をしてください。

④登録したログインID・パスワードで再度

ログイン

登録したID・パスワードで上記2の方法でログインしてください。

3. 「施設情報管理」を選択

ログインしたページの右側のメニューの「施設情報」をクリック。

4. 内容を記入し送信

施設の情報を記入して最下部の「登録の確認へ」ボタンをクリックしてください。各項目については、マニュアルをご参照ください。

5. 内容を確認し送信

記入した内容が表示されますので確認し、「内容を確認して登録」ボタンをクリックしてください。

確認メールが届かない場合

- ・メールアドレスは正しく入力しましたか？
- ・「迷惑メール」に振分けられていませんか？

システムに関するお問合せ先

社団法人かながわ福祉サービス振興会

tel. 045-671-0294 / fax. 045-671-0295

email:kosodate@kanafuku.jp

神奈川県 保健福祉局 福祉次世代育成部

次世代育成課 次世代育成グループ

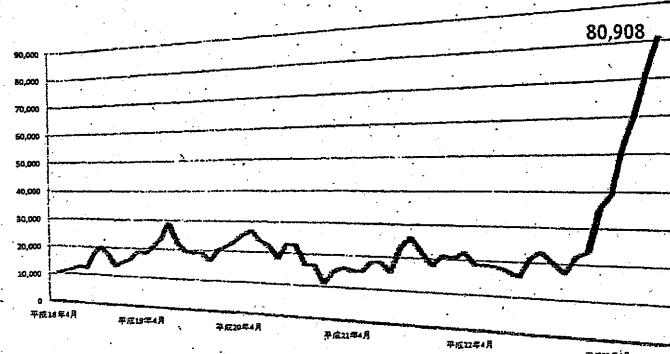
tel. 045-210-4666

子育て支援情報サービスかながわ アクセス数の推移

単位：ユーザセッション数

平成23年3月に、子育て支援団体の情報や県内のイベント情報を充実させるため、情報の整理やデザインの見直しなど、大幅なリニューアルを行いました。

リニューアルと同時に実施したアクセシビリティの見直しにより、右のようにユーザ数が急速に増加しています。特に幼稚園・保育所などの施設情報は大変注目されており、より新鮮な情報への更新が課題となっています。



重 要

再通知

平成 22 年 8 月 30 日

かなふく幼稚園 園長様

社団法人かながわ福祉サービス振興会
事務局長 瀬戸 恒彦

「子育て支援情報サービスかながわ」の
情報更新用 初回ログイン ID 及びパスワード通知

皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

幼稚園の管理者の方が、ご自身で情報を追加・修正できる、リモートメンテナンスシステムへのログイン用の ID・パスワードをご通知いたします。

貴幼稚園の初回 ID とパスワードは、以下の通りとなります。

ID 番号： YN149999999
パスワード： XXXXXX

この ID とパスワードは、施設データの取り扱い許可となる大変重要なものですので、初回ログインし、メンバー登録がお済みになるまで、大切に保管いただきますようお願い致します。

※同封のメンテナンスのご案内を参考の上、メンバー登録（メールアドレスのご登録）とデータの更新をお願いいたします。

又、そのほかのお問い合わせは、ご担当者・連絡先等を明記の上、下記お問い合わせ担当までメール等でご連絡ください。ご担当者宛に、折り返しご連絡いたします。

今後とも、当振興会、及び「かながわ福祉情報コミュニティ／子育て支援情報サービスかながわ」をよろしくご活用頂きますようお願い申し上げます。

以上

お問い合わせ：

社団法人かながわ福祉サービス振興会

〒231-0005 横浜市中区本町 2-10 横浜大栄ビル 8F

TEL： 045-671-0294 FAX： 045-671-0295 e-mail： kosodate@kanafuku.jp

広報・情報課 担当： 中間（ナカマ）

平成23年9月22日

『施設名』

園長 殿

社団法人かながわ福祉サービス振興会

日頃より、「子育て支援情報サービスかながわ」のご利用、誠にありがとうございます。
平成23年10月(平成24年度向)に掲載予定の、私立幼稚園情報の確認・更新について
御案内いたします。以下の手順に沿って、現在の掲載情報の確認と追記・修正をお願いいたします。

今年度、「子育て支援情報サービスかながわ」は、3月に大幅なリニューアルをいたしました。その後、新年度より現在に至るまで、順調にアクセス数も伸びており、掲載しております皆様、私立幼稚園の情報の閲覧、詳細についてのお問合せも増えてまいりました。

以前より私立幼稚園の皆様には、掲載データの修正用、ログインIDとパスワードを配布しておりました。今回のリニューアルに伴い、既存のIDとパスワードは、初回ログイン時のみお使いいただき、以後は、ご自身で新たに設定していただいたIDとパスワードでログインしていただくことになります。

何かとお忙しいところご面倒をおかけしますが、この機会に是非、メンバー登録(メールアドレスのご登録)及び、情報更新機能をご利用いただきますようお願い申し上げます。

(すでにご登録がお済みの幼稚園の皆様は、従来通り情報更新をお願いいたします。)

又、パソコンやインターネットなどの環境をお持ちではない幼稚園の皆様につきましては、添付の手書きフォームによるデータ更新も受け付けいたします。

『平成23年10月掲載予定(平成24年度向) 神奈川県内、私立幼稚園情報・修正記入用紙』は現在「子育て支援情報サービスかながわ」のサイトに掲載してある貴幼稚園の情報そのままのイメージで、修正・追記用の記入欄を付けた新書式となっております。

用紙に記載されている幼稚園の名称が間違いないことをご確認いただき、続いて掲載情報の詳細についても、間違いや古い情報が掲載されて無いかをご確認お願いいたします。

※簡単な修正の記入の仕方を次ページに付けましたのでご参照ください。

なお、返送いただいた掲載データは、平成23年10月15日より順次掲載してまいりますので、データ反映までしばらくお待ちいただくこととなりますので、ご了承ください。

また、ご事情により提出期間内に返送できない場合でも、平成23年度中は返送を受け付けておりますので、お時間が取れたときに記入、返送をお願いいたします。

ホームページに掲載されている情報を修正・追記したい場合は、該当する項目の横、もしくは下段に記述してください。

神奈川県内の子ども・子育て支援情報サイト
子育て支援情報サービスかながわ

トップページ 行政サービス情報 総務課・教育課情報 企業・団体の情報 地域の情報 イベント情報

ホーム > 支援情報 > 幼稚園施設 > みなとみらい幼稚園

みなとみらい幼稚園

所在地 〒222-2222 横浜市西区みなとみらい2-22 みなとみらいキッズガーデン1F
TEL 045-222-2222 FAX 045-333-3333
交通手段 みなとみらい線、みなとみらい駅下車、徒歩5分、横浜美術館駅出口
メールアドレス info@minatomiiraiyouchien.kensa.jp
ホームページ http://www.minatomiiraiyouchien.kensa.jp

園長から一言

施設の概要

日本文化(古式)の香りや草薙の滝を連れて、海外からの子供には日本に思ってもらおう工夫をしています。國際交流を重視し、それぞれの文化を楽しみ、尊重し、協力しあう心を育てます。

開設年月日 2011年02月28日

敷地面積 m² 建物面積 m²
活動面積 m² 建物構造

登録番号 00000000000000000000000000000000

現在掲載されている情報は、黒文字で印字されています。

各項目の下段、右横等に修正用記述欄

() で

囲ってある部分) がありますので、修正詳細を書いてください。

行政情報 は、行政の管理項目となっておりますので、変更ができません。
変更のご連絡を行政窓口へお願いします。

◆確認と修正記述が終わりましたら、同封いたしております返信用封筒に入れて、振興会まで返送してください。返送期日は、平成23年10月末日です。

なお、お手数ですが修正等がない場合も用紙を返送してください。

※修正項目について、担当より電話にてお問合せすることが、希にございます。

その際は、何卒ご協力いただきますようお願ひいたします。

◆写真の掲載をご希望の方は、プリントしたものか、jpg (240x360 Pics 以上) の画像ファイルをCDRなどで郵送、又はe-mailで下記のアドレスまで、幼稚園名、住所、電話番号を添えて添付してください。

※写真のプリントを返却ご希望の方は、その旨書き添えてください。

お問合せ先： 社団法人かながわ福祉サービス振興会

広報情報課

子育て支援情報サービスかながわ

サイト運営・データ更新担当： 中間

e-mail： kosodate@kanafuku.jp

Tel/Fax: 045-671-0294/0295

『平成 23 年 10 月掲載予定(平成 24 年度向)
神奈川県内、私立幼稚園情報・修正記入用紙』

ご記入日付： 平成 23 年 月 日

ご担当： 様

※ご記入いただいた日付と、御担当者様の氏名をお知らせください。

神奈川県内の子ども・子育て総合情報サイト

子育て支援情報サービスかながわ

ログイン

[トップページ](#) [行政サービス情報](#) [幼稚園・保育所検索](#) [企業・職場の情報](#) [地域の情報](#) [イベント情報](#)

ホーム > 施設情報 > 幼稚園検索 > あさひ台幼稚園

あさひ台幼稚園

所在地	〒230-0012 横浜市鶴見区下木吉6丁目7-24		
TEL	045-574-4583	FAX	045-582-8880
交通手段	JR京浜東北線「鶴見駅」から「06寺谷循環」のバスで「寺尾中学入口」下車。徒歩7分。		
メールアドレス			
※こちらに記入されたメールアドレスは公開されます			
ホームページ	http://www.h2.dion.ne.jp/~asahidai/		



園長から一言

お子様には、元気いっぱい明るくのびのびと園生活が送れるようなアットホームな雰囲気の幼稚園です。是非、ご来園下さい。

施設の概要

基本方針	みんなあつまれ！このゆびとまれ！遊びの王様どろんこ隊。 草も花も石も水も、自然はみんな子どもの友だち。型にはまることなく、自分を自然の中で思いきり解放して、ありのままの自分を思いきり表現していく。それは、しっかりと自分でものを考え、個性が要求される、これから社会の重要なファクターになると見えます。そこで、「遊び」を教育の柱に置くあさひ台幼稚園。スローガンは「遊びの王様どろんこ隊」です。遊びを通じて得られる「カラダと心の健康」というかけがえのない宝石を大切に磨いていけるよう園生活を私たちは目指しています
------	--

開設年月日	1967年04月01日		
敷地面積	1760m ²	建物面積	690m ²
運動場面積	927m ²	建物構造	築38年鉄筋／2階建
設置者	(学)小多喜学園		
代表者	理事長 小多喜 孝道	園長	小多喜 孝道

主な受け入れの内容

料金

	3才児	4才児	5才児
入園料	120,000円 円	120,000円 円	120,000円 円
保育料(月額)	24,000円 円	23,000円 円	23,000円 円
預かり保育料	日額 円	月額(平均) 8,000円 円	1時間あたり 200円 円
経費	給食代(月額) 円	通園バス代(月額) 3,000円 円	施設料(年額) 0円 円
	冷暖房代(年額) 円	教材費(年額) 円	父母会費(年額) 6,000円 円
その他	約10000円		
備考	給食費:300円×食事数／冷暖房費:暖房費:3500円／教材費:10000円～16000円／		

--	--

受け入れ状況

満3才児随時受入	なし				
	あり／なし				
5才児入園	あり				
	あり／なし				
定員 <small>行政情報</small>	140人				
	3才児	4才児	5才児	複式学級	合計
現在の入園者数 <small>行政情報</small>	93人	127人	108人		328人
現在のクラス数 <small>行政情報</small>	3クラス	4クラス	4クラス	0クラス	11クラス
備考					

開園日・開園時間

休園日	土曜日、日曜日、祝日、学年末始、夏休み、年末年始
教育時間	4時間

預かり保育

	実施	保育時間
預かり保育	あり	保育終了から17時まで。（行事などの都合で終了時間が変更する場合があります）
	あり／なし	
休日預かり保育	なし	
	あり／なし	
長期休暇中の預かり保育	なし	
	あり／なし	
備考		

障害児の受入

障害児の受入	あり
	あり／なし

通園

通園バス	あり あり／なし
通園バスの順回路	第2京浜より北側の鶴見区内はほとんど送迎しています。 詳しくは、直接ご連絡下さい。
車登園の可否	可。但し、駐車スペースが2台分しかないので、極力控えて頂きたい。

給食

給食の有無	あり	給食実施回数（週） 回
	あり／なし	
休暇中・休日預かり保育の給食	なし	
	あり／なし	
備考	給食回数（週）：月水金の週3回／	

その他

制服	あり	中途入園受入	あり
	あり／なし		あり／なし
未就園児の親子教室	なし		
	あり／なし		
備考			

教職員数

教諭	教育補助員	その他職員	総教職員
14人	2人	4人	20人
人	人	人	人

他のサービス**他のサービス1**

名称	

内容	
提供日	
提供時間・料金	

他のサービス2

名称	
内容	
提供日	
提供時間・料金	

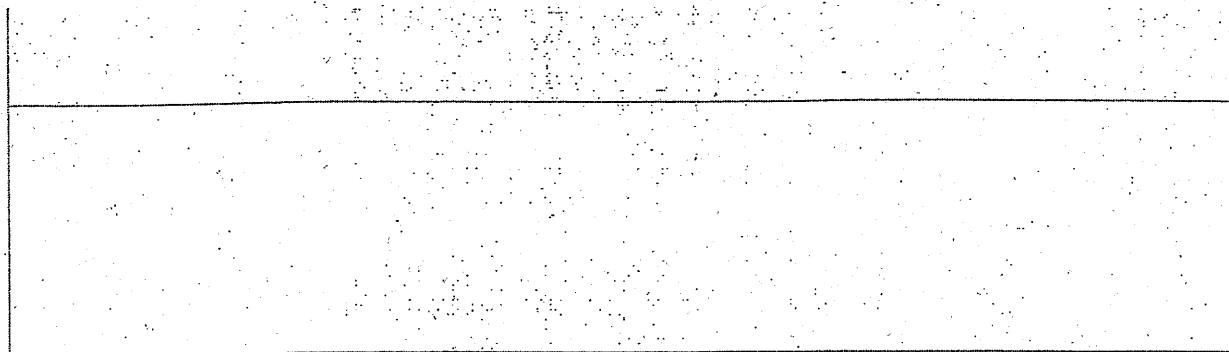
他のサービス3

名称	
内容	
提供日	
提供時間・料金	

主なスケジュール

一日のタイムスケジュール

・9:00~9:30登園・10:15~お集まり、一斉保育・11:30~昼食・12:15~自由遊び・13:15~お集まり・13:20~お帰りの時間・14:00降園



年間行事

4月	入園式／進級式／家庭訪問
5月	親子遠足／内科検診／父母総会
6月	保育参観／歯科検診／ちびっこまつり
7月	すいか割り／お泊り会（年長）／七夕
8月	夏休み／夏季保育
9月	ちびっこまつり（入園説明会）
10月	運動会／お芋掘り（年長）／幼稚園まつり（バザー）
11月	工場見学
12月	クリスマス発表会／お計つき会
1月	
2月	作品展／豆まき
3月	お別れ遠足／ひなまつり／卒園式／修了式

情報更新日:2011/9/15

アイコンについて

のマークがついている情報は、行政機関が管理している情報です。

上のマークがついていない、その他の項目は、事業者からの情報です。ご不明な点は直接事業者にお問い合わせください。

[▲このページのトップへ](#)

[このサイトに関するお問合せ](#) | [個人情報保護方針について](#) | [著作権及びリンクについて](#)

© 2004-2011 神奈川県・社団法人かながわ福祉サービス振興会

一般社団法人神奈川県保育会

平成 23 年 10 月

保育制度に関するアンケート調査結果

保育制度に関するアンケート内容

I 保育所最低基準について国より提示されてまいりましたが、各市町における主管課のご意見をお聞かせ願いたいと考えます。子どもの視点に立って、具体的な内容等について記述してください。

(1) 最低基準について (①反対する ②賛成する ③その他の意見)とします。

(2) (1)を選んだ理由として

II 平成23年7月29日に「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」が打ち出されました。細部について打ち出されていない部分はありますが、皆様方がどうありますか、子どもの視点にお考えにならましたか、子どもに立たれてご回答ください。

<市町主管課>

市町名	I (1)	I (2)	II
横須賀市	③ 政省令等不明な部分が多く、現在検討中。	現在の内容(中間とりまとめ)では、判断が厳しいと考えています。	細部については今後決定するとなつておらず、既存の制度の多くが残つてあまり変化はないのではないかとも考えられる。今後の展開を見守つていく必要がある。
平塚市	③ 本来全国統一した基準とすべきと考えるが、保育の質の向上が図られる基準と予算措置を望む。	市町村は、新システムの実施主体としての役割を担い、自由度を持つて地域の実情に応じた給付等を設計し、当該市町村の住民に新システムの給付等を提供確保するとある。財源も定まらず、不透明のなか中間とりまとめがなされ、十分なシステム構築がなされず、見切り発車されてしまうのはとの心配がある。市町村としては、現在、検討されている新システムが具体化された場合には、子どもと子育ての全般にわたり、現行制度の大幅な変更になるものと思われ、利用者や各自治体に与える影響が非常に大きいと推察されることから、今後の国の動向を十分注視しながら、情報収集に努めるとともに、民間保育園や私立幼稚園との情報交換に努め、保育サービスの低下を招かないよう、取組んでまいりたいと考える。	市町村は、新システムの実施主体としての役割を担い、自由度を持つて地域の実情に応じた給付等を設計し、当該市町村の住民に新システムの給付等を提供確保するとある。財源も定まらず、不透明のなか中間とりまとめがなされ、十分なシステム構築がなされず、見切り発車されてしまうのはとの心配がある。市町村としては、現在、検討されている新システムが具体化された場合には、子どもと子育ての全般にわたり、現行制度の大幅な変更になるものと思われ、利用者や各自治体に与える影響が非常に大きいと推察されることから、今後の国の動向を十分注視しながら、情報収集に努めるとともに、民間保育園や私立幼稚園との情報交換に努め、保育サービスの低下を招かないよう、取組んでまいりたいと考える。
鎌倉市	③ 基準を設けることは必要であり、状況に合わせた変更等も必要と考える。ただし、待機児童対策のみを主眼に置き、基準緩和等を行うことにより、多くの児童を入所させることでは、保育の質を落としかねないため、今後、県条例により施設基準等を制定する際は、各市町村の状況等について十分な調整を図っていただきたいと考える。	0～2歳児の受け入れ義務を伴わない幼保一体化で、待機児童対策となり得るか、完全なる一体化を念頭において行うべきである。利用者負担のあり方については、残された検討課題となっているが、速やかに検討を進めるべきである。	市町村は、新システムの実施主体としての役割を担い、自由度を持つて地域の実情に応じた給付等を設計し、当該市町村の住民に新システムの給付等を提供確保するとある。財源も定まらず、不透明のなか中間とりまとめがなされ、十分なシステム構築がなされず、見切り発車されてしまうのはとの心配がある。市町村としては、現在、検討されている新システムが具体化された場合には、子どもと子育ての全般にわたり、現行制度の大幅な変更になるものと思われ、利用者や各自治体に与える影響が非常に大きいと推察されることから、今後の国の動向を十分注視しながら、情報収集に努めるとともに、民間保育園や私立幼稚園との情報交換に努め、保育サービスの低下を招かないよう、取組んでまいりたいと考える。
藤沢市	③ 児童の安全や保育環境の面からも、慎重に検討すべき内容と考えており、県の条例制定状況を見ながら検討していきたい。	・子どもたちの保育環境として、現在の基準を遵守することが望ましい。 ・現状に対して、対処法として時限措置で、一時的な緩和が恒久的にならないようにし、地域格差が生じないようにすべき。	不明な点が多いため、判断できない。
小田原市	③ 現時点では判断できない。	家庭の経済状況により、子どもが受けれる保育のレベルに格差が生じることになりかねない。「子ども・子育て新システム」の検討に当たっては、保護者、保育現場等の意見を十分に反映して進める必要がある。	子ども・子育て新システムにより、方向性としては好ましいものと考えておりますが、株式会社など多様な事業主体の参入を可能とすることによる保育の質の確保・向上に向けた対応方法や市町村が実施主体として位置づけられている中、新システム
逗子市	③ 現時点では判断できない。		
秦野市	③		
厚木市	③ 3歳未満児についての保育士配置の基準を国の基準より高い基準で、市として設けるなどの対応をしているため、現時点での影響はあまりないと思われる		

		が、今後の国等の動向を見ながら必要に応じて対応をしていきたいと考えます。	事業計画の策定、保育の必要性の認定などの事務処理体制、新システムが保育主管課のみでなく、他のいくつかの課の事務も関係するため、市の組織の見直しなども必要であり、今回示されている内容の詳細、実施年度等が確定されないと遺漏なく新システムに移行することができないと考えます。
伊勢原市	③	現行の児童福祉施設最低基準は保育の質を維持し、入所児童の健全な心身の発達を図る上で、重要な役割を担っていると認識している。	新システムの基本的な理念については、有意義なものであると考えるが、必要となる財源や費用負担等、不明な点が多いため、今後の議論の推移を注視したい。
海老名市	②	保育所最低基準の項目の一つである保育士配置基準において、海老名市の公立保育園では手厚い保育を行うという観点から、1歳児4.5人ににつき保育士1人という基準を設定している(国基準では1歳児6人につき保育士1人)。しかし、国基準自体の引き上げについては、保育士数の確保が難しい現状を考えると、早急に改正する必要はないと考える。	「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」の中で、保育所入所の仕組みが、保護者が市町村に申請し、市町村が決定を行う従来の方式から、保護者と施設の契約方式に変更され、市町村は指導監督的立場になることが示されている。市町村は客観的基準に基づき子どもの「保育の必要性」を認定する役割を担うことになるが、「保育の必要性」の認定基準は現在の「保育に欠ける状態」の認定基準と類似するため、市町村が培ってきた入所選考におけるノウハウについては引き続き活用可能であり、その点においては制度改正の影響があまりないといった印象を受ける。しかし、「保育の必要性」の認定を受けない子どもにも定員枠を設けることについては、受入施設の恣意的な入所選考が行われる危険性を孕んでいるため、真に保育の必要な子どもが入所できないという事態が生じないよう、市町村のチェック機能が働くような仕組みづくりがなされるか、検討会議の今後の動向を注視しているところである。
南足柄市	②	児童が明るくて衛生的な環境において、保育士により、心身ともに健やかに保育されるため。	財源について、国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）のあり方については、今後検討するとしているが、重要なポイントであり、明確化されたい。
綾瀬市	②	児童の安全安心と心身の健やかな育成を保障することを目的と定めた基準であり、また、「県知事は、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させように勧告することができる」と定めており、保育環境の向上への基準として賛成する。綾瀬市では、最低基準（保育士数等）を超えて保育を実施しています。	「保育の必要性の認定」や「公的保育契約制の導入」などにより、事務手続きが複雑化したり、保護者の様々な負担が増大することのないように、また、保育の質が低下することのないように、保育現場の視点に立ち、かつ児童と保護者の安全安心を念頭に新システムを構築してほしい。

松田町	②	上乗せが可能な最低基準であるため。	制度の移行が、確実かつスマーズに行われ、混乱ないことが大事。
開成町	③	現在の最低基準でいくと、保育室はギュウギュウの状態です。年齢と面積の数値だけでの判断は如何なものでしょうか。保育室の現場を是非見ていただきたいと思います。保育の質は、公平に保たれるべきだと思います。住むところによつて保育環境に不平等があるのは、環境を選べない子どもにとっては不公平な気がいたします。ただ、待機児がなく、面積に余裕のある地域にとつては、より広い基準を設け、保育の質の向上に繋がればと思います。今より基準を下げるのは、子どもにとって良くないと思います。	園が子ども達を選ばないか不安です。能力の低い親の場合、自分で園を選び契約する事が出来るのか…。働き方が多様化している中、「保育に欠ける」、「欠けない」だけの判断ではなく、多様に保育サービスが対応していくことに期待。
真鶴町	②	最低基準は、子どもの発達を保障する最低基準であるため、面積、保育者の配置等を示すものとして必要と考える。	すべての子どもも、子育て家庭に必要な良質な支援を行うという理念は非常に良いことだと思う。また、幼保一体化も就学前の子どもたちに大きく関わることなので、すべての子が同じような経験を積んで就学することは必要だと考える。

<市町園長会・個別園>

市町名	I (1)	I (2)	II
横須賀市	公 ①	面積基準は、子どもや保育士が無理なく動くために必要な広さ、安心・安全を重視した空間が適していると思う。待機児童解消への暫定措置は認められない。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保一体化を進めしていく中で、当初の予算1.5兆円～2.4兆円から0.7兆円に減つてしまい十分な体制で取り組めのか。 ・利用者の負担や運営費のあり方が具体的に打ち出されていない。 ・保育の必要性をどのように認定するのか制度計画からは具体的に見えない。
民		「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴って、保育所に関する施設基準が横須賀市の条例に委任されるようになるようですが、条例制定にあたっては神奈川県と連携を密にし、児童への待遇が平等に行われることを要望します。	<ul style="list-style-type: none"> ・中間とりまとめにおいて、「すべての子どもの健やかな育ちと、結婚・出産・子育ての希望がかなう社会の実現」を幼保一体化の基本的な考え方として整理しているが、中間とりまとめの描く施策やその進め方を見る限り、現行システム以上の効果を期待することはできないと考えられます。 ・また、中間とりまとめにもあるとおり、子どもたちの健やかな育ちは、わが国にとっての最大の資源である「人」づくりの基礎であり、子どもの育ちと子育てを支援することは、未来への投資であることを実現するために、国及び市町村と保育所が明確に責任を持つる現制度を更に拡充していくことが、最善であると考えられます。 ・今回の中間とりまとめは、財源確保と制度施行は一体不可分であるにも関わらず、具体的な制度の中身については今後の検討事項が多く、財源の確保がないままに新システムが施行されるのは現場にも混乱を招くのではないか。 ・就学前(0～6歳)の時期は、発達の連続性を確保することが大切なので、新制度として3歳児で分割することなく、今後とも制度として現行の保育所(0～6歳児)を保有する施設)として残してほしい。
公 ①		・国から最低基準見直しは、保育室の面積基準の緩和ということ。 ・保育・食事・午睡といろいろな使い方をしなければならない状況の中、無理があると考える。安全面でも賛成しかねる。	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の最低基準に定められている基準に、各自治
公 ①		全ての子どもへの良質な生育環境が必要である為、その保障と最低基準の改善をお願いしたい。又、保育士配置の確保や保育の質の充実が実現されるようにしていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期です。年齢で分割するのではなく、発達の連続性を確保した制度とすべきである。又療育を要する子どもへの手厚い支援やきめ細やかな対応が必要である為、強化・充実すべきです。 ・保育所が果たしてきた機能を継承し、児童福祉としての役割を維持すべきです。
公 ③			<ul style="list-style-type: none"> ・子育て新システムの中間とりまとめがされたという事ですが、まだまだ全体像がつ

			<p>かみきれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不安材料は多くありますが、今園にいる子ども達の保育内容、環境をしつかりと維持し、守りながらも、新システムで打ち出されるこれからの園づくりに現場の声を大いに反映させたいと思います。 ・変えてはいけない子育てや保育の原点がぶれないようなシステム作りをしたいと思います。
公	①	・子どもの年齢に対する保育士の数	<p>開設時間中ににおいても変則勤務のため保育士が減るので保育士配置数を増やしてほしい。</p>
公	③	・60歳以上もそのままにされている最低基準を改善していかなければならぬのに、規制緩和を進めようとしている。	<p>・規制緩和されない保育室に詰め込まれる子ども達、人的的環境が壊れる感じがしてとても不安全です。</p> <p>・子どもたちの食・健康の安全を確保、保障できる基準であってほしい。職員の配置基準、施設基準を改善してほしい。</p>
公	①	・最低基準面積は、国が一律に定めたものである。	<p>・質の高いサービスを担保とする為「最低基準」等のナショナルミニマムとしての社会的規制を整備する必要がある。</p> <p>・対人サービスの担い手の確保・定着の促進によりサービスの質を確保し、現物給付における安心・安全の環境を確保することを願う。</p>
公	③	理想の基準で保育できれば、一番良いと思いますが、反面「待機児」が増えることにもなるので!	<p>「幼保一元化」をしないと、質の高い「教育と保育」が出来ないのでしょうか?</p> <p>文部省? 厚生労働省?</p>
公	①	物を含めての一人当たりの面積が、現行より少なくてなるのは、建物が老朽化し、また、物が多くなっている現在、はいはい、伝え歩き、歩行初期の成長過	<p>日々安心して生活できてはじめて、教育的援助を受け入れることが出来る。現状では、生命の保持及び情緒の安定を図るために援助を最優先しなければ、教育的援助を受ける気持にはなれない。</p>

公 民	③	程の子にとっては危険である。 面積基準の緩和は参考が必要だと思います。 ・保育の地域格差が広がる為一国レベルで保障してほしい(子どもの育て・命・安全の保障)・事業者指定制度の導入により、保育の質の確保より利益を優先するのではないか。	中間とりまでは、「今後の検討」とされた項目が多い為、これから動きに注目していくたいと考えています。 ・子どもたちをきちんと受け止めることろがない。(制度的な枠が必要)・園として安定した経営・運営が困難。	短時間保育サービスの導入により、利用したい時間だけ、休日、早朝、夜間保育の拡大等で、子どもに係る負担が気になります。
民 民	②	全ての子ども達にとって、素晴らしいものになるよう、更に具体的な制度設計に向けて、取組んで頂くこと。	今後の課題も山積みだと思いますが、全ての子どもにも質の高い保育を保障する事ができよう、保育士が保育の根本的な大切を理解し、質の高い保育を提供していかなければならぬと思います。時代の変化に柔軟に対応できる制度であってほしいと思います。	今までの保育園として培ってきたものを大事にして、0歳～6歳の保育を進めていきますので、年齢で切ってしまうのは、継続的にならないであろうし、保育園としては、教育の面でも、色々と取り入れ経験してもらっています。養護・教育とともに、保育園として、今後もステップアップしていくつもりですので、総合施設となっていくのはどうなのかと思います。
民 民	①	待機児を解消する点については、対策を考えなければならぬが、今回の基準になると、子ども達の遭遇が悪くなると思いますので、一人当たりの面積の縮少については反対意見です。	①人員配置基準の緩和を希望…具体的には 0 歳児 2.5 人につき 1 人、1 歳児 4 人につき 1 人の保育士を配置してほしい。②居室面積基準について…事故、怪我予防のために子どもが伸び伸びと活動できる為拡大を希望。	①子どもたちの最善の利益を保障する為には、質の高い保育を提供していく必要があります。そのための財源の確保をお願いしたい。②市町村の関与を明確に定めさせていただきたい。③新システムのねらいが明確に見えてこない。待機児解消に繋がるのか? いずれにしても、子どもたちの最善の利益を最優先できるようなシステムになるようお願いいたします。
民 民	① ③	保育の質の向上を確保していないため。 市独自での職員配置の補助金には感謝しておりますが、1 歳児に対する基準の見直しをご検討頂きたいと思います。	政治が不安・不信で方向性が信頼できない。 幼保一体化によって、子どもの短時間、長時間保育に不安があります。まだ、あまり良く理解しておませんが、直接契約となり企業のように園同士がライバルとなり、地域社会で子育てをする余裕がなくなり、利益だけを考える施設になってしまうのでしょうか、不安です。	新システムの基本理念は、もっともだと考えますが、具体的な内容は、親の経済状況

	<p>れませんが、面積など待機児対策を名目に規制緩和をすることには反対です、子ども達の保育環境を少しでも良くしていく事が必要です。</p>	<p>・国より提示される最低基準は必要であり、地域により格差が生じる事はすべての子ども等しく最善の利益が考慮されることにはならないように思いますが。・基準は最低のラインであって自治体により、それを上回る職員加配等がなされる事は良いと思いますが、待機児解消のために面積緩和が行われる事は、子どもの安全や発達面から考えても良いとは思えません。</p>	<p>や暮らしている市町村によって、全ての子どもが保障されなければならない最善の利益に格差が生じる事になると思われます。特に、設置主体が様々な業種から参入すれば、保育の質は低下する事でしょう。又、契約方式の変更や認定基準が保育を必要とする子どもに、格差を生む事につながる事が懸念される。</p> <p>・認可外施設を含めて参入を認めるとありますが、それにより量的拡大は図られるでしょうが、「保育の質」は、どうなるのでしょうか？ 利益追求の多様な事業が参入し、働く親のニーズに応えること求められ、それに伴い、長時間保育や病児保育等、守らるべき子どもたちの心や体の成長が心配されます。・子ども・子育て新システムの基本的考え方の中に、子どもたちの最善の利益を考慮し、すべての子ども達が尊重され、その育ちが等しく確実に保障される事が必要とあります、子どもや子育て家庭の目線から考えているのでしょうか。</p>
			<p>・少子化の時代を迎え、いろいろな面で心配しております。保育士専門学校においても、学生の減少(保育士の確保)また私の地域では子どもたちの遊び姿が見られないほど減少しています。国も新システム等、なんらかの対策をとらなければいけないのでしょうが、検討中というのが多くて分からぬ部分も多々あります。・生き残るために総合施設を造るべきなのか、思案中です。・園長・保育士も関係のあることですですが、何より経営者の問題だと思います。またなんらかの方法で、地域に貢献しなければ現在の社会福祉法人は無くなるのではないかとも心配しています。現在は無税ですが、課税されるのではないか等、問題は山積みです。地域への貢献も保育園としてどのようにしたら良いか…。</p> <p>同じく2年目なので、よくわかりません。これからよく学んでいきたいと思います。</p> <p>開園して2年目なので、よくわかりません。</p> <p>何をするにも、基準となるラインは必要だと思う。</p> <p>ほほ賛成ですが、子ども達の幸せ、未来のある子ども達が制度によって犠牲にならないようにと願っています。日々、それをを目指し頑張つていく中で、感じることがあります。保育園に通う子ども達は、生活そのものが”育ち”へつながり、私達もその”育ち”を子ども達と共にします。</p>

		<p>一緒に楽しく、ゆったりと感じながら進められたら幸せであり、保育園の存在が明確になるのではないかと考えています。</p>
鎌倉市	民 ①	<p>今までさえ低い最低基準を、待機児がいるからと「特区」を制定して、基準を下げるには反対。国基準は必要。今後は、今の基準よりアップしたものを見ます。</p> <p>子ども・子育て新システムは、子どもの育ちを保障していないと思います。又、保護者にとっても、負担の大きい安心して子どもを保育園に預けられないものと思っています。</p> <p>理由として、①児童福祉法第24条の保育に欠ける時に、国、自治体の責任がなくなる。国と保護者の直接契約となる。②保育料 応能負担より応益負担となる。③保育時間が、4H、6H、8Hとばらばらになる。④指定制度により、企業が参入しやすくなり、保育が金もうけの手段となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが楽しく自由に伸々と成長できる。 ・人的・物的環境が必要。 ・保育にもっともっと予算措置をするべき。 <p>多様な事業主体の参入や保育の量的拡大を図ることで、子どもや保育が商品化するのではないかと懸念いたします。</p>
民 ②		<p>まだ方向性が不明確です。</p> <p>子どもたちの最善の利益を考慮し、最もふさわしい生活の場を確保するために、最低基準は必要であると考えます。</p>
民 ③		<p>新システムでは、ナショナルミニマムとしての最低基準の維持を明言していない。待機児童問題が大きな問題となっているが、ただ単に待機児童の問題解決のために、最低基準が緩和されることは、子どもの安全性、健やかな成長発達にいいとは思えない。国として決められた最低基準を下回ることがないようには希望する。地域によって、保育水準に差が出る可能性もあり、商品を預かるのではなく、大事な命を預かる側としても生命身体に危険性が増大するところはとても怖いことだと思います。</p> <p>(7園のまとめ)</p>
公立園長会③		<p>最低基準は、子どもの安全・発達を保障する最低ラインとして必要と思う。待機児が多く、一人でも多く入所をということは理解できるが、特定地域の二省に分かれていた就学前の子どものことを「子ども家庭省」に一括することには賛成するが、財源の確保、子どもの最善の利益の優先、現場が混乱しない進め方をすべきと思う。</p>

		<p>①量的拡大のため多様な事業全体が参入することにより、質が大きく低下しないか。 また、入所にして直接契約になると選ばれないと入所できなくなる人は入所できないこと。 ②3歳以上児は標準的な教育時間をするに保障といふことだが、3歳で分割されると、発達の連續性は保障されるのか。 ③「市町村は自由度をもつて」と言つてゐるが、地区による格差が生じないのか。手厚い支援を必要としている子ども、家庭もあるので、市町村の責務を法的に定めるべきではないか。 ④3歳以上の配置基準（面積・職員対比・給食）はどうになるのか。また「保育教諭」に移行するこ</p>
		<p>・今後検討の項目が多い事に不安を感じる。中でも財源については、恒久的確保と1兆円の確保を確実なものとさせたい。 ・単なる反対運動ではなく、財源を含め条件闘争としての活動を進めていかなければならないと思います。</p>
藤沢市	民間園長会①	<p>子どもの視点の場合、最低基準は最低を決めたものであり、その基準を下げるべきではない。基準を緩和した結果、怪我、トラブルの発生や受け入れ人数が増えた事による職員確保が新たな問題になると考える。</p> <p>現在の子どもはストレスも高く、また支援を必要とする子の増加、長時間保育の利用も増加している。保育指針でうたわれているように『子どもが最も権利』を守る最低のラインであり、現在の最低基準は保育室の面積や職員配置等あくまでも最低基準であるとされる。児童福祉施設最低基準では『最低基準を越えて、常にその設備及び運営を向上させなければならぬ』とうたわれている。最低基準の見直しも問題とされている時であり、子どもが発達の保障、安全安心の保障の為にも①の選択となる。尙待機児の増加は課題ではあるが、待機児が多い市として、入所の条件の見直し等も考慮すべきと思う。現状では有効な面積を利用した待機児解消の努力をしており、保育士の保育をする上での負担は拡大している。これ以上の緩和は特に乳児にとっては保育</p>

小田原市	① 所保育指針が求める保育から遠ざかる懸念がある。	<p>児童福祉法第24条の概念からしても、悪法だと思います。今の最低基準すら世界から見ても遅れています。今より子ども達の事を考えたら拡張しなければならないことは必須です。保護者や保育者からのニーズ（要求）ではなく、保育を企業参入しやすいように規制緩和を進め、国が責任を放棄して安上がりに待機児童問題を解決させようとしているのだと思います。現状よりもっと良い環境にしていくことが当たり前の仕事だと思います。</p> <p>保育所最低基準は、子どもが安全、安心して保育所生活ができるための最低限を保障したもので、乳幼児一人当たりの面積の緩和等これ以上の引き下げは、子どもの健全な成長を損なう恐れや事故が増加する可能性が高まる。</p>	<p>政府案はとにかく研究や検討が不足し、焦りも目立ち、このまま実施されたら、保育関係者一同大混乱間違いありません。今の案と現場・現実とは多くのミスマッチが感じられ、子ども達にとって、保育にはメリットはないと思ひを覚えずにはいられません。子ども関係の予算を自治体に…というプランが考えられていますが、いくら任せても、財源が増えるわけでもなく。もし、この政策を押し通そうとするならば、保育園・幼稚園のスペースを拡張し、多様化するニーズに対応するだけの職員配置が必要で、幼稚園も乳児室・厨房が必要になります。つまり、これを可能にするには財政支援を大幅にアップすることが絶対条件だと思います。制度だけ変わり、現場は対応に大忙しだけど、環境も待遇も変化なく却て悪くなつたなんてことにならないことを願うばかり。現場の声をどんどん上に届けることが大事だと思います。</p> <p>子どもの保育所生活を保障するためにには、民間保育所運営費の一般財源化は阻止しなければならない。保育所への入所を希望する保護者を排除しかねない幼保一体化、直接契約、直接補助契約方式、保育所の産業化政策は取りやめ、将来の日本を担う子どもたちが負担する責任を持つて、現行制度での財源の増額、保育の充実に努めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園それぞれ良い点があると思うので、別々の運営で良いと思う。 ・小1プロブレムなどと言われる問題について考えると、一体化した方が子どもは抵抗なく小学校生活を送れるかもしれないと思う。 ・お互いの良いところを取り入れていけば良いと思う。 ・役人や上の人が考えているほど、現場は順応しない。企業が利益目的で参入したり、基準が崩壊していつたり、「安心・安全な時間、環境」が守られるとは思えない。 ・国の定める最低基準がなくなり、保育の地域格差が広がる。 ・保育所の利用時間がバラバラになり、集団での生活や遊びが困難になる。 ・子どもを預かれば、それで良しということではない。子育てのしやすい社会を作ることが大切。親が子に向き合う時間、子育ての充実を図ることが望まれる。 ・社会全体で支援するという事は、とても必要なこと。しかし、その上で一體化となると、様々な問題も出てくるのではないかと思う。第一に子どもの事を考え、子どもが伸び伸び
市保育会	① 反対多数	<p>②・面積が狭くなつた場合、事故、怪我、病気の感染等安全面、衛生面で不安がある。</p> <p>・精神衛生面でも、安全に伸び伸び過ごせる環境を考えるべき。</p> <p>・1歳児は月齢差によつて、対応が大きく変わるので、2歳児と同じ対人数というのはみきれないところがある。現行の4対1が良い。</p> <p>③待機児童は、本当に親の手元を離れる必要があるのか。数だけ見て、実情は、親子の間わりの機会を必要に奪うことになるような周りに乗つかつた申請もあるのではないか。又、基準は、子どもとの健</p>	<p>・精神衛生面でも、安全に伸び伸び過ごせる環境を考えるべき。</p> <p>・役人や上の人が考えているほど、「安心・安全な時間、環境」が守られるとは思えない。</p> <p>・国の定める最低基準がなくなり、保育の地域格差が広がる。</p> <p>・保育所の利用時間がバラバラになり、集団での生活や遊びが困難になる。</p> <p>・子どもを預かれば、それで良しということではない。子育てのしやすい社会を作ることが大切。親が子に向き合う時間、子育ての充実を図ることが望まれる。</p> <p>・社会全体で支援するという事は、とても必要なこと。しかし、その上で一體化となると、様々な問題も出てくるのではないかと思う。第一に子どもの事を考え、子どもが伸び伸び</p>
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市		

		<p>や安全など、健やかな育ちを考えて、何年にもわたって改善こそされたが、守られてきたものです。それをごく一部の現場感の無い方が、簡単に破つて良いものと思えない。</p>
市園長会①	市園長会①	<p>市公立保育園については、建物の老朽化が進み、今後の見通しもなく、ホールやその他部屋の余剰ない。その中、定員超過もしている現状である。</p> <p>待機児童数解消のために、基準面積を減らす等子ども側からするとおかしい。感染症もより発生やすい事も考えられたり、ケガ、事故などもリスクが高い。そもそも待機児の中味、本当に保育が必要なのか、親の都合優先という気がする。</p>
逗子市	逗子市	<p>施設への直接入所申込みというのは、児童福祉の観点から、支援が必要な親子が入れなくなったりしないのか心配。・検討されるたびに変更も多そうなので、分かりにくいけれど本当にできるのかと思う。・常日頃、保育所は子どもの代弁者だと思って様々な事を考えているので、良い方向に決まるといいのだが、不安が大きい。</p>

			<p>・全国、県、保育会の主旨・主張を尊重し、子どもの視点に立つことを願う。・運営、保育士待遇を一番に考えたものにしていただきたい。</p>
秦野市 民 ①	今のところ、不十分に感じている。		<p>・子どもは商品ではありません。・養護の視点が欠けては保育所ではありません。</p> <p>ある程度の妥協は致し方ないと考えますが、上記の2点+教育は必要です。</p>
市園長会 ①	待機児対策の1つとして、最低基準をさわることとは、子どもの処遇環境を悪くすることなので、反対である。		<p>0～5歳児の保育を実施してきた保育園として、0～2歳、3～5歳と区分した保育の形態について、保育の分断は適切でない。育ちの継続性、育ちの連続性から見ても、不適切であると思います。</p>
伊勢原市 市保育協議会 ①	児童福祉施設最低基準に定められている居室面積は、子どもの健やかな育ちと生活を保障するために必要な最低限度の基準を定めたものである。国が示す待機児童対策のための特例措置の運用にあたっては、省令で定めた児童福祉施設最低基準を下回らない水準となるようご配慮頂きたい。		<p>子ども・子育て新システムの基本制度案要綱で示された「すべての子どもへの良質な生育環境を保障し、子どもを大切にする社会」の実現には、安定的・恒久的財源の確保が必要不可欠である。また、公的責任のもとにある現行制度の有効性を反映させ、保育の質と量が確保できる制度設計のもと、子どもの健やかな育ちを保障するために、児童福祉施設最低基準の改善等と保育の質の向上につながる制度となるよう更なる議論を要望する。</p>
座間市 民 ②			<p>・今までのように県が1名加配置、市が1名加配の保育士がいればよいと思います。・一人の5歳児がいても保育士2名が係わなければならないとなつてはいるが、家庭的保育の現場は、1名の保育者が3人まで保育することが出来るとなつてはいる。これはおかしいのではないか?</p>
民 ①			<ul style="list-style-type: none"> ・元来、最低基準は子どものためのもの(安全で健全な保育を受ける権利)であって、企業などの大人の都合によって考えられ左右されるものではない。 ・少子化対策と待機児童を名目としたご都合主義の変更是、無策の象徴である。保育所の確たる位置の安定と保育の質の向上は、未来の日本を作るための必要条件であることから、最低基準を維持しつつ、

		児童福祉の観点から保育所を見直すことが大切である。	
民 ③		<p>新システムについて、まだ全体をよく把握しきれていないというのが感想です。現在入所している子どもについては、何の問題もないでの、今後新システムを導入する必要があるのか疑問に感じます。</p> <p>幼稚園は、一部そのまま残るなど、完全な幼保一体化がされないままでは、かえって複雑な構造となってしまうのではないかと思います。子どもの最善の利益を考え、検討を重ねていく必要があると思います。</p>	
民 ③	市園長会	<p>最低基準はありますが、保育士の一日のほとんどが保育時間に使われていて、研修時間や保育や教材の準備の時間がありません。準備時間の確保等の質の向上、充実ならびに保育士の待遇改善の必要があると思います。又開所時間中は基準以上の職員配置をすることができるような運営体制を図るために、十分な財源の確保も必要にならくると思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新システムでは、保育所を保護者自ら選択し、施設と契約するとなつていて、現状との大きな相違はどうなののか、不透明である。すべての子どもが入所できるか疑問である。 ・子どもや子育て家庭を社会全体で支えていこうという考えは賛同できるが、親の中には子育てを人任せという愛情の希薄な家庭も見受けられ、子育てより仕事を選ぶ母親が増加している。子育てをする専業主婦に対する支援等もあつて良いかと考える。
南足柄市	寒川町	<p>・国が提示した基準緩和では、安全確保が難しく、事故の増加や安定した環境の中での保育が難しくなると思われる。また、職員の配置等保育士の忙しさや心のゆとりがなくなることが心配される。</p> <p>・現在の住宅環境は基準が定められた当時から見て良くなっているのに、大人の都合で面積を決めようとしている。子どもの安全や発達の保障の観点から考えるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財源面が明確でなく、新システムを進めしていく上では、一番の不安材料です。 ・「市町村新システム計画(仮称)」を市町村が責任を持って、作成していくことになるようですが、我が寒川町の場合は、今までの経緯を考えるとても不安です。 ・3歳未満児(乳児保育)の保育のあり方にについて、あまり細かな検討がなされていないよう で、この部分の検討が必要。 ・本当に幼稚園と保育園が一元化されるのか。 ・子ども指針についても、どう統合された状態で出されしていくのか。 ・全ての子どもを社会が見ていく為に、このシステムが進められていく中で、本当に子どもの立場に立った、大人の支援の為だけに走ってしまわぬよう、現場としては、今までにしてきた

		<p>故にもつながるのではないかという心配があります。子どもにとって(特に低年齢)は、日中、保育園の中で、ゆったりと過ごせる環境が不可欠と考えます。</p>	<p>保育をより高める為に保育をしていきたいと思いました。</p>
足柄上郡	民 ①	<p>世界的にも日本の保育所居室面積は低く、この状況をもつと下げる今回の基準の見直しは、他の地域そして全国へ広がるのではないか? 都市部も他の地域も子ども的生活環境を守る最低基準は、これ以上低くしないよう希望します。</p> <p>(当園では4月より乳児の分園を開設し、児童数が減少し一人当たりの面積も増えた結果、子ども同士のトラブル(かみつき etc)が減少しました)</p>	<p>地域差のある状況の中で、新システムがどのように効率を上げられるのか良く見えません。親の子育て力が年々低下していますので、幼保一体化ではなく、地域の子育て支援センターを充実して、0~2歳児の在宅子育て支援と保育園での乳児保育の拡大をする努力をした方が混乱せず、安心して子育てできるのではないかでしょうか。</p> <p>又、3歳以上児の総合施設(幼保一体化)については、保育の量的拡大・質の保障や養育支援・二重行政の解消が基本的な考え方のようですが、市町村新システム事業計画策定前の子どもたちの生活実態を調査し、親の要望のみに翻弄されないよう願っています。</p>
愛川町	公 ①	<p>現在においても、最低基準のままで町の中で使われているので、厳しい所があるのに、またこれから緩和されるとなると、子どもの安全、健やかな成長など保障されるのが難しい。</p> <p>・普光院さんがおつしやるところ、保育所の面積は大人の都合ではなく、子どもの安全や発達保障の観点から考えるべきだと言われていることだと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園長会において、勉強しているが、まだはっきりしたものうち出しありません。

<保育士会>

市町名	I (1)	I (2)	II
横須賀市	①15園 ②6園 ③9園	<p>①の意見　・一人当たりの面積が狭くなることで、病気の感染拡大・ぶつかったり噛みつきなどの事故、怪我等の安全面の問題が生じ、子のストレス・保育士の緊張の増加など、マイナス面が多くなる。</p> <p>今の基準では、運動場のない施設の増加となりやすく、子どもにとって良い環境とはいえない。子ども一人ひとりの保障（健全な育成・心の教育）の財源をきちんと確保した上で考えいただきたい。</p> <p>保育士の就労悪化を招くおそれがある。（パート職員増員・職員仕事増・賃金カット等）　・待機児童解消・緩和の為には、保育施設を増やす措置をしてほしい。</p> <p>②の意見　・全ての子ども達にとつて、素晴らしいものになるよう進めてほしい。　・悪質な企業利益追求の為の保育がされると困るから。　・最低基準は必要。3月の大震災に関連して耐震・耐火の基準の確保が必要と感じた。　・大人の都合ではなく、子どもの安全・発達・保障の観点で考える。</p> <p>③の意見　・面積が狭く、園庭のない園は、誰でもが経営可能となり保育園の質の低下になる。園庭の確保は必須にしてほしい。　・面積を広く、保育士の人数にゆとりを持たせてほしい。また保健士・栄養士をつける。　・1歳児6人を保育士1人は危険性を伴うが面積緩和はあっても良い。　・最低基準は、子ども達が保育園で快適に過ごせる等、最善の行政や大人の為の対応ではなく、子ども達の幸せを第一に考えて行ってほほしい。</p>	<p>・国・都道府県・市町村の各役割を明確にし、子どもと子育ての支援事業をより充実させてほしい。　・保育に欠ける子ではなく、親の都合で（子の面倒を見たくなくて）預けられる子が増えてくると、色々な面で親子の絆や愛情が薄れてしまうことにならないか配である。　・子ども園になった場合、職員体制・保育時間等の変化がどうなるのか、保育内容の改定が難しくなる。　・「養護」の部分も大切であることを十分に踏まえて、子ども達の最善の利益を考えて具体的な案を出してほしい。　・管轄は違うので、厚生労働省と文部科学省が一本化しない限り難しいと思う。　・乳幼児教育の省庁を独立して作成するはどうか。　・規制緩和という名目で子ども達の成長を妨げるものになってほしくない。　・本来保育園利用が必要なのに、経済的な理由や障害で利用が妨げられるのではないか。　・働いていなくても入園できるシステムは社会復帰をしたい人の良い支援になると思う。</p>

		<p>利益を考えた基準の内容であること。・子ども達に不利益な基準に改正されることには反対です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会の情勢は厳しく、愛情を十分に受けられず長時間保育の子も多くなっている。一人ひとりの子どもが心身ともに過ごせるよう十分な人員配置・ゆったりとした環境作りができるような最低基準を望みます。 	<ul style="list-style-type: none"> システムに合わせて、保育園を改善する費用が必要。 子どもたちの面積が狭く、子どもにとつて良い環境ではない。 トラブルや怪我が多くなる。 多人数になると保育士の負担が増え活動の中で全体に目が行き届かなくなる。 子ども達が伸び伸びと遊べる環境が少ないと当たりの面積を狭くしてしまうと、今以上に身体を動かすことが出来なくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園と保育園は全く別なものなので、話し合いをもつとする必要がある。 長時間保育を必要としない子どもまで預けられる可能性もあり、子どもの心のケアが必要。 幼稚園の施設を利用する事は良いが、保育を一体化するのは無理がある。 職員の連携が難しくなる。 待機児童を減らす為のものならば、乳児の受け入れが一番の課題だと思う。
平塚・中 郡	①	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの保育室の面積が狭く、子どもにとつて良い環境ではない。 トラブルや怪我が多くなる。 多人数になると保育士の負担が増え活動の中で全体に目が行き届かなくなる。 子ども達が伸び伸びと遊べる環境が少ないと当たりの面積を狭くしてしまうと、今以上に身体を動かすことが出来なくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 新システム中間とりまとめについて、保育士現場がどれだけ熟知しているのか疑問。 政府がメリットとしている所、またその逆のデメリットといわれる所の周知が必要ではないかと思う。社会福祉法人すら保育所（子ども園）の運営が立ち行かなくなり、當利企業参入の保育の市場化が子どもたちの立場に立ったものなのか疑問。 ・子どもの視点に立つて考えてみるとメリットはあるのだから、大人にとってのメリットだけなのではないか。 ・子どもの視点に立ちながらも、現代の親の気持ちもくみながら親側のメリットも少し取り入れ、ちょうど良い所の線引きができると良いのだが、互いに歩み寄る必要もあるか。 ・最低基準を下げても待機児童解消には繋がらないと思う。結局、今後立ち行かなくなる。 ・託児所、無認可保育園、認定子ども園、認可保育園がひとまとめになるのはおかしい。質としての認可保育園のプライドがある。 ・今ある案で1園つくってやってみたらどうなるか分かるのではないか。 ・現場を知らない人がつくっているから、無理があるし現実的ではない。 ・現場を知らぬ人がつくっているから、無理があるし現実的ではない。 ・子どもにもとつて利益がないように思う。全員が平等に必要な保育を受けられなくなる 	
鎌倉市	①	<p>ほとんどの意見が反対でした。</p> <p>国が定める最低基準に対する考え方や方向性への疑問が大多数を占めています。要約すると、保育の質の低下への懸念、保育環境の更なる悪化が予想されることが不安、現在の状況がまだ子どもとの育つ環境として整えられていない中で、他国との比較なども含めて、より良いものになるべき時であるにも関わらずより低下していくのではないかといいう不安がおられます。保育の質ではこれまで積み重ねられてきたものが危うくなるのではないかといいう点や事故の増加への懸念があげられています。保育環境では、多くの意見として居室面積が子どもとの健全発達保障を危ぶませることにならないかといいう点に不安の声が多く聞かれました。また、特別な支援</p>	<p>ほどんどの意見が反対でした。</p> <p>国が定める最低基準に対する考え方や方向性への疑問が大多数を占めています。要約すると、保育の質の低下への懸念、保育環境の更なる悪化が予想されることが不安、現在の状況がまだ子どもとの育つ環境として整えられていない中で、他国との比較なども含めて、より良いものになるべき時であるにも関わらずより低下していくのではないかといいう不安がおられます。保育の質ではこれまで積み重ねられてきたものが危うくなるのではないかといいう点や事故の増加への懸念があげられています。保育環境では、多くの意見として居室面積が子どもとの健全発達保障を危ぶませることにならないかといいう点に不安の声が多く聞かれました。また、特別な支援</p>	<p>ほどんどの意見が反対でした。</p> <p>国が定める最低基準に対する考え方や方向性への疑問が大多数を占めています。要約すると、保育の質の低下への懸念、保育環境の更なる悪化が予想されることが不安、現在の状況がまだ子どもとの育つ環境として整えられていない中で、他国との比較なども含めて、より良いものになるべき時であるにも関わらずより低下していくのではないかといいう不安がおられます。保育の質ではこれまで積み重ねられてきたものが危うくなるのではないかといいう点や事故の増加への懸念があげられています。保育環境では、多くの意見として居室面積が子どもとの健全発達保障を危ぶませることにならないかといいう点に不安の声が多く聞かれました。また、特別な支援</p>

<p>が必要な子どもに対する人的配置がなされないのでないか。集団が保てなくなるようと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保一体化は幼稚園にも保育園にも子どもにもメリットを感じない。 ・親が自分で保育園を選んで契約していくしかない環境は望ましくないと思う。 <p>他の多くの疑問や不安が聞かれました。その他、子どもが育つ為に必要なすべてのことに対して、現場の意見がどこまで反映されているのか。またその為の充分な議論がなされていないのではないかといつた、これまでの経緯に対しての疑問もあげられています。</p>	<p>・親が自分にて教養をもつて育つべきだ。・時間的にも自由な預かりでは託児になてしまい、保育としての内容ができるなくなる。幼保一体化といわれているが基本的な部分が違うからやはり無理。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結局子どもに負担がいき、保育環境は守られなくなるので養成できない。 ・選考基準に偏りが出ないようにしてほしい。 ・幼稚園教諭免許を持たない保育園勤務の保育士、保育士資格を持たない幼稚園教諭がどうなるのか詳しく知りたい。 <p>・本当に大まかに部分しか理解していないが、集団の中で「この子はこれはOK!」だけど、あの子は「NG」ということになるのは良くない。</p> <p>・お金の有る無しに関わらず、子ども達により良い保育を受けられるような制度にするべき。国がきちんと責任を果たすべきなのにおかしい。</p> <p>・保育園と幼稚園は全く煙が違うので、子どもも親も交われないのではないかと思う。</p> <p>・変わることがあるならば、児童憲章のように何が子どもに必要であるかを考えるべき。大人や企業の場合、利益では本当に必要な保育や養護が必要な子どもの人権が本当にできるのか心配。偏った制度になるのではないかと思う。もっと現場のことを理解してほしい。これだけはきちんと設定しないもの将来がかわいそう。</p> <p>・幼稚園も保育園も両方のニーズに応えるとなると人権もかかるだろうし、安定した環境をつくるまでに時間も必要だと思う。ちゃんと煮詰めてからおろしてほしい。現場は混乱する。</p> <p>・一人ひとりに対してあたたかく丁寧な保育が出来ることを願う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場の保育士には情報が乏しく何も見えてこないため、不安もありそれが保育にも影響する。 ・情報として文書だけではなく、研修会等を開催してシステムの理解や知識が持てるようにしてほしい。 ・園でも学習会を開いて勉強中だが、園としては反対。 ・保育が金次第になる。利用したくてもできない家庭が出てくる <p>・親の所得で受けられる保育に差が出てしまう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接契約だとたとえ空きがあるても入所出来ない可能性がある。保育の必要な子の保育が保障できない。 ・保育の必要な子、体に障害のある子が入れなくなり、行き場がなくなってしまう。 ・子
--	--

が必要な子どもに対する人的配置がなされないのでないか。集団が保てなくなるようと思う。

- ・安心して保育できる空間ができる。
- ・基準はあくまでも基準とし、必要な人員は要望に応じて配置しなければ対応しきれない。
- ・1、2歳児が同じ対比というものは納得できない。全体的な対比も他国と比べると人数が多すぎるので、面積も小さすぎる。地価は子どもには関係ない。
- ・最低基準がなくなることで、もつとひどい状態がまかり通る恐れがある。かといって今の最低基準では、まったく現実を無視しているように思う。その基準をよりよいものに変える努力が必要ではないか。
- ・最低基準が無ければ職員数が曖昧になり、極端に少なくなってしまっては子どもの視点から見て怖く感じる。しかし賛成では、国の基準に不安がある。

② 少数ですが賛成がありました。

国として最低基準を設けることに賛成。しか内容には反対であり、今まで通りある程度の基準が必要という意見が含まれています。

- ・子どもの怪我がなく、安心して保育できる空間ができる。
- ・基準はあくまでも基準とし、必要な人員は要望に応じて配置しなければ対応しきれない。
- ・1、2歳児が同じ対比というものは納得できない。全体的な対比も他国と比べると人数が多すぎるので、面積も小さすぎる。地価は子どもには関係ない。
- ・最低基準がなくなることで、もつとひどい状態がまかり通る恐れがある。かといって今の最低基準では、まったく現実を無視しているように思う。その基準をよりよいものに変える努力が必要ではないか。
- ・最低基準が無ければ職員数が曖昧になり、極端に少なくなってしまっては子どもの視点から見て怖く感じる。しかし賛成では、国の基準に不安がある。

その他

・現場の保育士には情報が乏しく何も見えてこないため、不安もありそれが保育にも影響する。

- ・情報として文書だけではなく、研修会等を開催してシステムの理解や知識が持てるようにしてほしい。
- ・園でも学習会を開いて勉強中だが、園としては反対。
- ・保育が金次第になる。利用したくてもできない家庭が出てくる

・親の所得で受けられる保育に差が出てしまう。

- ・直接契約だとたとえ空きがあるても入所出来ない可能性がある。保育の必要な子の保育が保障できない。
- ・保育の必要な子、体に障害のある子が入れなくなり、行き場がなくなってしまう。
- ・子

		<p>どもの生活面発達面を保障出来なくなり、子ども同士の繋がり育ちが保障出来なくなってしまうと思う。・システムが変わっても子ども達は変わらず、新システムを園の管理者、保育士がきちんと把握していないと子ども達が戸惑うのではないか。</p> <p>・ 詳細が決まってから現場にきちんと説明してもらう時間が必要。・保育にもっとも予算措置する必要がある。</p> <p>・ 不安を感じている。より具体的に細部を決めてから何事も行うべき。急に進めようとしそすぎていると強く感じる。・親が保育園探しをしなくてはならないし、入れるかどうかも園の判断基準で決められたり、保育料も内容によつてはどんどん加算されてしまうのはおかしい。国が責任を持つて子どもを育していくべき。</p> <p>・ 報道では保護者の利点ばかり強調されて保育の質の低下などの課題が見えないまま、強行に進めているように感じ不安。・現場の状況等をしっかりと把握してから進めていくべき。・子どもたちの生活リズムの保障が崩れてしまう。・児童福祉法第24条の根本から制度が崩されるのは絶対反対（自治体に責任がなくなる等）。</p> <p>自治体の責任を後退させる新システムは、子どもにとっても保護者にとっても保育士にとっても保育士にとっても、良い方向のシステムではない。・事業者に対して段階的な（施設の充実に合わせた）女性制度を国がしっかりと作っていくべき。自治体任せもおかしい。</p> <p>・ 経営となると前もって出されていたことと実際に行われていることとに違いがあつたりもするので、そのようなことが起こらないようにしないといけない。</p>
藤沢市	①	<p>・幼保一本化、財源一元化は理解できるが、幼稚園は現状のまま、保育園は総合施設へとなると待機児童解消にはつながらない。需要の多い乳児の待機児は変わらないと思う。</p> <p>・保育は養護と教育が一体化になっているもので、幼保一体化で教育が重視されて良いのか？保育の本質を忘れてはいけない。</p> <p>・お互いの良いところが合わさってプラスになるのはいいが、福祉と教育との根本の考え方方が違う為、実際は難しいと思う。</p> <p>・「今後検討する」が多い中、早急なシステム導入は現場に混亂を招き、子ども、保護者、保育士は振り回される。（ゆとり教育の導入、廃止がいい例である）</p> <p>・振り分けで本当に必要な利用者（特別支援児、低所得者、虐待など）の行き場がなくならないようシステムが必要。「上乗せ徴収」は家庭の経済負担から認めるべきではなくならないよう</p>

	<p>現状の中、低年齢の保育園が最低基準を緩和するの は問題。子ども達の現状を保育士が伝えないといけ ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとつて最善の利益といいながら、 親目線のサービスになつていると感じる。次世代を 担う子ども達に本当に良い環境のかきちゃん と考えべき。 ・3年間だけ緩和といつても一度緩 和したもののは戻らないと思う。 <p>③の意見・待機児童解消の為止むを得ない部分もあ ると思うが、子どもの育つ環境としてはこの緩和は 下げ幅が広すぎると。 ・3年間だけ緩和といつても一度緩和したもののは戻らないと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の参入、市場原理で受け皿は豊かになるが、子どもの育ちが保障され るべきであり、営利追求施設であつてはならない。 ・なぜ3歳で切り分けるのか。 発達の連續性を保障したシステムであるべき。 ・利用時間がばらばらで保育が細切 れになり連続した保育が難しくなる。 ・子どもにも安心した生活の場となるか疑 問。 ・子ども達や豊かな育ちが保障できるよう職員配置を充実させることが必 要。
小田原市	<p>(1)最低基準を設定していることに賛成、緩和・引き 下げに反対（多數）</p> <p>(2)子どもの健やかな育ち、健康で文化的な生活の保 障の為に必要な環境であり、スペースが狭くなるこ とでトラブルやストレスが増える。安心・安全の為 の最低の基準を地域任せにしては発達に適した環境 が整わない。</p> <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年々多様化する子ども達への配慮と保護者の要望 に対応する為、待機児童を減らす為に緩和は止むを得 ない。 ・支援を要する子が多い中、専門性を持 った人材の加配など今以上になることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの為に改めて環境を見直すことは良いが、国としてどのようにしていきたい のか具体的なものが分からない。細部について打ち出されていない中で強引に進める より、もっと議論を尽くしより良いシステムになるよう時間をかけるべきである。 ・保護者の為、待機児童を減らすこと为重点が置かれ、子どもの安全や健やかな成長 を促す保育という視点が見過ごされないようにして欲しい。 ・保護者にとって、子どもを預けやすくなり、気持の安定が子どもにも良い影響となれば良いが、預けっ放し や親子関係が希薄になることに繋がらないか心配。 ・企業参入などで経費削減が必要となり、保護者負担が重くなり、 経済的に不安定な家庭や発達障害の子が敬遠されたり、結果的に子どもにもしづらせが こないか心配。 ・全ての子どもに室の高い保育を提供する為、国や自治体の財源確 保が重要。
秦野市	<p>③保育士の配置基準について</p> <p>長い時間を過ごす所なので、家庭的な人數配置をし てほしい。特に0～2歳児は、月齢差が大きく、保育 所保育指針のより細やかな年齢区分から見ても、1・ 2歳児を単に6:1とするに疑問を感じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現段階では、システム細部がはつきり見えない。また、「子ども・子育て新システム に関する中間とりまとめ」が打ち出されたことが周知されていない。内容に ついて、分かりやすい方法、資料で知らせてほしい。 ・保護者支援を優先し、子ど もへの影響・配慮が薄くなっているように感じる。
伊勢原市	<p>①85% ②5% ③10%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園と保育園の特性を漏らさず出来る施設となれば、利用者にとっても良いと思 う。

・多様な特性を持つ児も多い為、現在の人員配置がぎりぎりだと思う。安心、安全が守られなくなる。・待機児童問題をクリアしても、安全に過ごせなければ意味がないと思う。・1対1の闊わりも減り、甘える事が出来なくなる。ただでさえ保護者と離れ我慢して頑張っているのにと思う。・共働き、長時間、核家族化など人の関係が希薄な中、環境まで狭くなるのはどうかと思う。・人員配置基準において、一人ひとりの成育歴により、時に難しい現状がある。・単に人数で決めるより、これからは子どもの特性なども考慮していくべきだと思う。難しい保護者が増えている事も現実である。・安全確保、感染症等予防等、細心の保育の技量を要する施設が増えていくべきだと思う。・安全保護を提供する上で、様々な制限が出てくると思う。・1歳児と2歳児の6:1は発達が大きく異なるので、同じ人員配置はおかしいし無理があると思う。4対1が適当だと思う。緊急時の対応等(避難等)難しい。・現在の0,1,2歳児の配置だと、子ども達が無理に大きくなろうとしているようにも見える。そうさせてしまっているのは大人のような気がする。・3歳以上児も複数担任が望ましい。(この時世、園外に出るにも危険が多い等)・狭い中に詰め込むのではなく、国の財源を子ども達にあて、環境を今以上に整える必要がある。

・看護師の配置を検討してほしい。・命を預かる責任ある保育所なので、手厚く深く関わり、成長を見守りたい。・安全を守り、よりきめ細やかな保育を行えるような基準となるよう見直す必要があると思う。・保護者からしたら、最低基準について

う。・国や市から支援を受けやすくなるのであれば、保護者や子どもにとつても良いのではないか。・互いの良い所を生かし、協力して保育を向上させる。・共通理解が深まり良いよう思うが、子どもの育ちを保障していく上ではどうなのかと疑問に思う。・園の独立性も重視されるとと思うので、保育者の質の向上、より良い環境等を整える必要がある。・労働者や地域の人々のメリットは分かるが、子どもたちのメリットは何であろうと疑問に思う。・誰でも預けられるようになり、24時間、病気の時も、親が休みの時も、システムがどんどん変わっていく、そのうち親は子どもを産むだけで、育てるのは保育園になつたりするのではと想像してしまう。・本当に必要なのは働く親の支援であり、0~2歳児の子どもを受け入れる施設なのではないかと思う。・特に乳幼児の子どもたちを考えると、保育所は保育所として確保していく必要があると思う。・直接入所方式を検討しているようですが、一部の地域の施設に入園希望が集中し、問題を抱えている児や保護者が落とされる可能性があり、本当に保育教育養護が必要な人がサービスを受けられなくなるのではないか。・総合施設には、特に公立は財政が厳しく無理なのではないか。・幼稚園優先の考え方のように。「長時間+質の高い学校教育」は子どもへの負担が大きいのではないかと思う。・集団生活が長くなり、軽い気持ちで預ける親も出てきて、孤独な思いをする児も多くなる。・子ども達が健やかに育つ環境の確保が大前提で、現在のニーズに合わせて変化させていくことは良いことだと思う。・教育と養護の両立が必須なので、まずは知識や経験を十分に持たなければならないと思う。・その園独自の保育が出来なくなるのではないか。・契約に関しては、行政が公的に責任を持って行った方が良いのではないか。・障害を持つ児や低所得者は断られるなど、最も保育を必要とする子どもが入所出来なくなるのではないか。・働く保護者のニーズには良いが、養護と教育の面でどちらかが疎かになる等、負担になる部分があるのではないか。・親の経済的な理由によって利用が出来ない等、利用の制限に繋がるような負担がないようにしてほしい。・何でも受け入れることをはき違えないよう、慎重にすべきだと思う。

		<p>どう思うのか、不満の声も出るのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人当たりの面積が狭いと事故に繋がる事もあるので、安全な環境を確保できるような基準を考えなくてはいい。 ・子育て不安の保護者、子育てしにくい社会、虐待の増加、気になる子ども等、支援の必要な事が増加していくので、現在の最低基準をこれ以上下回らせないでほしい。 ・子どもが伸び伸びやかに育つよう、また情緒豊かな子どもを育てるため、保育士も心にゆとりを持って保育したい。 	<p>親の支援ばかりが目立っているような気がしました。もう少し、子どもの事を考えていただけるといいのかなと思いました。</p>
海老名市	①	<p>子ども達のストレスが増し、トラブル・けんか・事故の増加が心配されるため。</p>	<p>・新システムでは、まだ中間とりまとめの段階であって、保育の現場では見えてこない部分が多くある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育が福祉ではなく、ビジネス化していく事が懸念され、保育の質の低下が心配される。 ・多様な事業主体の保育参入で、質の低下が気になる。 ・施設の一本化は今の状況ではとても難しい事のように感じる。 ・子ども同士(友達との)歪が出来てきて不安になる。 ・民間企業が自由に参入できるという点は、親として、市からの目が無い園が子どもにとって、最善の保育を行っているのかどうか、子どもにとって安心安全な場であるのか分からず心配になる。 <p>・待機児童問題を解消する目的で検討されてきているが、全く内容や目的の違つていて、幼稚園、保育園を一体化すれば目的が達成するとは思えない。</p> <p>・幼稚園と保育園という、同じ子どもを育てる機関でありながら、お互いの内情を知る機会がないので、交流を持つことでも何か見えてくる。</p> <p>・一体化システムにより、現在素晴らしい保育を運営している現場が守れるのか疑問である。保育指針にある、子どもにとって最善の利益を考えていなければ、現場を全く知らない大人達が考えているのではないか、現場を全く知らない大人達が考えているのではないか、現場のニーズ優先で、長時間が更に長時間になる子どもの心身の疲れはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者のニーズ優先で、命を預かるということでは、生活する時間は長く、命を預かるといふことは、一人で見る人が多く、事故に繋がっていく事は避けられない。 ・子ども達の人数配分が幼稚園と同じだけ果たせるのか。 <p>現幼稚園での受け入れ態勢の義務化がなければ、待機児童解</p>

	<p>格というのはどうか。生活時間など違がある中で、子ども達に負担がくる。・未満児、特に1歳児の担当人數には厳しさがあり、ゆとりを持った保育が望まれる中、無理な事である。同様に0歳児もそうであり、2対1が望ましい。</p> <p>目的で、面積基準を狭くすることは、保育環境の低下が懸念され、子どもにも影響する。・待機児童を少なくする目的で、面積基準を狭くすることは、保育環境において、全くゆとりのない基準である。保育士の数といつても子ども達には月齢差があり、単に年齢で決められるものではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在、財源の確保もないまま計画を進めても、良い結果は得られない。
南足柄市	<p>①48名 ②2名 ③10名</p> <p>①の意見 ・家庭に代わる場としてより良い人數配置を考慮してほしい。・基準を緩くすることで子どもは受け入れられるが、子どもがゆとりを持って生活するために安全面や子ども達の健やかな育ちを考えるべきだと思う。・子ども達の中には、長時間保育をしているが、基準が緩むと子どもの精神的負担が増ええるのでは?また、支援を必要とする子が増えているので、そちらへの対応も考えていいく必要あり。・3年間に限り基準緩和を認めるということだが、その後はどうなるのか。</p> <p>多くの子ども達の保育を行うためには、面積を減らすより施設を増やす努力が必要である。・保護者にとっては預かってもらうことだけが全てではなく、安全で安心できる所に預けたいのではないか。</p> <p>・安全で怪我のない保育が出来る環境が大事だと思つた。大人の都合で子ども達の危険度が増し、発達に影響が生じるのは保護者も心配であるが、万が一</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給付システムが変わることで園によって格差が生じたり、教育の観点より経営的な見方が強まってしまい、子どもにとって本当に必要なものが抜けてしまふ氣がする。・時代により社会の生活状況、実態も変化しているので対応も必要だと思うが、制度が変わったからといって、今までの保育の取組みや基本が変わることはないと思ふ。・基本的に所が違う幼・保の一体化そのものに不安がある。 ・一体化することが子どもにとって良いことなのかはまだ分からないが、質の高い学校教育にすることができるだけが保育の目的ではないので、背伸びをさせることよりも色々な体験が出来る環境を整え、遊びの中で学ぶことも大切だと思う。・一体化の制度は深い検討が必要で簡単なものではないと思う。働く職員や配置、施設のメリット・デメリット等様々な基準を踏まえ、慎重に取組むべきだと思う。 ・一体化にする意味が分からない(理由が明確化していない)。何故別ではないのか。幼稚園教育と保育園とは、求めるものが明らかに違い、一緒にすることで就学の際には差がなくなるのでは、とは思う。・幼稚園・保育園では細かい所でも違いがあるので、交流を行いお互いをよく理解したうえで統合した方が良いと思う。 ・幼稚園と保育園では保育時間も家庭環境も違う中、総合施設で保育、援助していくことは難しさを感じる。 ・多様な事業主体の保育事業への参入促進となるが、様々な事業主体となると更に一体化していくものになるのは。・一体化は詳細がはつきりと分からず、子どもへの影響力はどのようなものになるのでは。 ・保が別では、社会全体で子どもを支えていく

	<p>怪我をしてしまったら、「基準値を下げたから」と、トラブルに繋がる可能性もあるのでは？・保育資質の向上を望めない。・2008年度の全国社会福祉協議会の研究でも「2歳未満は一人当たり4.11平方メートル・2歳以上は2.43平方メートル以上」と提案しているので、最低基準より高い数値になつていいが、さらに2.5平方メートルまで緩和するのは子どもの健康・安全・生活を守っていく上で良いことだとは思えない。</p> <p>②の意見　・0歳児クラスでは保育室の面積によつて、安全な保育ができるかどうかに関わてくるので、基準を示してもらえば安心できる。・保育室面積については、安全面や環境を考えても現状を維持するべきである。子どもが健やかに育つには適度な空間やゆとりが大切であると思う。条例に環境が守られているのなら、子どもへの視点を当てた対策は必要である。</p> <p>③の意見　・安全の確保やある程度の規模が必要だと思うが、待機児童の多い地域は止むを得ないので保育ニーズに応じて保育事業を拡大することは、より多くの子ども達や保護者にとって良いことだと思う。が、新システム導入により発達や学びの連続性を図ることで、今までの保育の良さにどのような影響がかかるか…を考え③を選択した。</p>	<p>ことは不可能なのか。・親のニーズに応えることは大事だが、保育士がしつかりと理解し、対応できるのか不安。・保護者が自由な時間を欲しい為に、必要以上に長時間、子どもを預けてしまう事がないか。保護者の間でも、それぞれ家庭環境が違うので、理解度が平均化されないと子ども達にとつてストレスとなったり、愛情不足の子が増えるのではないか。子どもが不安にならぬよう園の対策も求められてくる。</p> <p>・「新システム」の基本的な考え方は、子どもを孤立させてしまうことなく社会全体で支え見守ろうとしているので、今の時代に合つていて良い。・「新システム」により、子どもに対する施設やその内容が手厚くなり、きちんと考えられている感じたが、学びに集中しすぎて子ども達の自由な時間がなくなる事のないよう進めてほしい。</p> <p>・幼稚園では定員に満たない所もあるが、保育園では待機児童がいるという点で両方の格差を埋めるためには、一体化は良いと感じる。子どもが保護者の就労形態に関わらず、保育・教育の機会を得ることが出来るのは、保護者の選択肢の拡大が図れるようを感じた。・「新システム」として明確に打ち出されていない現在、難しい問題なので、答えに詰まる。はつきりと理解できないが、子どもにとつてより良い方向に進めてもらえばと思う。・基本的な考え方を今いる現状の中はどう高めていくかが、ボイントとなり、保育者が子ども達のためにどう変われるかが課題になると思う。</p> <p>・「新システム」が子どもにもとつて最善の利益になるのであれば良い。明るい未来を考えていきたい。</p>	<p>・幼保一体化は子どもたちの戸惑いがあるのではないか。・それぞれの良いところがなくなるのでないか。</p>
綾瀬市	<p>① 小さい子は室内で過ごすことが多いので、伸び伸びしたスペースがほしい。危険。・風邪など集団で感染しやすくなる。・人数が増えると物の間違いが増えやすい。・危ないので、ダメダメと禁止</p>		

		することが増える。
足柄上郡	①	<ul style="list-style-type: none"> ・噛みつきやストレスが多くなり、子ども達の精神衛生上好ましくないのではないか。 ・大人（利用者）に対しての緩和であり、子ども主体に考えてほしい。 <p>・支援センターなどを充実するによって、在宅の人達も安心して子育てができる環境を整えていくことが出来ると思う。</p> <p>・3歳未満児の受け入れをしていかない限り待機児童対策にはならないのではないか。</p>
愛川町	①	<p>・1歳児は3対1、3歳児は15対1が良い。現在の子どもの現状では、落ち着きがない、トラブルが多い、親の子育てがうまく出来ない為のフォローなど今の保育士の数では難しい。もつと比率を下げないと細かな配慮が出来ない。</p> <p>・1歳などは月令的に個人差もあり、6対1ではなく3対1が良い。</p> <p>・面積について…衣類の収納スペースなども多く必要な為、子ども達の空間が狭くなり、トラブルや危険性も大きい。</p> <p>・システムを急に実行するのではなく、移行の時間で職員、保護者でも考えていけるようにしたり、伝えることが必要ではないか。そこがうまくいかないといふ悪影響である。</p> <p>・現状として、システムについて勉強不足で理解が乏しい。</p> <p>・待機児童解消は必要なことであるが、子どもの観点に立って考えられているところは少なく、大人重視ではないか。</p> <p>・保育所と幼稚園の一体化については、働いている者として現状からみると、臨時保育士の雇用が増える中、保育の質を落とさないようになることが難しい。子どもにとつて、「あたたかく保育士とゆつたりとした保育」が何より大切だと思うので、保育者にゆとりがないと子どもにもとつても負担があると思う。</p>

平成 23 年 10 月吉日

保育園(所)各位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 都築 融光
神奈川県保育士会
会長 富田 弘美

平成 23 年度保育所問題対応協力金について(お願い)

仲秋の候、皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃から、県保育会及び保育士会の事業活動につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本年 7 月に、「少子化社会対策会議」(会長は内閣総理大臣)において、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」が決定され、今後、費用負担のあり方などの残された検討課題について検討を進め、実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者との協議を経た上で、子ども・子育て新システムの法案をとりまとめ、恒久財源を得て本格実施が出来るよう、平成 23 年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所用の法律案を国会に提出することとされております。

上記の中間とりまとめにも記載されているとおり、「子どもは社会の希望であり、未来をつくる力」であり、子どもの健全育成は「未来への投資」として、国が責任を持って取り組むべきものであり、我々保育関係者は保育所相互に連携を強化しながら、保育現場の立場から、子育てを社会全体で支えることの重要性を広くアピールしていく活動が必要であると考えます。本活動が力強く効果的に推進されるよう、皆様方の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

つきましては、今後とも、保育の質の向上や財源確保等に役立つ積極的な活動を展開してまいりますので、大変恐縮に存じますが、1 園(所) 6,000 円以上のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

(問合せ先) 一般社団法人神奈川県保育会事務局
Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837
e-mail: kenho@hoiku-kanagawa.jp

神奈川県保育会にご送金いただく方法

1.直接ご持参いただく場合

同封の「協力金袋」をご活用のうえ、神奈川県保育会までお届けください。
事前にファクシミリ等でご連絡をいただければ領収書を用意しておきます。

2.口座にお振り込みいただく場合

◎ 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 都築 融光

(振り込み手数料はご負担ねがいます)

◎ 郵便振替口座 00260-2-68336

一般社団法人 神奈川県保育会

(同封の払込取扱票をご利用いただきますと料金は当会が負担いたします)

一般社団法人 神奈川県保育会事務局 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
県社会福祉会館内 Tel045-311-8754
Fax045-311-1837

払込取扱票										通常払込料金 加入者負担						
02			口座記号		口座番号(右詰めで記入)		金額	千	百	十	万	千	百	十	円	
*00260-2		*			68336		*									
加入者名	一般社団法人 神奈川県保育会										料金	備考				
* 保育制度の充実のための保育所問題対応協力金																
各欄の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。	記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。															
通信欄	日 附 印															
ご依頼人	日 附 印															
(ご連絡先電話番号																
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) これより下部には何も記入しないでください。																

振替払込請求書兼受領証									
口座記号番号	*00260-2		*2		通常払込料金加入者負担				
*		68336		*					
加入者名	*(社)神奈川県保育会								
金額	千	百	十	万	千	百	十	円	
*									
ご依頼人									
料金	日		附		印				
備考									

この受領証は、大切に保管してください。

全保協「保育活動専門員」認証制度対象研修
平成23年度 保育士の専門性を高める研修会開催要綱

～保育における家族支援の基礎知識～

1 趣 旨

保育士の資格が国家資格となり、専門職として位置づけられた保育士は、常に必要な専門知識や技術などを吸収し、その専門性を高めていかなければなりません。

特に近年、親の孤立感や育児不安が指摘され、子どもへの保育だけでは対応できない難しいケースが増えています。その様な現状を踏まえ、保育士には家族全体を対象と捉え、関係機関や地域と連携しながら適切な支援を行う力が必要となっています。

そこでこの研修会では、これから保育士に求められる専門性や倫理についての理解を深めるとともに、からの保育士にとって必要な基礎知識となる家族支援の倫理と実践について学びます。

2 主 催

関東ブロック保育協議会／関東ブロック保育士会

3 共 催

神奈川県保育会／神奈川県保育士会

4 後 援

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国保育協議会・全国保育士会／
茨城県保育協議会／栃木県保育協議会／群馬県保育協議会／埼玉県保育協議会／千葉県保育協議会／千葉市保育協議会／東京都社会福祉協議会保育部会／横浜市社会福祉協議会保育福祉部会／川崎市社会福祉協議会／相模原市保育連絡協議会／新潟県保育連盟／山梨県保育協議会／長野県保育園連盟／静岡県保育所連合会

5 期 日

平成24年2月21日（火）、22日（水）

6 会 場

横浜ワールドポーターズ 6階 イベントホールA
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-2-1 Tel 045-222-2000(代)

7 参加対象

保育士として5年以上の実務経験を有している方

8 定員（先着順）

150名

9 参加費

10,000円

10 受講認定書

全課程修了者（5単位）には、関東ブロック会長名において受講認定書（100ポイント）を発行します。（※途中退席、未履修単位がある場合等はお渡しできません。予め御了承ください。）

11 プログラム

【2月21日(火)】 (受付12時30分~)

時間・プログラム	趣旨等
13:00~13:10 開講式	開催の趣旨等を説明
13:10~14:40 講義I 「保育所をめぐる動向と保育士に求められる専門性と倫理」 講師：加藤 繁美 氏 (山梨大学教授)	保育士に求められる価値、役割について学ぶ。
14:55~16:25 講義II 「社会福祉援助技術～保育ソーシャルワークの基本的な考え方～」 講師：大嶋 恭二 氏 (共立女子大学教授)	保育士にも求められるようになったソーシャルワークの知識・技術を体系的に理解する。
16:40~18:10 講義III 「保育所における家族援助の展開（1）」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	保育所保育指針に位置づけられた保護者支援に、実際にどのように取り組むか。保育課程と密接に関連した家庭支援計画の作成や、説明責任・苦情解決など社会的責任を果たすために必要とされる家庭援助の方法について具体的に学ぶ。

【2月22日(水)】

9:00~10:30 講義IV 「保育所における家族援助の展開（2）」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	保育所保育指針に明記されている地域交流の展開過程や、特別な支援を要する子どもと家庭に対応するための関係機関と連携した問題解決方策について学ぶ。
10:45~12:15 演習I 「保育所における家族援助の実際（1）」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	ロールプレイを通して保育所における個別の相談援助技術を理解する。
13:00~14:30 演習II 「保育所における家族援助の実際（2）」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	事例検討を通して園や地域の関係者がチームとして協働して行う家族援助の展開過程を理解する。
14:45~16:15 演習III 「保育所における家族援助の実際（3）」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	アセスメントの具体的方法や問題別の対応方法について理解する。
16:15~16:25 閉講式・受講証明書授与	

1 2 事前課題（受講決定者のみ行う）

- (1) 「増補・保育所における家庭支援」(全国社会福祉協議会出版部受注センター tel 049-257-1080)の演習に関する部分を事前にお読みください。
- (2) 参加者は、日常の実践での保護者との関わりにおいて、課題だと感じているケースの概要を上記テキストを参考に、別紙事例記入用紙にまとめ、これを10枚コピーし、研修会に持参してください。(事例は匿名化してください。用紙は演習時に使用しグループ内メンバーに配布し、演習終了後、主催者にて回収・破棄します。)

1 3 参考図書

本研修会受講にあたり、以下の書籍を事前に通読することをお奨めします。

(1) 倫理綱領の理解

- ① 『改訂版・全国保育士会倫理綱領ガイドブック』(全社協／全国保育士会編)

(2) 家庭援助の理解

- ② 『改訂4版・保育士養成講座 第11巻・家族援助論』(全社協)

- ③ 『子育て支援と保育者の役割』(フレーベル館／柏女靈峰著)

- ④ 『家族援助論』(ミネルヴァ書房／柏女靈峰、山縣文治編著)

- ⑤ 『家族援助論～子育てを支える社会構築』(同文書院／名倉啓太郎監修)

- ⑥ 『家族援助を問い合わせ』(同文書院／岸井勇雄ほか監修)

- ⑦ 『保育士養成テキスト3 児童福祉』

(ミネルヴァ書房／山野則子、金子恵美編著)

- ⑧ 『新保育士養成講座 第10巻・家庭支援論/家庭支援と保育相談支援』

(全社協／新保育士養成講座編集委員会編)

- ⑨ 『保育相談支援』(建帛社／大嶋恭二、金子恵美編著)

- ⑩ 『相談援助』(建帛社／大嶋恭二、金子恵美編著)

(3) 社会福祉援助技術の理解

- ⑪ 『社会福祉援助技術論』(学文社／岡本民夫ほか編)

- ⑫ 『社会福祉援助技術』(ミネルヴァ書房／小林育子、大嶋恭二、神里博武著)

※ 上記の書籍の注文にあたっては、12(1)、13①②⑧は、「全国社会福祉協議会出版部受注センター」(tel 049-257-1080)に、その他は「トロル」(tel 042-392-5304)にご連絡ください(ただし、12(1)、13①②⑧も「トロル」で入手可能)。

14 参加申込み方法：

①参加を希望される方は、別添の「参加申込書」にご記入の上、名鉄観光サービス(株)横浜支店宛に直接、郵送またはFAXにて12月22日(木)までにお申込みください。

【申込先】

名鉄観光サービス(株)横浜支店 ※営業時間 平日：09：00～18：00 [土日祝祭日定休]

「平成23年度 保育士の専門性を高める研修会」係宛 (担当：本団・矢島)

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町4-52 野村證券ビル5F

TEL 045-641-4166

FAX 045-641-4169

②お申込みいただいた方には参加申込み受付後、名鉄観光サービス(株)横浜支店より参加券・宿泊のご案内・請求書等を1月下旬頃までにお送りいたします。請求書に記載されている口座にお振込ください。※お振込の際の手数料は各自御負担ください。

③参加費の領収証を希望される方は、研修会当日、受付までお申し出ください。
入金を確認の上、領収証をお渡しいたします。

④申込み締切後に参加を取消された場合、参加費の返金はいたしません。研修会終了後、資料を1部送付させていただきます。

⑤先着順の受付とし、定員になり次第締め切ります。

⑥本研修会においては、「参加申込書」に記載された個人情報は、本研修会運営管理の目的のみ利用させていただきます。なお、当日、全参加者に配付する研修会資料の中で掲載する参加者名簿に、参加者の「氏名・都県市名・勤務先・役職名・参加グループ名」を記載いたします。

15 宿泊・昼食の斡旋

①宿泊をご希望の方は「参加申込書」の宿泊申込の欄に必要事項をご記入ください。

②申込み多数の場合には先着順にて決定させていただきますので、予めご了承ください。

③ホテルおよび料金（1名様当りの料金：1泊朝食付き、税・サービス料込）は下記のとおりです。

※下記料金には、参加費10,000円は含まれておりません。

ホテル名	客室タイプ	料金（一人当り） ※税・サービス料込	住所・交通案内
ナビオス横浜	シングル	9,500円	横浜市中区新港2-1-1 TEL:045-633-6000 桜木町駅7分

ルートイン横浜馬車道	シングル	7,000円	横浜市中区弁天通4-53-1 TEL:045-227-8911 みなとみらい線馬車道駅1分 JR 関内駅北口 7分
------------	------	--------	--

④2月22日の昼食（お弁当）をご希望の方は、「参加申込み書」の昼食申込みの欄に
○印をご記入ください。（1食：1,000円税込み（お茶付））

⑤宿泊・昼食の変更取消について

お申込み後の変更・取消は早めにご連絡ください。なお、宿泊の取消につきましては、下記のとおり取消料を申し受けます。

取消日	15日前まで	14日～8日前まで	7～2日前まで	前日まで	当日
取消料	無料	10%	30%	50%	100%

参加申込み先・お問い合わせ先

[参加申込書の送付先・宿泊等に関するお問い合わせ先]

名鉄観光サービス㈱横浜支店 ※営業時間 平日：09:00～18:00 [土日祝祭日定休]

「平成23年度 保育士の専門性を高める研修会」係 担当：本図（モズ）・高野（タカ）

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町4-52野村證券ビル5F

Tel：045-641-4166 Fax：045-641-4169

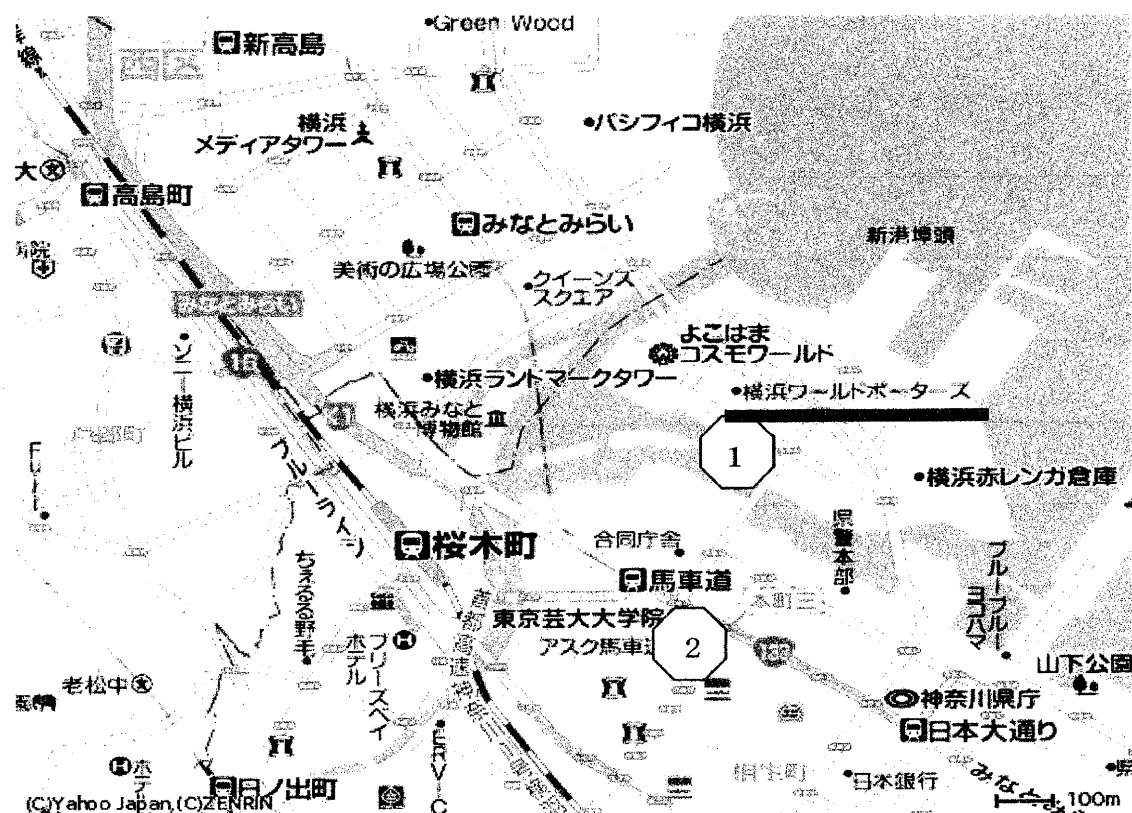
[研修会の運営等に関するお問い合わせ]

神奈川県保育会 事務局 担当 三瓶（サンペイ）、黒澤（クロサワ）

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内

Tel：045-311-8754 Fax：045-311-1837

会場・ホテル案内図



① ナビオス横浜

横浜市中区新港2-1-1
TEL: 045-633-6000

② ルートイン横浜馬車道

横浜市中区弁天通4-53-1
TEL: 045-227-8911

平成23年度 保育士の専門性を高める研修会参加申込書

受講希望の方は12月22日(木)までに名鉄観光サービス(株)横浜支店に、郵送またはFAXにてお申込みください。(定員になり次第、締め切ります)

申込日 月 日

都道府県・ 指定都市名		施設名	(○印をつけてください) 公立・私立・公設民営			
			性別	男・女	保育士として の経験年数 〔本年10月現在〕	年 カ月
参加者氏名		年齢	歳	職名		
施設所在地 (参加券等の郵送 先になります)	〒	TEL	FAX			

【宿泊・昼食申込】

宿泊ホテル	宿泊日(泊数)	いずれかに○印をお付けください
ナビオス横浜 シングル: 9,500円 (税・サービス料込)	2月 21日より (1泊)	希望する・希望しない
ルートイン横浜馬車道 シングル: 7,000円 (税・サービス料込)		希望する・希望しない

2月22日 昼食 (1,000円)	希望する・希望しない	※先着順に宿泊申込を受付させていただきま すがご宿泊ホテルが満室の場合は他のホテ ルをご案内させていただく場合があります のであらかじめご了承ください。
-------------------------	------------	---

【申込先】

名鉄観光サービス(株)横浜支店 ※営業時間 平日: 09:00~18:00 [土日祝祭日定休]

「平成23年度 保育士の専門性を高める研修会」係宛 (担当: 本団・矢島)

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町4-52 野村證券ビル5F

TEL 045-641-4166

FAX 045-641-4169

☆事例記入用紙☆

※日常の実践における保護者との関わりにおいて、課題だと感じているケースの概要についてご記入ください。(箇条書きで構いません)

参加者氏名

1 事例の概要

2 検討の目的

3 子どもと家族の状況

(家族構成、子どもの心身の状況、養育状況、親子関係、園との関係、保護者の状況 etc.)

4 保育所の方針・具体的な取り組み・関係機関との関わり

受講決定者のみ記入し、10枚コピーのうえ研修会当日ご持参ください。

平成 22 年度保育士の質を高める研修会受講者数(川崎市)

団体名	受講者数	備考
茨城県	7	
栃木県	3	
群馬県	4	
埼玉県	5	
千葉県	3	
千葉市	0	
東京都	45	
神奈川県	9	公立1 民間8
横浜市	18	
川崎市	19	
相模原市	0	
新潟県	0	
山梨県	6	
長野県	2	
静岡県	2	
合計	123	

平成23年度保育専門講座Ⅱ開催要領

1. 目的 変わる時代や環境の中で、保育者は子ども達の健全な育成のため、子どもの本来の姿をどう受け止め発展させていくか、理解を深めます。
2. 主催 一般社団法人 神奈川県保育会
3. 日時 平成23年11月11日（金）午後1時30分から午後3時30分
受付 午後1時～
4. 会場 横浜市港南区民文化センター ひまわりの郷 （別添案内図）
京浜急行 上大岡駅（快速特急[横浜]から8分）ゆめおおおか中央棟4階
〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 Tel.045-848-0800
5. 対象 保育所の園長・主任クラスの保育士および関係者等
6. 定員 250名
7. 参加費 1,000円

- (1) 当日会場に持参していただきても結構です。
(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 都築融光

[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

8. 申込方法 平成23年11月4日（金）までに別記申込書にてFax 045-311-1837に申込み下さい

日 程

研修内容	
13:30 13:40	開会・主催者あいさつ 「保育所をめぐる動向と求められる責務」（案） — いま、子ども達に必要なこと — 「子どもの頃はたくさん遊んで、楽しかった」 健やかに育つために必要なことは何か いま、親や保育園に求められていることなどを 汐見先生のお話を聞きしながら、考えを深めましょう。 白梅学園大学学長・東京大学名誉教授 汐見 稔幸 氏 質疑・応答 (15:10~15:25)
15:25 15:30	閉会

平成23年度第1回保育園利用者相談室研修会開催要領

1 目的 保育園利用者からの意見・要望・苦情等に的確に対応するノウハウを蓄積して、保育園に対する利用者の信頼度を高めていくとともに、保育サービスの質の一層の向上を図ることを目的として、研修会を開催します。

2 開催日時 平成23年11月29日（火）
15時00分から17時00分まで

3 会場 日本丸メモリアルパーク訓練センター 第1・2教室
横浜市西区みなとみらい2-1-1
Tel 045-221-0280
(JR根岸線、横浜市営地下鉄線「桜木町駅」又はみなとみらい線「みなとみらい駅」又は「馬車道駅」下車 徒歩5分)

4 研修内容及び講師

(1) 研修趣旨

保育園生活において、保護者からの要望や意見・苦情が寄せられるが、中には集団生活の中で対応困難と思える内容もある。また、園内でのケガや事故の予防対策、発生時の初期対応によっては損害賠償や訴訟に発展するケースも珍しくない。これらを踏まえ、保育園利用者相談室の会員及び一般会員を対象に、保護者からの苦情や意見に対する対応を学ぶ。

(2) 研修テーマ（仮題）

「保育所の事故と保護者対応～クレーム対応・弁護士のかかわり～」

(3) 講 師 寺町 東子 氏(弁護士・東京きぼう法律事務所)

・著書 「医療と子どもの人権」
「保育事故を繰り返さないために」など

(4) 研修形式 講義&ワークショップ

5 対象及び参加費、定員

(1) 対 象

- 相談室会員保育所の園長等管理者及び准ずる方……参加費は無料
- 相談室会員でない保育所の園長等管理者及び准ずる方……参加費は有料(1人につき3,000円を徴収いたします。)

・参加費は当日持参か振込(替)でお願いいたします。

<銀行振込> 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会

理事長 都築 融光(つづき ゆうこう)

<郵便振替> 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

(2) 定 員 130名程度

6 申込方法 平成23年11月18日(金)まで、別紙申込書でお申し込みください。

神奈川県保育会事務局 行き

Fax 045-311-1837

相談室研修会参加申込書(23.11.29)

保育園名

Tel

参加者職名・氏名

職　名	氏　名

相談室会員でない保育会会員が参加する場合の参加費支払い方法

(いずれかに□をつけてください。)

- 当日持参
- 銀行振込又は郵便振替

「保育の日前夜祭」(第34回) 開催要領

- 1 趣 旨 「神奈川県保育の日」を翌日に控え、保育関係者が一堂に会し、この一年の保育功労受賞(章)者の皆様をお招きして祝賀を行なうとともに、日頃保育業務に専念されている方々のご労苦をねぎらい、保育事業のより一層の進展に資することを目的に開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成23年12月2日(金) 17:30~20:00
(受付 17:00~)
- 4 会 場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 5階 「日輪」
横浜市西区北幸1-3-23 (横浜駅西口より徒歩約3分)
(電話) 045(411)1111(代)
- 5 招 待 (1) 神奈川県保育賞受賞決定者 (2) 叙勲・褒章受章者
(3) 厚生労働大臣表彰受賞者 (4) 全保協会長表彰受賞者
- 6 来 賀 (1) 神奈川県、神奈川県議会、神奈川県児童福祉審議会各代表者等
(2) 神奈川県社会福祉協議会会长
(3) 神奈川県社会福祉婦人懇話会会长
(4) 神奈川県ゆりの会会长
(5) 神奈川県保育士会会长
(6) 神奈川県内保育士養成校学(校)長
- 7 参 加 者 保育園長、副園長、主任保育士、保育士等120名程度
- 8 内 容 (1) 受賞(章)者紹介、花束贈呈
(2) 来賓祝辞、紹介
(3) アトラクション メゾソプラノ 長ヶ部 陽子 様
ピアノ 長友 美夏 様
(4) 会食・懇談
- 9 参加費 お一人 10,000円
参加費は、当日持参か振込(替)でお願いいたします。
振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
・銀行振込 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会理事長 都築 融光(ツヅキユウコウ)
・郵便振替 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

(FAX番号) 045-311-1837

第34回保育の日前夜祭

日 時 平成23年12月2日(金)

午後5時30分 開会

会 場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ

ご出席

ご欠席

(いずれかを○で囲んでください)

保育園名

ご職名

ふりがな
ご芳名

※ 大変恐縮ですが、11月18日(金)までにご回答いただきますよう
よろしくお願い申し上げます。

「保育の日前夜祭」役割分担(案)(23/12/2)

- ・会場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 5階「日輪」
- ・受付 17:00 ・開会 17:30 ・閉会 20:00

役割分担	担当委員
司会進行	(総務部) 1名
受付(受賞者・来賓)	(研修部) 3名
案内(受賞者・来賓)	(保育士会) 3名
受付・案内(一般)	(研修部) 3名
出演者対応	_____、事務局
開会のことば	_____
主催者あいさつ	都築理事長
花束、記念品贈呈	県保育賞 () _____ 叙勲・褒章 (1) _____ 厚生労働大臣表彰 (6) _____ 全保協会長表彰 (5) _____
花束贈呈の介添	(広報部) 3名
花束贈呈(出演者)	_____
花束贈呈の介添 記録(カメラ担当)	(広報部) 3名 (広報部) 1名
乾杯の音頭	_____
閉会のことば	_____
会場確認	事務局

*役割を部毎に人数を割り当てましたが、当日欠席等の理由で確保できない場合は、他の部や当日の出席者に応援を求めて下さい。

具体的なお名前を、11月25日(金)までに、事務局あてにお知らせ下さい。

平成23年度各種受賞者名簿

2011.12.2 (敬称略)

区分	所 属	お名前	備 考
1 県保育賞			
4 叙勲	華綾保育園 元園長	のなか としこ 野中 登志子	南足柄市
5 厚生大臣感謝状	やなせ保育園 園長	いしづか やすこ 石塚 康子	座間市
	桃重保育園 園長	はせがわ きみこ 長谷川 公子	小田原市
	春光保育園 主任保育士	ゆやま みわこ 湯山 三和子	小田原市
	酒田保育園	こすな しおこ 小砂 潮古	開成町
	双葉保育園 園長	よこち 横地 みどり	逗子市
	荻野すみれ愛児園	にのみや いづみ 二宮 泉	厚木市
	日の出保育園 園長	あべ かずこ 阿部 和子	横須賀市
	浦賀保育園 園長	さかぐち のりえ 坂口 紀恵	横須賀市
13 全国保育協議会会長表彰	東原保育園 園長	かわの あつこ 河野 敦子	座間市
	桜井保育園 園長	なかじま としこ 中島 利子	小田原市
	高峰保育園 園長	きとう みえこ 木藤 美江子	愛川町
	八雲保育園 園長	ながわ ひろみ 名川 比呂美	湯河原町
	木之花保育園 園長	みつはし ゆきえ 三橋 幸恵	中井町

No.	所 属	職 名	氏 名
1	神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部	部長	加藤 芳明
2	神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部 次世代育成課	課長	井上 従子
3	神奈川県議会厚生常任委員会	委員長	高橋 稔
4	神奈川県児童福祉審議会	委員長	松田 良昭
5	神奈川県社会福祉婦人懇話会	会長	阿部 純子
6	神奈川県社会福祉協議会	会長	林 英樹
7	神奈川県ゆりの会	会長	佐藤 里子
8	神奈川県ゆりの会	副会長	藤本 信江
9	神奈川県ゆりの会	副会長	内山 和子
10	神奈川県保育士会	会長	富田 弘美
12	神奈川県保育士会	副会長	遠藤 文子
13	神奈川県保育士会	副会長	相磯 しげ子
14	和泉短期大学	学長	伊藤 忠彦
15	小田原女子短期大学	学長	小沼 肇
16	鎌倉女子大学短期大学部	学長	福井 一光
17	関東学院大学	学長	大野 功一
18	國學院大學幼児教育専門学校	校長	荒川 御幸
19	湘北短期大学	学長	米澤 健一郎
20	聖セシリア女子短期大学	学長	伊東 千鶴子
21	洗足こども短期大学	学長	万代 晋也
22	鶴見大学短期大学部	学長	木村 清孝
23	田園調布学園大学	学長	井上 紹敏
24	東洋英和女学院大学	学長	村上 陽一郎
25	聖ヶ丘教育福祉専門学校	校長	井上 貴恭
26	横浜高等教育専門学校	校長	菅原 秀也
27	横浜こども専門学校	校長	新木 康稔
28	横浜女子短期大学	学長	平野 建次
29	横浜保育福祉専門学校	校長	矢向 實

平成 23 年 11 月 9 日

各市町保育園園長会会長
各企画運営委員会委員 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 都築 融光

本会青年部(仮称)の設置検討に伴う若手職員等の推薦について(依頼)

晩秋の候、皆様方におかれましては、益々ご清栄でご活躍のこととお喜び申し上げます。日頃から、本会の事業運営等にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、民間保育所経営問題専門委員会を設置し、民間保育所における制度や人材育成等の課題について調査・研究を行うとともに、次代の施設長等の交流の場として活用してまいりました。

今後、これらの活動趣旨を踏まえながら、本会の将来を担う若手職員の人材育成・登用を一層強化していくため、民間保育所経営問題専門委員会を改組して、青年部(仮称)の設置を検討していきたいと考えております。

そこで、何かとお忙しいところ恐縮ですが、次の内容に基づき、将来を嘱望されると思われる若手役職員を、別紙様式によりご推薦いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

1 設置目的

- ・ 保育制度や人材育成の調査・研究及び意見表明、要望活動等の実施
- ・ 若手役職員の資質向上のための研修・研究の実施
- ・ 部員相互の交流 等

2 部員資格

- ・ 原則として満 50 歳未満の役職員(施設長だけでなく保育士、事務職員等幅広く考えています。)

3 推薦人数

- ・ 特に上限は設定しませんが、市・郡単位で最低 1 人は推薦してください。

4 締切

- ・ 平成 23 年 12 月 22 日(木)

(Fax 番号) 045-311-1837

青年部(仮称)若手職員推薦書

一般社団法人神奈川県保育会理事長 殿

園長会名 _____

保育園名 _____

氏 名 _____

次の職員を推薦いたします。

推薦順位	氏名	保育所名	職名	生年月日	備考

※ 大変恐縮ですが、12月22日(木)までにご回答いただきますようお願いいたします。

平成 23 年度
全国保育協議会 第 2 回 協議員総会
次 第

日 時：平成 23 年 9 月 5 日（月）
13:30 ~ 15:30
会 場：全社協「第 3~5 会議室」

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 行政説明
- 4 定足数確認
- 5 議長選出
- 6 議 案

第 1 号議案 「子ども・子育て新システム」に対する全国保育協議会の対応について

第 2 号議案 「子ども・子育て新システム」に関する会員保育所への周知について
- 7 報告・連絡事項

(1) 東日本大震災保育三団体被災地支援募金事業について
(2) 第 55 回全国保育研究大会について
(3) その他
- 8 閉 会

平成 23 年度
全国保育協議会 第 2 回協議員総会
議事録

I. 開催状況

日 時 : 平成 23 年 9 月 5 日 (月) 13:30 ~ 15:55

会 場 : 全国社会福祉協議会 5 階「第 3~5 会議室」

出席状況① : 本人出席 74 名、代理出席 3 名、委任状 37 名 計 114 名

出席状況② (採決時) : 出席者 76 名 (本人及び代理者)

II. 上程議案

第 1 号議案「子ども・子育て新システム」に対する全国保育協議会の対応について

第 2 号議案「子ども・子育て新システム」に関する会員保育所への周知について

III. 配布資料

- 1 全国保育協議会 平成 23 年度第 2 回協議員総会資料
- 2 全国保育協議会 平成 23 年度第 2 回協議員総会行政説明資料・議案関連資料
- 3 全国保育協議会 平成 23 年度第 2 回協議員総会名簿
- 4 全国保育協議会災害見舞金規程

IV. 内 容

1. 議題までの経過

(1) あいさつ

小川 益丸 全国保育協議会会長

川井 一心 全国社会福祉協議会常務理事

(2) 行政説明

橋本 泰宏 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

(3) 定足数の確認

本人出席 74 名、代理出席 3 名、委任状 37 名で有効出席者数 114 名、会則第 15 条 4 項により、協議員実数 122 名の過半数（62 名）を超えており、総会は成立した。

(4) 副会長の紹介

公立保育所代表の副会長が、8 月 30 日に開催された公立保育所委員会において選出されたので紹介した。

副会長 宮本 里香（横浜市）

(5) 日程・資料等の説明

本日の日程および資料の確認を行った。

(6) 議長の選出ならびに議事録署名人の選任

議長、議事録署名人は、ブロック持ち回りより選出されていることが説明され、ブロックの推薦により以下のとおり承認された。

議長 北海道・東北ブロック 平塚 幹夫協議員（宮城県）

議事録署名人 関東ブロック 風間 嘉信協議員（栃木県）

〃 〃 都築 融光協議員（神奈川県）

2. 議案審議の内容

(1) 第 1 号議案 「子ども・子育て新システム」に対する全国保育協議会の対応について

(2) 第 2 号議案 「子ども・子育て新システム」に関する会員保育所への周知について

議長より第 1 号議案と第 2 号議案を関連議案として、一括審議することについて諮り、了承された。

第 1 号議案は、佐藤副会長および菊池副会長から、「子ども・子育て新システム 中間とりまとめ」の評価について、資料に基づき説明を行った。

第 2 号議案は、菊池副会長より、子ども・子育て新システムの関する会員保育所への説明資料の目的や経緯、資料構成、発行までのスケジュール等について説明を行った。

第 1 号議案、第 2 号議案について、下記の質疑応答が行われた。

【質疑応答の内容】

○ 渡邊 正善協議員（山口県）

山口県では、「子ども・子育て新システム中間とりまとめ」について、自民党、公明党、山口県代表の衆参議員に要望書を提出した。また3月には内閣府末松副大臣に要望書を提出した。その内容は、保護者と保育所の直接契約や保育料の補助方式（の問題）、保育制度改革および待機児童対策は児童福祉法第24条にもとづき、国の責任で認可保育所を整備し解消を図るべきこと等である。また、規制緩和により児童福祉施設最低基準を後退させないことについて、1週間で35,490名の署名を集めた。

幼保一体化の内容は当初よりかなり乖離している。幼保一体化をなぜ急ぐのか。子どもの最善利益を守る観点から議論を行うべきである。

総合施設（仮称）、保育所、幼稚園、企業参入型の4類型の位置づけや3歳で分離する考え方は保育所を売るような印象がある。新システムについて幼稚園側の要求は100%通ったと言う幼稚園関係者もいる。このことを執行部はどう考えるのか。財源の一体化というが理念なき経済は犯罪であり、児童福祉法第24条の堅持を望む。山口県は、議案提案には反対する。

○ 東峰 雅博協議員（北海道）

北海道保育協議会も全保協組織の一員であるが、この中間とりまとめは納得できない。先日、北海道は、新システムについて20万人の反対の署名を集め菅首相に提出した。幼保一体化について、当初5類型が示され幼稚園が残る制度となっていた。このことについて、協議員総会等でこれまで意見をいう場がなかったので、発言したい。幼稚園が一体化を希望しない場合は私学助成、就園奨励費、保育料等の裁量的経費で運営し新システムから外れるという認識でいたが、中間とりまとめでは、新システムの中に幼稚園として位置付けられ、さらに4時間の教育だけを行うことも総合施設（仮称）として位置付けられている。保育所は新システムに移行し、反対を表明した幼稚園は新システムの中に現行のままで残る。こども園（仮称）の充実は、現行の保育制度を維持・向上させることであると思っている。保育組織として守るべきこと、ゆずれないことを強く主張してほしい。

○ 中山 哲夫協議員（島根県）

資料では「すべき」という表現が多用されているが、弱い。また、財源で示された1兆円超の内容を早く入手してほしい。同時進行ではなく、改革の中で財源は先行して確保するものである。万が一の場合、何をするのか、どう行動するのか、今から準備しないと手遅れになり、われわれは協議する必要がある。中間とりまとめの頭紙に記載されている「（それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目指し、子ども・子育て会議（仮称）や国的基本方針など可能なものから段階的に実施）」のとおり、実施されてしまうことを危惧している。また、施設整備費について緊急

的基盤整備（耐震化を含む）等とあるが、これに待機児童対策が入っているのであれば、減価償却の上乗せと整合性をどう図るのか、実行するのであれば、安心こども基金の継続を要望していただきたい。

（以上の質疑に対し、菊池繁信副会長より説明した）

一部産業化の動きはあるが、福祉に産業化はなじまない。「子ども・子育て新システム検討会議」のワーキンググループに當利法人が運営主体のサービス提供者としてはいっているが、全体として産業化を目指しているわけではない。経済産業省は産業化を意図しているところもあり、そことの戦いはある。幼保一体化については確かに当初より乖離している。これまでの自民政権下においても幼保一元化は重点事項として議論されてきた。幼保一体化を目指すのであればその道筋は変えるべきではないが、保育所と幼稚園は文化に違いがあり拙速に一体化はできない。一体化のハードルを下げ、将来的に幼保一体化となるよう、中間とりまとめでは「政策誘導する」と書かれており、今後の動きを注視していきたい。児童福祉法第24条については、数年前に一部改正されたが、（市町村の責務について）しっかりとしたものにしていくことが必要である。

（財源確保なき制度の施行という）最悪の場合については、今後の動きにアンテナを張って手遅れとならないようにしていきたい。新システムは、自民政権時の少子化対策をベースとした流れになっており、政党間の争いに新システム反対の主張は難しいと思っているが、危惧される動きへの対応はしていきたい。

また、ご指摘のあった「すべき」の表現は検討する。一兆円超の内容は、量の拡大に4千億、質の改善に5千億、社会的養護等に1千億程度と伝わってきている。質の確保について等これまで提示された資料を分析しながら検討をすすめたい。中間とりまとめは、今後の検討事項が多いので、しっかりと関わり、政治的な動きもふくめ全協議として要望していく。

○ 永野 繁登協議員（福岡市）

①新システムのベースは自民政権時代に議論されているが、自民党内部ではなく厚生労働省で議論されてきたものである。②児童福祉法24条の例外規定は問題があるが、保育の実施義務を市町村から指定事業者に移行させることに問題がある。③一部に産業化の動きがあるというが、新システムそのものが利益を上げられるような仕組みになっている。④児童福祉法第24条がなくても公的責任は後退しないといったが、中間とりまとめにある市町村の責務と権限の5項目の内、質の確保された事業の実施や利用支援等、実施するのは指定事業者である。仮に質が低下した場合、現行の保育制度では市町村を訴えることができるが、新システムでは事業者に責任を問うことになる。このことからも市町村の責務は後退しているといえる。

⑤全保協が主張してきた事項に、児童福祉としての役割を維持するべき、とあるが福祉とは公的責任が一番に位置付けられるものである。新システムで利益をあげさせることを全保協は容認するのか。⑥財源確保と制度施行は一体不可分であることはそのとおりであるが、確保された財源は保育のために使われるのか。例えば、民間給与改善費や福利厚生などは継続するのか。公的責任が後退すると、そういったことに影響がでる。(保育)単価の出し方を執行部は把握しているのか。以上のことについて確認したい。

(菊池副会長)

答えられることと答えられないことがある。まず、市町村の公的責任については、中間取りまとめに、市町村は新システムの実施主体としての役割を担い、国・都道府県等と連携しとかかれており、5つの権限と責務が示されている。これは基本制度案要綱と変わってはいない。基本的には実施義務を与えていていると考えられる。公的責任が後退するとのご指摘があつたが、逆に市町村の責務を明確にする仕組みにしようとしているのではないかと考える。認識不足との指摘があれば、能力の至らないところである。産業化について、お金の扱いは今後の検討となっている。介護保険制度では一定の利益を再生産にあてるという仕組みになっているが、新システムでは、利益を生むような仕組みとするかどうか、一部に減価償却費を単価に組み入れる話があるが決まっていることではない。仮にそうであったとしても事業の再生産のためのものと理解している。われわれ社会福祉法人は利益集団ではない、利益を望むのであれば企業サービスとして実施すればよく、社会福祉法人としては、ある一定の制限を受けざるを得ない。

指定制については、全国一律の基準を定めることになっているが、一方で国と地方公共団体の裁量の範囲は今後の検討となっている。少なくとも現行の最低基準を悪化させないことをこれまで主張しており、一定の理解は得ていると認識している。これから議論については、これまでのスタンスを変えることなくやっていくので、ご理解をいただきたい。

○ 小島 伸也 協議員（富山県）

新システムの検討の場においては、高度な議論をされていると思われる。中間とりまとめには不満はあるが、まさにこれまでの議論の経過が取りまとめられたものである。中間とりまとめは、全保協が一貫して主張してきた原則的な7項目の方向性にもとづいて、実現されたもの、されなかつたものがあると思う。財源の問題については、額は不十分ではあるが、社会保障制度改革のなかで子ども・子育てが位置づけられたことは画期的なこと。一部には制度に反対しながらも地域においては認定こども園をつくるなど、制度改革の先駆けを主張するような動きもあるが、全

保協は今後も変わらぬ主張をして検討に関わってほしい。もし足りないとすれば、保育所関係者の政治的な部分であるかも知れないが、それは全保協がとるべき手法ではない。今後の検討において（全保協の方向性を）決断する時期があるかも知れないが、原則的にはこれまでの方法を継続していくことであると思う。全保協は公立保育所を含む組織として一致団結できるものはなにか。そこを明確にして取り組んで行くことが重要である。また、最低基準の条例化では、地方での議論は引き下げの方向が強くその必要性が理解されにくい。そういう意味でも、新システムで最低基準の内容が明確になることは意義深いことであり、新システムの検討の場における奮闘に期待したい。これまで主張してきた7項目は、基本的には誰もが賛成できるものであると思う。全保協はこの7項目にそって今後も取り組んでいただきたい。

○ 松川 和照協議員（横浜市）

①新システムは難しい。子どもの幸せを無視しているような制度と感じる。国の責任は大前提である。地方に委ねることで、これまで以上の格差が生じる。児童福祉法の理念がいかされていない。②保育士資格は国家資格となったが、新システムの中では幼稚園教諭と比較され不利な状況がある。全国の保育士の数は幼稚園教諭を上回る。文科省より毎年、保育所に幼稚園教諭単位の履修を求められるが、その条件は厳しい。現行の保育士資格の位置づけをきちんと主張していただきたい。③3歳以上児は「教育」というが、保育所においても「教育」を実施している。年齢で分断されているが、年齢にかかわらず、子どもたちに平等に機会が与えられる制度としていただきたい。④地域間格差がないように財源の最低基準が設定されるように取り組んでいただきたい。

○ 平沢 茂協議員（北九州市）

次回は、保育課長同席のもと議論させてほしい。新システムへの転換は、老人福祉を「鏡」としている。その老人福祉は結果として産業化されている。新システムでは、「ノー」は「ノー」と言い続け、老人福祉の二の舞いとならないようにしていただきたい。

（菊池副会長）

最低基準を地方裁量に委ねることは危惧しているが、条例化は法律で決まっていることであり、地方での話しあいをお願いしたい。ただ、根っここの部分は国が定めるべきであり、そのことは一貫して主張してきている。資格問題は今後の検討課題である。私見であるが、資格問題については状況に応じて組織内に検討の場を設ける必要があると思っている。3歳以上の教育については、保育所では養護と教育を

一体的に提供していることを強く主張したが、ここでは学校教育としての「教育」があるかないかということである。学校教育が給付の対象となるという整理がされている。また、財源は、子どものために使われる特定財源を作っていくことが新システムの目的の一つである。金額が十分に用意された財源の確保は今後も訴え続け、構築していくことを求めていくことが必要である。

以上の質疑応答の後、小川会長より、全保協の今後の対応に関する基本的方向性について提案した。

提案要旨：全保協は「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に示された「すべての子どもに良質な生育環境を保障し、子どもを大切にする社会」を実現するという観点から意見を主張してきた。そのことは2月に会員保育所の配布した「子ども・子育て新システムの検討状況と全保協の考え方」においても周知を図ってきた。その基本的な方向性のもと、子どもの最善利益の保障と現行の保育制度の諸問題を明らかにしてその改善が図られるよう、今後の検討の場において主張していく。

「子ども・子育て新システム中間とりまとめ」は、基本制度案要綱と乖離しているところもあり、今後の検討課題とされていることが多い。また、中間とりまとめの頭紙の表記において、税制抜本改革と新システムの両法案の成立を前提とするこれを記載するよう主張し、結果としては反映されなかったが、全保協が主張したことは議事録に残される。さらに、今後の成案化にあたっては、関係団体などの関係者の理解を得ることという内容を反映させた。

また、財源確保と制度施行が一体不可分であり、恒久財源の確保なく新システムが施行されることは大きな社会問題でもある。そのような状況となつた時には、執行部で協議し、全社協とも一体となって取り組んでいく。ご理解をいただきご支援をお願いしたい。

その後、賛成、反対、保留の順で採決を行い、以下の結果により提案は承認された。

採決時の出席状況（本人出席および代理出席 76名）

賛成(50名)、反対(8名)、保留(17名) [議長を除く]

3. 報告・連絡事項

- (1) 東日本大震災保育三団体被災地支援募金事業実施状況および台風12号による災害に対する全保協災害見舞金の規程について（佐藤総務部会長）
- (2) 第55回全国保育研究大会参加申し込み状況について（事務局）
- (3) 全国保育士会 保育士バッジの普及について（上村全国保育士会会长）

4. 閉会

閉会あいさつ 飯島 俊勝副会長

<議事録署名>

議長 宮城県 平塚 幹夫 (印)

議事録署名人 栃木県 風間 嘉信 (印)

議事録署名人 神奈川県 都 築 融光 (印)

第55回 全国保育研究大会 プログラム

(敬称略)

《第1日目・11月2日(水)》

オープニング

(12時15分～12時45分)

横浜市消防音楽隊による演奏

ポートエンジェルス119によるステージドリル

式典

(13時00分～14時10分)

開会挨拶

横浜市社会福祉協議会保育福祉部会 部会長

まつ 川 和 照

児童憲章朗読

横浜市 荏田北保育園 保育士

なか 井 方葉紅

物故者への黙祷

主催者挨拶

全国保育協議会 会長

お 小 川 益 丸

全国社会福祉協議会 副会長

こ 林 和 弘

来賓祝辞

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 保育課長

はし 橋 本 泰 宏

横浜市長

山田 利市

はやし まこと

横浜市会議長

さ 佐 藤 茂

表彰

厚生労働大臣感謝状 受賞代表者

横浜市 港南台保育園 園長

小 林 由美子

全国保育協議会特別感謝 被表彰代表者

石川県 鶴来第二保育所 元所長

さく 本 文 枝

全国保育協議会会长表彰 被表彰代表者

横浜市 汐見台愛育園 保育士

おのだ 恵理

保育活動専門員認定証授与

保育活動専門員 被認証代表者

横浜市 あおぞら保育園 園長

小川房子

壇上者紹介

祝電披露

大会アピール 横浜市 あおぞら保育園 保育士

橋本貴彦

行政説明

(14時30分～15時30分)

[説明] 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 保育課長

橋本泰宏

基調報告

(15時30分～16時00分)

「保育をめぐる動向と全保協の取り組み」

[報告者] 全国保育協議会 会長

小川益丸

被表彰者記念撮影

(16時00分～)

参加者交流会【船上交流会】

●ロイヤルウイング号 (19時30分～21時00分)

●マリンシャトル号 (19時40分～21時30分)

総合司会

齋藤操子 (横浜市 東漸保育園 元園長)
山本勝義 (横浜市 市場保育園 園長)

《第2日目・11月3日(木)》

分科会 9時30分～16時30分

- 第1分科会 保育所保育指針にもとづく質の高い保育を提供する（全国共通テーマ分科会）
助言：今井和子（前立教女学院短期大学 教授）
- 第2分科会 配慮を必要とする子どもの保育の充実（全国共通テーマ分科会）
助言：重見恵子（大阪府立大学 准教授）
- 第3分科会 保育者の資質向上をはかる（全国共通テーマ分科会）
助言：清水玲子（東洋大学 教授）
- 第4分科会 地域の保護者支援の充実
～保育所利用家庭、地域の子育て家庭にむけて～（全国共通テーマ分科会）
助言：金子恵美（日本社会事業大学 准教授）
- 第5分科会 家庭との連携による食育の推進（全国共通テーマ分科会）
助言：堤ちはる（日本子ども家庭総合研究所 栄養担当部長）
- 第6分科会 子育ち・子育て支援のネットワークと保育所の役割（全国共通テーマ分科会）
助言：大豆生田啓友（玉川大学 准教授）
- 第7分科会 コミュニティの再生・子育て文化の創造にむけて（全国共通テーマ分科会）
助言：小川清美（東京都市大学 教授）
- 第8分科会 保幼小の連携
助言：原南美子（横浜市こども青少年局子育て支援課 課長）
- 第9分科会 公立保育所の使命と地域社会での役割（全国共通テーマ分科会）
助言：櫻井慶一（文教大学 教授）
- 第10分科会 新たな保育制度の動きと今後の保育所運営・組織活動
助言：柏女靈峰（淑徳大学 教授）
- 第11分科会 フリー発表分科会

《第3日目・11月4日(金)》

記念講演 9時30分～11時00分

「コミュニケーションへの希望～子どもに自信と意欲を」

【講師】 川崎医療福祉大学 特任教授 佐々木 正美

次期開催地代表挨拶 11時00分～

次期開催地代表挨拶 沖縄県保育協議会 会長

玉城善徳

閉会のことば 全国保育協議会 副会長

飯島俊勝

総合司会 斎藤操子 (横浜市 東漸保育園 元園長)

山本勝義 (横浜市 市場保育園 園長)

全国保育協議会

2011 年度 「保育所長専門講座 プログラム3」 ～保育所の経営戦略～

《開催案内》

本年度より、新カリキュラムとして 3 つのテーマに分けて開催の「保育所長専門講座」は、来年 1 月に『プログラム 3』を開催いたします。

テーマを「保育所の経営戦略」と題し、新たな時代の要請に対応できる保育所長としての資質を高めるために次のプログラムを設定しています。

プログラム 3 の主な内容

○ 「最新の保育所経営の課題」

「子ども・子育て新システム」の検討状況をお伝えするとともに、最新の経営課題のトピックや事例に関する経営実践のヒントを学びます。

○ 「サービススマネジメント」

保護者や地域から信頼され、保育の質を向上させるための業務改善に関する体制づくり等について学びます。具体的には、「危機管理(リスクマネジメント)」、「保育所が守るべき法令の理解と実践に向けた法令遵守(コンプライアンス)の体制づくり」、「利用者の苦情から業務改善につなげる取り組み」、「組織運営上の課題確認と業務改善につなげる仕組みとしての福祉サービス第三者評価」などについて学びます。

○ 「保育所の戦略（事業計画・戦略、課題、マーケティング）」

保育所運営を存続・発展させる戦略づくりのための、経営資源を踏まえた組織内部の課題把握や、課題解決に向けたリーダーシップ、地域の多様な保育ニーズを把握・分析し、地域住民から信頼され利用者から選ばれる保育所づくりをめざすためのマーケティング手法等について学びます。

○ 「人材育成」

職場において職員のやる気をひきだし、保育士としての成長を実感させる体制づくり、やりがいの実感できる魅力的な職場づくりについて考えるとともに、園内における OJT の実践方法、スーパービジョン、コーチングの技術についての理解をはかります。

○ 「保育の政策とマネジメント」

地方の時代を迎え、保育行政に限らず、まちづくりにおいても市町村の政策決定のあり方が、保育所経営に重要な影響を及ぼすことが想定されます。地方自治体の関係者を交え、具体的な政策課題を提示してもらうとともに考察を深め、経営者および管理者の立場からどのような政策提言をなしうるのかを考えます。

基本的内容を習得する講義とともに演習を実施し、これからの現場実践につながる内容で展開します。子どもの育ちを支える現場リーダーの皆様のご参加をお待ちしております。

◆開催日程：平成 24 年 1 月 18 日(水)～20 日(金)

◆会 場：ホテル JAL シティ田町（東京都港区芝浦 3-16-18、JR 田町駅徒歩 5 分）

◆参 加 費：35,000 円（交通費、宿泊費、昼食代は含まれません）

◆定 員：150 名

※すでにプログラム 1 または 2 とあわせて本プログラムの参加申し込みいただいた方は、あらためてのお申込は不要です。

2011年度 保育所長専門講座 プログラム(Ⅲ) 日程

～ 保育所の経営戦略 ～

主 催：社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会／全国保育士会

後 援：厚生労働省、日本保育園保健協議会、社団法人全国保育士養成協議会

開催日：平成24年1月18日(水)、19日(木)、20日(金) <2泊3日>

会 場：ホテルJALシティ田町(東京都港区芝浦3-16-18、TEL.03-5444-0202、JR田町駅東口より徒歩5分)

9:00 9:30 11:00 11:20 12:50 13:40 15:10 15:30 17:00 17:20 18:50

1 18 (水)		受付	開講式	最新の 保育所 経営課題 (全保協)	昼食	サービス マネジメント① (増田まゆみ)		サービス マネジメント② (増田まゆみ)		(表中講師名 敬称略)
1 19 (木)		保育所の 戦略① (関川芳孝)		保育所の 戦略② (関川芳孝)	昼食	人材育成 ① (宮崎民雄)		人材育成 ② (宮崎民雄)		ワークショップ 《演習》 (関川芳孝)
1 20 (金)	保育の 政策と マネジメント ① (関川芳孝)		保育の 政策と マネジメント ② (関川芳孝)	閉講		1/18(水) 10:45 受付開始、11:10 開講式～17:00 1/19(木) 9:30～18:50 1/20(金) 9:00～12:00 閉講				《注》23年3月時点での開催要項に記載の「交流会」は、中止と なりました。また、閉講時刻が12:00に繰り上がりました。

- ※ 上表のうち、①・②とある4つの講座では、グループ討議と簡易レポート作成をする予定です。
- ※ 最終的には、上記4つの講座の中から1つのテーマを受講者が選択し、簡易レポートをふまえた「総括レポート」を作成いただきます。
- ※ 「総括レポート」は、講座終了後1週間後までにご提出いただきます(担当講師が添削指導した後、受講者の皆様へ返送申しあげます)。

● 演習及びレポート作成の基本的な流れについて (当日、一部変更の可能性があります)

レポート作成の対象講義：上記プログラムのうち $90 \times 2 = 180$ 分の枠となっている4つの講義

(1) 4つの講義にて 【90分+20分】	各テーマの講義 + レポートのテーマ設定
(2) 4つの講義にて 【① 40分程度】 【② 30分程度】	① 各講義にて設定されたテーマに関するグループ討議 ② ①を経て、簡易的な個人レポート(各講義の受講者自身のまとめ)作成
(3) 講座終了後	4つのレポート作成対象講義の中から、参加者が「総括レポート」を作成するテーマを1つ選択。受講者は総括レポートを作成し、講座終了後1週間以内(1/30必着)にて、事務局へご提出。
(4) 2月末～3月上旬	提出された総括レポート(様式は統一)について、テーマごとに各講師が添削指導を行い、添削指導後のレポートを参加者へフィードバック(送付)。 ※受講証明書を併せて受講者へ送付。

「保育活動専門員 認証制度」のご案内

- ※ 初めに講座プログラムを受講された年度を含む 3 年度以内に「保育所長専門講座」の全課程（プログラム I ~ III）を修了された方には、（社福）全国社会福祉協議会会长／全国保育協議会会长より修了証書を交付します。
- ※ 修了証書は、全国保育協議会が実施する「保育活動専門員認証制度」申請の際に利用いただけます。認証制度の詳細は、全国保育協議会のホームページをご参照ください。（<http://www.zenhokyo.gr.jp/senmonin/senmonin.htm>）
- ※ 「保育所長専門講座 I ~ III」全課程のご受講が 1000 ポイント獲得の条件となります。講座プログラム I のみ受講の場合は 250 ポイント（必修研修会）が付与されますが、講座プログラム II、III のみの受講ではポイントは付与されません。

2011 年度 保育所長専門講座 プログラム(Ⅲ) 講座内容

テーマ・講師名	内容、獲得目標
最新の保育所経営の課題 <トピック中心に> 講師：全国保育協議会	保育所経営をめぐる経営環境は、子ども・子育て新システムの検討内容にみられるように、大きく変化している。こうした経営環境の変化に応じて、経営者および管理者には、新しい様々な経営課題の対応が求められよう。経営者および管理者は、国民から保育所に求められている課題の背景を理解し、かつ社会的な役割を果たすとともに、安定経営実現のためのかじ取りが求められている。 本講では、最新の経営課題のトピックをとりあげて、厚生労働省など行政関係者や、全国保育協議会役員、先駆的に課題解決に取り組んできた保育園経営者から、最新の取組事例について、経営実践のヒントを学ぶ。
サービスマネジメント 講師：東京家政大学 家政学部 児童学科 教授 増田 まゆみ 氏	保育所が、保護者や地域から信頼され、保育の質を向上させるために組織として取り組むべき業務改善のテーマは広い範囲に及ぶ。 第一に、保育の中で想定される子どもの事故のリスクに対し、未然に事故防止の対策を講じる危機管理（リスクマネジメント）があげられる。さらには、組織運営のなかで、法令や諸規則、保育士倫理に違反した業務実態が発見されたならば、改善する必要がある。管理者は、保育所が守るべき法令全体の正しい理解と実践に向けて法令遵守（コンプライアンス）の体制づくりが求められる。 また、利用者の苦情からも、業務改善のヒントが得られることが少なくない。苦情に誠実かつ丁寧に対応することが、保育の質に対する信頼づくりにも役に立つ。 このように業務改善のテーマは運営全体に及ぶが、わが保育所のどこに組織運営上の課題があるのかを確認し、業務改善につなげる仕組みとして、福祉サービス第三者評価の制度がある。福祉サービス第三者評価受審も業務改善の有効な取り組みであるといえる。 本講では、こうした取り組みの必要性と体制づくりについて考察する。

テーマ・講師名	内容、獲得目標
保育所の戦略 (事業計画・戦略、課題、マーケティング) 講師: 大阪府立大学 教授 関川 芳孝 氏 ゲストスピーカー: (社福)至誠学舎立川 至誠第二保育園 顧問 至誠保育総合研究所 所長 高橋 紘 氏 (社福)頌栄会 頌栄保育園 園長 清水 嘉津子 氏	<p>保育所をとりまく経営環境が大きく変化している。経営者および管理者は、外部環境の変化を分析し、自らの経営理念や使命にもとづき、保育所をどのように運営していくのか、保育士に対して明確なビジョンを掲げて運営に取り組む必要がある。具体的には、中長期の事業計画を作成し、計画を具体化するための事業戦略を考えることが求められる。</p> <p>事業戦略の構築においては、地域の多様な保育ニーズを把握・分析し、地域住民から信頼され、利用者から選ばれる保育所づくりをめざし、マーケティングの手法に学ぶ必要がある。</p> <p>こうした計画や戦略を具体的に展開していくためには、経営者および管理者は、ヒト・モノ・カネなどの経営資源を踏まえ、組織内部にどのような課題があるのかを把握し、課題解決に向けてリーダーシップをとる必要がある。</p> <p>本講では、保育所運営を存続・発展させるための戦略づくりのための、経営者および管理者の役割について考察する。</p>
人材育成 講師: エイデル研究所 所長 宮崎 民雄 氏	<p>保育所が、保育の質を向上させ、子ども・保護者や地域のニーズに応えていくためには、保育士等職員の資質向上とこれを支える仕組みづくりが必要である。経営者および管理者には、人事管理の手法に学び、かつ保育士の資質向上に向け、国内外のトータルな研修体系の確立が求められる。</p> <p>なかでも、職員の資質向上には、園内におけるOJTの実践方法、スーパービジョン、コーチングの技術についての理解も大切である。</p> <p>本講では、経営者および管理者として、職場において職員のやる気をひきだし、保育士としての成長を実感させる体制づくり、やりがいの実感できる魅力的な職場づくりについて考える。</p>
ワークショップ(演習) 講師: 大阪府立大学 教授 関川 芳孝 氏	<p>「子ども・子育て新システム」の検討段階で示された項目に対する新たな経営課題について、グループ討議を行い、課題の共有を行います。</p>
保育の政策とマネジメント 講師: 大阪府立大学 教授 関川 芳孝 氏 ゲストスピーカー: 京都市 (調整中)	<p>地方の時代を迎え、保育行政に限らず、まちづくりにおいても、市町村の政策決定のあり方が、保育所経営に重要な影響を及ぼすことが想定される。また、保育所の経営者および管理者においても、地域経営の信頼されるパートナーとして、自治体の政策決定および実行に参画することが求められよう。こうした状況のなかで、経営者や管理者は、地域の子どもの最善利益の代弁者として、自治体はもちろん地域の関係者と相互理解を深めつつ、現実的な政策提言力を身につける必要がある。</p> <p>本講では、地方自治体の関係者を交え、具体的な政策課題を提示してもらうとともに、公立保育所民営化のプロセスやその課題について考察を深め、経営者および管理者の立場からどのような政策提言をなしうるのか、考える。</p>

受講申込要領等について

受講資格

- ①保育士資格または社会福祉主事任用資格を有し、現在、保育所長または保育所長に準ずる職にある方
- ②上記に準ずるとみなされる方

受講申込み手続きおよび申込み期限

「受講申込書」(別紙様式)に必要事項をご記入のうえ、平成24年12月9日(金)までに、
都道府県・指定都市保育協議会(保育組織)まで送付してください。
※定員に達し次第、お申し込みを締め切らせていただきます。

ご宿泊、昼食等のお申し込みについて

都道府県・指定都市保育協議会(保育組織)から全国保育協議会へ受講申込書が到着後、参加申込された方へ直接に、「宿泊・昼食」のご案内を送付申しあげます(12月中旬を予定)。

【本講座に関するお問合せ先・事務局】

全国保育協議会 事務局 (担当:大元、岡澤)
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509
e-mail: zenhokyo@shakyo.or.jp

2011年度 「保育所長専門講座3」受講申込書

平成 年 月 日

全国社会福祉協議会
全国保育協議会 会長 殿

都道府県・指定都市保育協議会会長名

(印)

このたび、下記の者を「2011年度保育所長専門講座3(平成24年1月18~20日)」の受講者として推薦します。

ふりがな 氏名		男 女	年 齢	歳	保育所での経験年数	年 力月
					所長としての経験年数	年 力月
法人 ・施設 所在地	〒□□□-□□□□					
TEL	—	—	FAX		—	—
設置形態	公設公営・公設民営・民設民営					
法人 施設名					役職名	
保有資格	□保育士資格 □社会福祉主事任用資格	備 考				

<個人情報の取り扱いについて>

全国保育協議会における個人情報の取り扱いは、本会の「個人情報保護に関する方針等について」に基づいて取り扱います(個人情報の保護に関する方針は全保協ホームページでご覧いただけます。)

「受講申込書」に記載された個人情報は、本講座の運営・管理の目的に限って使用します。

また、講座の参加者名簿に「氏名」「都道府県・指定都市名」「施設・運営主体名」「職名」を記載します。

なお、本講座の宿泊手配等に関する業務を旅行代理店(トップツアーエンターテイメント株式会社)に委託し実施するため、上記の目的の範囲に加え宿泊手配等のサービス提供を目的として情報を共有します。

N o. 11-15

2011.10.25

全保協ニュース

[協議員情報]

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆基本制度ワーキングチームが再開される◆

～中間とりまとめの課題について協議、年内を目途に「新システム」の成案をとりまとめ～

去る10月18日(火)に、子ども・子育て新システム基本制度ワーキングチーム(以下、「WT」)第15回会合が開催されました。7月29日少子化社会対策会議において決定された「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」以降、最初のWTとして開催されたものです。

WT冒頭に、末松前座長(内閣府副大臣)の後任として、基本制度WTの新座長に就任された園田内閣府政務官より「野田総理からは、年内に成案を取りまとめるようにとの指示があり、来年の通常国会に関係法律が提出できるよう関係者と丁寧な検討を行っていきたい」との挨拶がありました。また、末松前座長(内閣府副大臣)は少子化対策担当の内閣総理大臣補佐官に就任され、今回のWTに一時同席されていました。

再開後の検討スケジュール(案)は、年内に4回開催し新システムの成案をとりまとめるという予定が示されました。また、今回の協議事項は、①事業計画について、②指定制における指定や総合施設(仮称)の認可等の主体について、③国が定める基準と地方裁量の関係について、④小規模保育サービス(地域型保育給付(仮称))の展開についてであり、委員による意見交換が行われましたが、③および④については継続協議となりました。

なお、本会では、子ども・子育て新システム等保育制度に関する検討の場として保育施策検討特別委員会を設置しており、基本制度WTの再開にともなって、10月17日に委員会を開催しました(次回は10月28日に開催予定)。「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」は多くの検討課題が残されており、この特別委員会において詳細な検討を行い、引き続き基本制度WTへ意見を提出していくこととしています。

基本制度WT検討スケジュール（案）

- 10月 基本制度WT⑯（事業計画等、国の基準と地方の裁量の関係、指定制における指定や総合施設（仮称）の認可等の主体のあり方 等）
11月 基本制度WT⑰（費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）のあり方、ワーク・ライフ・バランス、イコールフッティング 等）
12月 基本制度WT⑯（国の所管その他積残し事項）
年内 基本制度WT⑯（新システムの成案とりまとめ）
*開催時期は、現時点出のメド。*議論の進捗を踏まえて、上記以外にも適宜WTを追加的に開催することもあり得る

議事内容（進行：園田内閣府政務官）（作成：全保協事務局、敬称略）

（1）園田座長あいさつ

10月14日（金）、野田総理が認定こども園、子育て支援拠点の視察をして、横浜市長、保護者の方との意見交換を行った。これを受け、野田総理より、「新システムについて必要な恒久財源の確保と合わせて、来年の通常国会に関係法律が提出できるように、作業グループが関係省庁で力を合わせて年内に成案を取りまとめてほしい。そのためにも関係者の皆様方と十分に協議をして、検討をしてほしい」とのご指示を直接いただいた。中間とりまとめにおいては給付設計の全体像を示すことができたが、費用の問題、ワーク・ライフ・バランスの問題、国の所管の問題、国の基準と地方の裁量の関係等の課題がある。本日は中間とりまとめ以降の最初のWTの開催となるので、残る課題について丁寧に検討していきたい。

前末松副大臣の後を受け、担当することになった。成案作りに向けて関係省庁、関係者と丁寧にすすめていきたい。

（2）政務官の紹介（今回の組閣に伴い政務官の変更あり）

（3）出欠状況・資料の確認

（4）意見交換の概要

- 検討スケジュール【資料1】、子ども・子育て新システムの残された検討課題と主な論点について
【資料2】

北條委員（全日本私立幼稚園連合会）

○中間とりまとめが行われたが、現在の公私幼稚園、公私立保育所の新システムにおける具体的な姿は現時点では明らかでない。特に、国・地方の公費負担のあり方、保護者の負担のあり方が平等・公平になっていくのであれば、具体的な形を示していただきたい。

○スケジュールについて、資料1で示された4回には基本的にこだわらず丁寧な議論を保障するといつてもらったが、我々がよくわかるようなシミュレーションを示した議論としていただきたい。

○中間とりまとめの前提として現行の学校の法体系は変えないということであった。この点について事務局ではなく政治を担っている先生方に改めて確認したい。

園田座長

○丁寧な議論を行うために、資料1にもあるように「上記以外（予定では4回）にも適宜WTを追加的に行う」と提示させていただいている。法体系については、新システムは様々な法令を視野に入れながらこれから議論を進めていくことになると考える。

小田切委員(代理／全国知事会)

○財政スキームについて、子どものための現金給付（現：子ども手当）は、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」から除外していただきたい。

○今後の検討の結果、サービス給付であっても、地方の裁量の少ないものは「子ども・子育て包括交付金（仮称）」から除外していただき、地方の裁量権の拡大が図られる仕組みにしていただきたい。

○地方との協議の場でしっかりと協議をしたうえで成案としていただきたい。今後の検討のスケジュールについて、丁寧にすすめることであったが、4回でできるのか。

○資料2「子ども・子育て新システムの残された検討課題と主な論点」の1頁の一番下に「都道府県の役割やその財源措置のあり方」とあったが、資料1「検討スケジュール（案）」には載っていない。11月に開催するWTの議題「費用負担のあり方」に入ると理解しているが確認したい。

事務局

○本日の議題の事業計画等のところで都道府県に関わる記載の一部が書かれているが、それ以外の費用に関わるものは次回11月に議論を行う。

倉田委員(全国市長会)

○スケジュールについて、12月にWTを2回行ってでも年内に取りまとめをして次回の国会に出したいというのはわかるが、御用納めの時期もあるのでそのスケジュールは早めに教えてほしい。

○子ども・子育て包括交付金（仮称）について、現物・現金給付がともに交付金の交付対象となっているのは問題である。子ども手当に関する制度変更を恒久法として早く制定していただきたい。

○基準と裁量の問題については、都市自治体を信用していただき、自治体の裁量の保障、担保をしてほしい。指定、認可の問題について、指定は都道府県、認可是市町村という形ではなく、都市自治体の判断により必要なものは任せいただき、都市自治体が主体となって必要な調整を実施する権限を与えていただきたい。

○新システムにより子ども家庭省を創設し、所管を一元化するとあったが、明確でない。今後の議論の中で所管についても明らかにしていただきたい。池田市は子ども条例を改正し、新システムのモデル事業となるよう取り組んでいるが、特定の政党の議員の一部に新システムになると保育の量・質が後退すると思っている人がいる。そうではないことを政府からPRしていただきたい。

渡邊委員(全国町村会)

○①地域の実績に応じた制度設計、②全国一律の現物給付は国が担い、現物サービスは地方が担う形、③必要な財源を必ず確保すること、④幼保一体化の促進、⑤準備期間を十分に設けること、⑥今の議論を国民に正しく周知を徹底すること、以上のこと求めたい。

園田座長

○政府の広報という意味では、国民に対する周知の重要性を痛感している。そういう面でも丁寧な議論を心掛けたい。

●事業計画について(案)【資料3】、指定制における指定や総合施設(仮称)の認可等の主体について (案)【資料4】

奥山委員(子育てひろば全国連絡協議会)

○10月14日に、野田総理が横浜市にある地域子育て支援拠点「ドロップ」の視察に見えた。この支援拠点での利用者懇談会では、海外を含めての転勤経験のある利用者から、カナダでは、徒歩圏に気軽に行ける子育ての支援居拠点が3か所もあり、子育てが社会全体で認められている。一方、帰国後は3歳以上でも入園できなかつたという現実があった。量的拡充を含め、全国どこにいても一定のサービスを受けられることが必要。日本においても、ワーク・ライフ・バランスを図りつつ、すべての子ども・子育て家庭に寄り添った柔軟な制度にするべきである。

○地方版子ども・子育て会議(仮称)は当事者が参加できるものにしてほしい。さらに、その評価の過程にも参加できるようにすべき。

秋田委員(東京大学大学院)

○大阪府の池田市長の発言にあるように、地域の知恵を活かしての、自治体の自立的な姿勢は極めて重要である。一方でOECDの累積負債がナンバー1の日本において地域の経済格差が大きくなる中、格差のない、社会的養護や障害のある子どもについては落差のない、保幼小は一貫した生涯学習の基盤をつくるための段差のない、持続可能な仕組みしていくことが必要である。

○その観点から、市町村新システム事業計画と都道府県新システム事業支援計画(仮称)のイメージ1は介護保険法の扱いと同様の考え方としているが、人生前半の社会保障を現世代の保障と同等でよいのか。市町村が基本となっていく事業計画において、イメージ2のように、需要量の見込みと供給計画や推進方策をきちんと書き込むことが必要である。都道府県のシステムにおいても子どもの問題を格差なく行っていくためには専門家が重要となる。均質なシステムを作っていくためにもイメージ2に障害児の発達支援等、格差を生じさせないためには専門的な視点を入れることが大事である。質を高めていくためにも当事者が参画していく仕組みを明示させること。

○指定・指導監督権限については、基本は都道府県とイメージ②-1のように大都市特例を設けるなど実際の制度設計を考えたときには必要なことと思われる。長期的な持続可能な仕組みを国、都道府県、市町村それぞれにおいて協力して作っていくことが求められる。

駒村委員(慶應義塾大学)

○社会保障と税の一体改革において、消費税を財源にした子ども・子育て支援事業が位置づけられた。その財源を顕在化・潜在化している待機児童の対策を事業計画にどう反映させるかが大事であり、市町村における事業計画はイメージ2のほうが供給整備の確実性が高い。

○地方版子ども・子育て会議(仮称)は、住民参加など新しい公共の視点から関係者で議論し、確実に地域をボトムアップしていくことが必要であり、イメージ1のように関係当事者の意見聴取は努力義務では弱い。イメージ2のように地方自治体に義務付けることが必要である

と思われる。

坂崎委員(日本保育協会)

○平成 26 年度までの次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て会議の関係について質問したい。また、子ども・子育て会議(仮称)を義務付けると事務量等市町村の負担が大きくなり難しいと思っている。

○資料 4 のこども園(仮称)にかかる指定・指導監督権限について、たとえば実施可能な市町村には都道府県が委任や指導し委任することができるか。総合施設(仮称)にかかる認可・指導監督権限は専門性と権限を別にした仕組みが可能か確認したい。

事務局

○次世代育成支援対策推進法（資料 3 25 頁～26 頁）は、平成 26 年度まで市町村計画、都道府県計画においてそれぞれ記載事項が定められている。また、地方自治法により条例において協議し都道府県が市町村に委任している例はある。

田中委員(静岡文化芸術大学)

○事業計画について、市町村は需要量の見込みと併せて推進方策を策定すると思うが、それを確実なものとするためにイメージ 2 のように必須記載事項とするべき。そのメリットは、プロセスや結果がオープンにされ可視化されることで、理解につながる。

○子ども・子育て会議（仮称）は会議体としての設置が望ましい。政策の運営にステークホルダーとして関与することで、利用者の意見や PDCA が生かされる。自治体自らが評価することよりも会議体のように組織として確立されているところでの評価により透明性・信頼性は担保される。ただし、常設するか否かは、自治体の裁量にまかせればよい。

中島委員(日本労働組合総連合会)

○新システムの世間の評価はポジティブなものではない。このシステムが日本の切迫した子育てニーズの解決に必要な仕組みであることを社会で共有し議論していくことが必要。今後、生産年齢が減少していく中で、子ども・若者に視点をおいて、仕事と子育ての両立や就業対策、少子化対策について議論を積み上げてきた。現時点で、新システムに賛成・反対というだけの視点ではなく、これまで積み上げてきたことの結果を発信していくことが必要である。

○市町村事業計画には推進方策等を盛り込むことが基本である。そのことで、PDCA サイクルとの整合性がとれわかりやすくなる。また、その推進方策が財源との関係からも適切な請求書となる。あわせて、子ども・子育て会議(仮称)は事業計画策定委員会の機能を合わせもつことが望ましい。市町村一律は難しいが、子ども・子育て会議(仮称)を必須構成員と位置付けてはどうか。

○子ども・子育て会議(仮称)は会議体として設置し、当事者の意見収集、特に障害児や要支援家庭等マイノリティの意見を吸い上げる機能を持たせることが必要ではないか。

藤原委員(代理／日本経済団体連合会)

○市町村事業計画は利用者・事業者の関心は高いので、策定過程がオープンにされることが望ましい。それは、今後基盤整備が進み供給が上回ることも考えられるので、市町村は提供体制の縮減等を想定しながら、需給調整の方針や事業計画策定プロセスにおける透明性が高められることになる。また、仮に縮減や撤退せざるを得ないときに、利便性が引く定員割れしている認可施設を残し、利便性が高く待機者がいる指定施設を撤退させることなどないよう、利用者満足度などを考慮した指定とするべき。

○総合施設(仮称)の認可が市町村とした場合、現在都道府県に設置されている私立学校審議会に諮るプロセスがどうなるかを確認したい。

事務局

○現在、具体的なスキームはもっていない。私立学校審議会については、何らかの意見を徵収するような仕組みが必要となるかも知れないが、具体的なイメージはない。

田中委員(日本商工会議所)

○政策評価のガイドラインの策定と、それに基づくデータの公表を行えば、会議体が設置されていなくてもある程度の評価は可能である。

○子ども・子育て会議(仮称)の構成員として、労使代表を含む負担者という記載は、地域では違和感がある。

山口委員(日本子ども育成協議会)

○自治体の自主裁量について否定はしないが、公平性・透明性を担保しイコールフィッティングがされている状況下であれば、自治体の権限が拡大しても良いと思われる。すべての子どもに良質なものを提供するのであれば、学校法人、社会福祉法人だけを優遇したり、事業主体を特性で切り捨てたりすることのないようにしていただきたい。首長の権限は適正に行使されるよう法律で規制していただきたい。また、首長はすべての知見を有しているわけではない。それを補完する事務当局が恣意的な運用をしないよう、透明性・公平性を担保しイコールフィッティングが保障されるよう国の制度とすることが必要。

○子ども・子育て会議(仮称)のメンバーについて、保育団体とは何を指すのか、保育は社会福祉法人だけではない、公平な人選のシステムが必要である。

○質が担保されない総合施設(仮称)が認可、更新されることのないよう、この場で約束していただきたい。

園田政務官

○ご指摘いただいたことは、法律・条令に則って行われている。国民主権のもと行政も関与している。仮に恣意的な問題があればそれは是正されると思っている。ご理解いただきたい。

北條委員(全日本私立幼稚園連合会)

○基本制度案要綱に教育の視点は希薄であり、中間とりまとめで修正されたが、事業計画等においても教育の観点を明確にしていく必要がある。

○用語の問題として「サービス」という言葉が出てくるが、教育サービスという言葉は使われたことはなく、保育所保育の量的拡大を指す用語と理解している。

○新システムにおける「子ども」とは誰か。以前、前小宮山副大臣(現大臣)は「子どもは0歳から18歳だが、そこまで対象を広げず、まずは就学前を対象とする」と発言された。小学校入学前で一つの区切りをつけるのであれば、なぜ放課後児童クラブの内容がでてくるのか。この事業の所管は厚生労働省なのか文部科学省なのか、利用者は区別できない。

○現在約8000の私立保育園のうち、200~300か所は個人立の幼稚園であり学校教育法一条の一条学校として運営しているが、新システムにおける総合施設(仮称)に移行できるのか確認したい。

園田政務官

○用語については、今後の検討のなかで整理していく。

事務局

○児童は18歳までであるが、これまでの中心的な包括として就学前を対象として議論してきた。放課後児童クラブは、現行厚生労働省で行っている事業を指している。また、個人立幼稚園の総合施設(仮称)の認可については今後の検討となる。

菊池委員(全国保育協議会)

○子ども・子育て会議(仮称)の設置の義務付けは必要である。中間とりまとめには、質に關するが多く記載されているが、サービスの質だけではなく新システムを維持する仕組みの質が低下しないようにすることも大事である。また不具合は修正、利用者の思いが反映される仕組み、PDCAサイクルやステークホルダーの考え方が必要であり、事業計画策定の段階から関与すること、利用者、事業者、行政など関係者の意見を公平に聞き、常時見直しをする仕組みとすること。

○都道府県の事業支援計画には障害児に関する支援が盛り込まれているが、市町村の事業計画にも障害児に関する事項を書き込むことが必要ではないか。すべての子どもを対象としており、とかく取り残されがちな課題も含め、きちんと書き込むこと。また、見込み量の確保や推進方策を示し、実行性のある計画をしていただきたい。

池田委員(全国国公立幼稚園長会)

○幼児教育が人格形成の基礎をつくること、義務教育及びその後の教育の基盤となっていくことの重要性をふまえ、3歳以上のすべての子どもの幼児期の学校教育は、小中学校と同様、学校教育体系に位置づくものとして最終とりまとめをいていただきたい。特に総合施設(仮称)は学校教育が義務付けられることをふまえ、現行の幼稚園教育要領の趣旨に沿った幼児期の学校教育が確実に実施できるよう教育と福祉の両面を十分に考慮した検討をしていただきたい。

○教育の持続性・確実性・公平性・平等性確保のため、国や都道府県の適切な関与を義務付け教育の格差が生じないようにしたうえで、市町村の実態に応じた対応とすること。事業計画の策定には教育、福祉、保護者支援など、その目的をふまえ地域の実情に応じたものとすること。

○指定制における指定や認可は全国一律の基準に沿い都道府県が主体となること。また、十分な財政措置と財源確保を保障し、保護者の多様な生き方や地域で社会貢献する生き方を大切にする社会づくりをしていただきたい。

●国が定める基準と地方裁量の関係について(案)【資料5】、小規模保育サービス(地域型保育給付(仮称))の展開について【資料6】

福田政務官

○市長経験から、保育所は公私立を含め市町村管轄であり関わりはあったが、幼稚園は私立が多く都道府県管轄であることから、財政的にも市町村の関わりはそう多くはなかった。新システムでは幼稚園も保育所も同様に展開していくことになる。そういう観点から認可・指導権限は都道府県、市町村は給付といった一定の役割分担をすれば、都道府県と市町村の連携も取れることになる。

渡邊委員(全国町村会)

○市町村の事業計画は、地域主権の観点から義務付け等は最低限にすべきであり、市町村が意見を言える仕組みが必要ではないか。

○認可は都道府県の役割とするのがこれまでの流れではないか。市町村で担う場合は事務量の負担、専門性を担保できるか等課題が多い。

秋田委員(東京大学大学院)

○日本保育学会会長の立場として発言したい。基準について全体の方向として、認定こども園の基準を基礎とすることは了解であるが、そもそもなぜ基準が必要なのかという点をおさえるべき。基準の原点である、現在の幼稚園教育要領や保育所保育指針というナショナルカリキュラムを実現するために必要な空間や面積がどうのなかということをおさえていただきたい。地方分権法の施行によって、劣悪な環境とならないよう保育学会として意見書も提出している。待機児童対策として基準の緩和は質の低下をまねくことになると思っているが、これ以上劣悪にならないことを共有したうえで今後の議論が必要である。

○都市部の待機児童対策（資料6、8頁）に、賃貸スペース等を活用し小規模保育の整備を推進とある。やむを得ない場合に賃貸スペースの活用も理解できないわけではないが、国の推進計画に記載する内容ではない。参酌基準が示され保育される環境の基準も緩和されるなか、さまざまな公共施設の空き教室の利用等工夫の余地があるのではないか。子どもの長期的な育ちの仕組みに、何が必要なのか検討いただきたい。

藤原委員(代理／日本経済団体連合会)

○こども園(仮称)の指定基準や総合施設(仮称)の認可基準について、幼稚園、保育所の全国一律の基準がベースとなる場合、都市部を中心に運動場の確保や調理室の整備が総合施設(仮称)への移行の疎外要因とならないよう柔軟な対応が必要。

中島委員(日本労働組合総連合会)

○指定関係は市町村に置いていただきたい。事業計画、利用計画、実施の責任は市町村の関与が重要となる。事務的な困難は総務省の支援を要請したい。

北條委員(全日本私立幼稚園連合会)

○基準について、幼稚園における運動場は必置であり、緩和は受け入れられない。

福田政務官

○市町村は360万の横浜市から3000程度の町村と人口規模は幅があり、一律の対応は難しい。

次回第16回開催時（11月24日予定）に引き続き、今回（第15回）の後半の協議テーマであった国が定める基準と地方裁量の関係について（案）や小規模保育サービス（地域型保育給付（仮称））の展開については検討を行うこととなりました。この点について、事務局より意見があれば事前に意見書を提出してほしい旨の説明がありました。

基本制度WT第15回会合の資料は、下記のURLをご参照ください。または、内閣府>少子化対策ホームページ>新着情報からご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html#kihon1>

また、WT当日の会合の模様も上記のURLから動画でみることができます。

保育年報

●全国保育協議会 編
●A4判・174頁
●定価2,310円
(本体2,200円)
●2011年10月発行

【2011 新たな子ども・子育て制度の構築に向けて 新しい時代の保育を考える】

大きく変わった制度政策の動向をこの一冊で把握する

今日の保育をめぐる最新の動向や新たな制度構築に向けた情勢を整理したうえで、学識者・実践者による座談会や解説を収録。

- ◆子どもの育ちを社会でどう支えていくかについての議論が重ねられています。本書では、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」をはじめ、遡れ動く保育制度改革の論点を踏まえながら、これから保育所が果たしていくべき役割について実践者・学識者の意見を紹介。最前線の保育課題を見つめます。
- ◆少子化対策等に関連する資料や各種調査・統計資料など、関係者必携の充実した2010年度の保育関係資料を掲載。
- ◆保育の現状や諸課題について、多角的な視点から探ることのできる関係者必携の一冊。

主な内容

- I 新たな子ども・子育て制度の構築に向けて～新しい時代の保育を考える～
【座談会】「子ども・子育て新システム」における評価と課題／【解説】「子ども・子育て新システム」における保育サービスの方向性／【論文】「子ども・子育て新システム」中間とりまとめの内容と全国保育協議会・全国保育士会の考え方
- II 保育界の動向
全国保育協議会の活動／全国保育士会の活動／各団体の活動
- III 年表
保育制度をめぐる動向と全国保育協議会の取り組み(平成22年度)
- IV 保育関係資料
1. 保育制度・施策関連資料／2. 全国保育協議会資料／3. 行政資料／4. 統計資料



●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

全社協出版部受注センター

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ ►► http://www.fukushinohon.gr.jp

注文申込書 ●太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください●

53010345	保育年報2011	冊数
----------	----------	----

送付 ・ 請求 先	ご住所	〒 -		
	フリガナ お名前	幹 旋	06000123	神奈川県保育会
	電話番号		倉庫	2 · 1
	得コード			

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ利用させていただきます。
⇒注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査

◎お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。

1回のご購入額:1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス

保育の評価のすすめ

～福祉サービス第三者評価基準ガイドライン(保育所版)の更新を踏まえて

保育の質のさらなる向上をめざして！

- ◎「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン(保育所版)」の更新を踏まえ、第三者評価基準ガイドラインを活用して評価・改善を進めるため、特に「福祉サービス第三者評価ガイドライン(自己評価ガイドライン対応版)」を用いて、保育現場で自己評価を取り組む方法を提案する一冊です。
- ◎石井哲夫氏(社会福祉法人嬉泉常務理事)による序論、そして全社協政策企画部の「自己評価ガイドライン対応版を活用した評価・改善活動のすすめ方」など第三者評価基準ガイドラインと自己評価ガイドライン対応版の解説のほか、「福祉サービス第三者評価ガイドライン(自己評価ガイドライン対応版)」全文を掲載。巻末には実際に評価に取り組む際の様式(自己評価チェックシート、課題シート、改善シート)を添付し、保育所で評価・改善活動に取り組む際にすぐに役立つ内容となっています。

保育の評価 のすすめ

～福祉サービス第三者評価基準ガイドライン
(保育所版)の更新を踏まえて



全社協出版部

●全国社会福祉協議会 編
●B5判・144頁 ●2011年10月発行
●定価1,260円(本体1,200円)

第1章 評価基準と評価のすすめ方

- ・序論 ～第三者評価と自己評価
- ・保育所が最もふさわしい生活の場となるために ～評価のすすめ方
- ・自己評価ガイドライン対応版を活用した評価・改善活動のすすめ

第2章 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン(自己評価ガイドライン対応版)

- ・「自己評価ガイドライン」における「自己評価の観点」と「保育所版ガイドライン」との関係表

第3章 様式シート

- ・様式①自己評価チェックシート ・様式②課題シート ・様式③改善シート

主な
内容

●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

全社協出版部受注センター

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ

福祉の本出版目録

検索

► <http://www.fukushinohon.gr.jp>

注文申込書 ●太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください●

53050114 保育の評価のすすめ 冊数 冊

送付 ・ 請求 先	ご住所	〒 一		
	フリガナ	06000123 神奈川県保育会		
	お名前	倉庫	2 · 1	掛率
	電話番号	()	得コード	

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ利用させていただきます。
⇒注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査

○お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。

1回のご購入額:1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス



セーフティーメッシュかながわ通信

神奈川県警察本部
セーフティーメッシュ
平成23年第18号
お問い合わせ先
045-662-5511

11月は児童虐待防止推進月間です 「守るのは 気づいたあなたの その勇気」

児童虐待とは、保護者がその監護する子ども(18歳未満の者)に対して

- ①身体的虐待(暴行を加える)
- ②性的虐待(わいせつなことをしたり、させる)
- ③怠慢・拒否(ネグレクト)(監護を著しく怠る)
- ④心理的虐待(著しい心理的外傷を与える)



をすることをいいます。

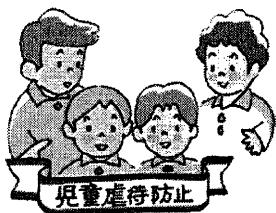
保護者が、子どもに直接暴力を振るわなくても、子どもの目の前でDV(夫婦間暴力)を行ったり(心理的虐待)、子どもが虐待されているのを放置すること(怠慢・拒否)も児童虐待に該当します。

児童虐待の疑いを感じたら、迷わず通報してください。

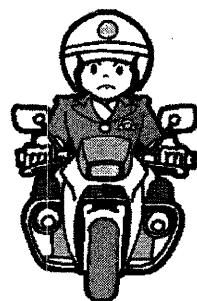
「児童相談所全国共通ダイヤル」 TEL 0570-064-000

「子ども安全110番」 TEL 0120-604-415

※ 緊急の場合は、最寄の警察署又は110番通報!



緊急交通死亡事故急増!



・13日間に13件・

(10月1日~13日の間)

神奈川県内
交通死亡事故死者
135人 (1/1 ~ 10/24)



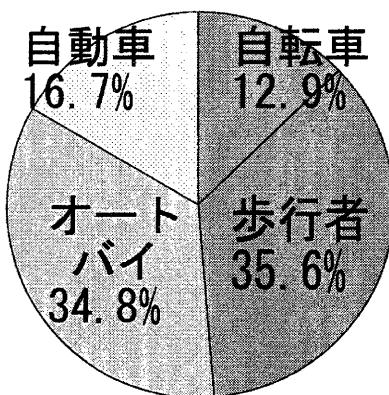
- ・寝込み
- ・高齢者

・スピード超過

交差点
カーブ



の手前で
減速!!



・夜の事故が8割



明るい色の服
反射材

で事故防止!

神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例制定記念

いのちに向き合う歯科保健・医療

神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進県民大会

◎講 師

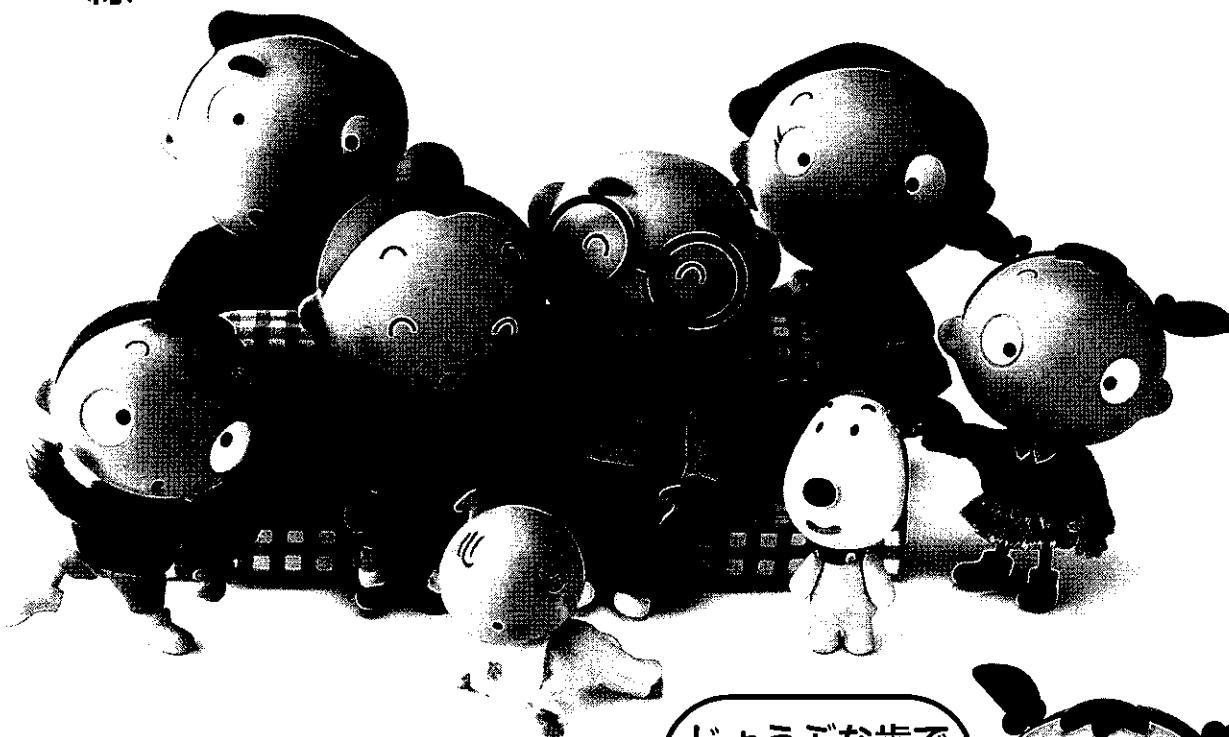
黒岩 祐治 (神奈川県知事)

大久保満男 (日本歯科医師会会长)

◎コーディネーター

宮崎 緑 (神奈川県教育委員会委員・千葉商科大学政策情報学部長)

参加者募集



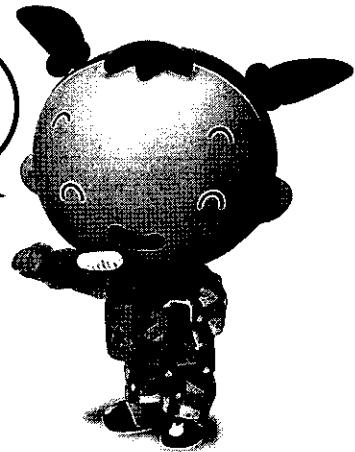
◎開催日時 **2011年11月27日(日)**

午後2時~4時30分 (午後1時30分受付開始)

じょうぶな歯で
からだも元気!

◎開催場所 **神奈川県庁新庁舎 県議会本会議場**

(裏面の案内図をご覧ください)



◎参加資格 **県内在住の方ならどなたでも参加できます**

◎参 加 費 **無 料** (粗品進呈) ◎募集定員 **300人**

◎申込方法 裏面の申込用紙に必要事項をご記入の上、ファクスでお申し込みください

◎募集期間 **11月15日まで** ※先着順とさせていただきます

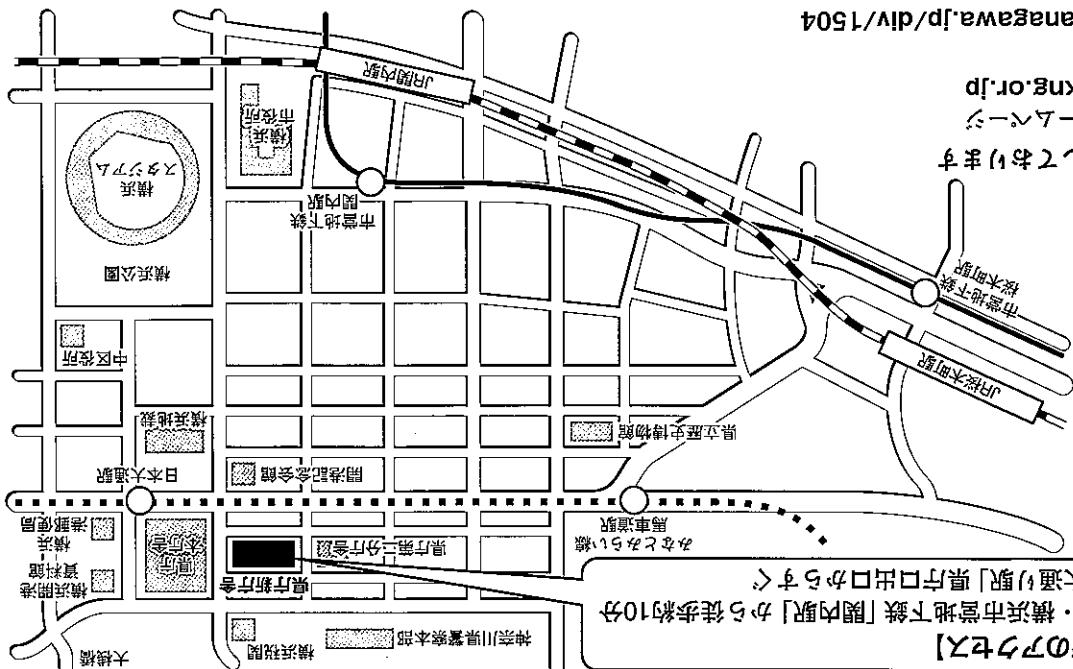
主 催 社団法人神奈川県歯科医師会

共 催 神奈川県 神奈川県議会 神奈川県教育委員会

後 援 社団法人日本歯科医師会 公益財団法人8020推進財団 神奈川新聞社 t v k (株式会社テレビ神奈川)

協 賛 ライオン株式会社 サンスター株式会社

お問い合わせ 社団法人 神奈川県歯科医師会 ☎045-681-2172



*註：車場休息室以供車站內之公務員及司機員利用（見註1）

※個人情報の目的以外での使用をしない旨世人。

1	支内効率 年輪 歳	支内効率 年輪 歳	支内効率 年輪 歳
4	支内効率 年輪 歳	支内効率 年輪 歳	支内効率 年輪 歳
5	支内効率 年輪 歳	支内効率 年輪 歳	支内効率 年輪 歳
6	支内効率 年輪 歳	支内効率 年輪 歳	支内効率 年輪 歳

110. *U.S. Chemicals Additives* [Chemical Additives]

※申請者の住所地に登録用紙を郵送する方法も選択できます。

申認者	姓名前	年 齡	性 别	職業	學 品	會員登記號	會 員
申認者	姓名前	年 齡	性 別	職業	學 品	會員登記號	會 員

参加者用「这辈子沒看過的書名前・連續完

社团法人 神奈川県歯科医師会 申込先FAX 0120-681-786

卷之三

量 读 申 叫 羚

圖書編號：**00000000000000000000** / 版次：**00** / 庫存地點：**00** / 頁數：**00** / 著者：**00**

開催日時 / 2011年11月27日(日) 午後2時~4時30分

10月12日開催の講演会「歯科医師の職業倫理」

結果、「眞菌及ウロコの健康」<5種類を創制販売今



個人情報を保護するとともに 有益に利用しましょう

こんな風に
思っていませんか？

えつ！ 個人情報を保護するには、
個人情報を使わるのが一番



個人情報保護法は、個人情報を
保護するためだけの法律！？



本当？ 個人情報保護法ができて
名簿がつくれなくなったり



個人情報を第三者に提供するには、
本人同意が必ず必要！？



なかなか個人情報を提供してもらえない。。。



- このパンフレットでは、個人情報の保護とその有益な利用について、特に重要な点を説明しています。個人情報保護制度をしっかり理解して、個人情報を保護するとともに上手に利用しましょう。



個人情報を保護するとともに、有益に利用することで、
円滑な社会生活が保たれています

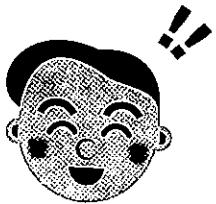
- 例えば、今では多額の現金を持ち歩くことなくクレジットカードで買い物をすることができますが、これは、経済・社会の情報化が進んだことにより、個人情報を利用して行われているサービスの一つです。また、これまで、個人情報をお互いに利用し合うことにより、地域社会の協力や連携が図られてきました。
- このように、個人情報の保護に当たっては、個人情報を利用することが、様々なサービスや人ととのつながりを支えていることに、十分に配慮する必要があります。



point 2

利用・提供をやめてしまうのは、法の趣旨に沿ったものではありません

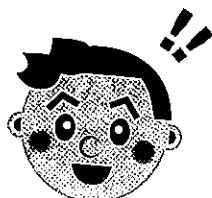
- 個人情報保護法(以下「法」という。)は、法の目的を「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」と定めています。
- 法を形式的に解釈し、これまで行っていた必要な個人情報の利用や提供を止めてしまう例が見られますが、これは法の趣旨に沿ったものではありません。
- 個人情報の保護と利用のバランスをうまく保ちながら、個人情報を上手に利用し、提供することが求められています。



point 3

名簿や連絡網をつくるためには、工夫も必要です

- 法では、個人情報(個人データ(*1))を第三者に提供する場合には、本人の同意を原則としています。
- 名簿は配付(第三者に提供)することを目的に作成されることから、原則として、本人の同意が必要となります。そのためには、本人にその必要性を理解してもらわなければなりません。利用目的や配付先、管理方法などをよく説明して、納得してもらうことが重要です。
- その上で、利用目的に沿って記載事項を必要最小限にするなど、本人が同意しやすいように工夫することも大切です。全員の同意が得られない場合には、同意のある方だけの名簿を作成して、個人情報を有効に利用することも考えられます。
- なお、「第三者提供の制限」などの法の義務規定が適用されるのは、5千人を超える個人情報を、データベース化してその事業活動に利用している民間事業者(非営利団体等を含む。)です。例えば、自治会や町内会で、5千人を超える個人情報を取り扱わないところは、法の義務規定の対象にはなりません。
- ただし、法の基本理念により、個人情報の適正な取扱いが図られなければならないとされています。



(*1) 検索可能な個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。

point 4

本人の同意がなくても、個人情報を第三者に提供できる場合があります

- 法は、次のような場合には、本人の同意なしに個人情報を第三者に提供することも、必要なこととして認めています。
 - 大規模災害や事故等で、多数の患者が病院に搬送されている場合に、家族や報道機関等から、意識不明の患者の存否を問われたとき
 - 虐待を受けたと思われる児童を発見した人が、福祉事務所や児童相談所に連絡する場合
- 本人の同意が必要かどうか判断に迷ったときは、裏表紙に記載の国や県・市町村の相談窓口にお問い合わせください。



<本人の同意が不要な場合(法第23条第1項)>

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

point 5

安心して必要な個人情報を提供できるようにするための取組みが必要です

- 見知らぬ事業者からの電話勧誘やダイレクトメール、頻繁に起きている個人情報の漏えい事故などから、自分の個人情報が、誰かに悪用されるのではないかといった不安が起こり、一律に個人情報を提供しないといった保護に偏った対応を招いていると考えられます。
- 誰もが安心して必要な個人情報を提供できるようにするためには、個人情報を取り扱う者が、個人情報を安全に管理し、苦情に適切・迅速に対応するなど、個人情報の取扱いに対する信頼性を高めるための取組みを行うことが必要です。



個人情報の取扱いにおける疑問(Q)と対応策(A)

個人情報の取扱いに関してよくある疑問と、それに対する国が公表している対応策をまとめました。

<学校や地域で>

Q1 名簿を作成・配付するにはどのようにすればよいですか？

A1 個人情報保護法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者(*2)は、個人情報の適正な取得や利用目的の通知等のルールを守れば、本人の同意なく各種名簿を作成すること自体は可能です。これを配付(第三者に提供)するときに本人の同意が必要になります。

(*2)

法の義務規定が適用されるのは、紙媒体・電子媒体を問わず、5千人を超える個人情報(個人データ)を、データベース化してその事業活動に利用している民間事業者です。小規模な事業者や事業活動をしていない個人は、義務規定の対象なりません。

ですから、例えば、自治会・町内会のうち、5千人を超える個人情報を取り扱わないところは、法の義務規定の対象になりません。

ただし、法の基本理念(第3条)により、個人情報の適正な取扱いが図られなければならないとされています。

例えば、個人情報取扱事業者である私立学校において、クラス名簿や緊急連絡網などを配付する場合、次のいずれかの手続きを行えば、名簿の配付ができます。

(1) あらかじめ本人の同意を得る

入学時や新学期の開始時に、「生徒の氏名、住所など、学校が取得した個人情報については、クラス名簿や緊急連絡網として関係者へ配付すること」を明示し、同意の上で所定の用紙に個人情報を記入・提出してもらう。

※全員の同意が得られなかった場合も、同意を得ることができた人のみを掲載した名簿や連絡網を配付することはできます。

(2) 同意に代わる措置を取る

- ① 利用目的(例 緊急連絡網として配付)
 - ② 掲載内容(例 氏名、住所)
 - ③ 提供方法(例 関係者へ配付)
 - ④ 本人の求めにより名簿から削除すること
- の4点について、あらかじめ、本人に通知(郵便、電話、電子メールなど)するか、事務所の窓口への掲示・備付け、ホームページへの掲載などの方法によって、本人が容易に知ることができる状態にする。

※この際、本人から求めがあった場合には、名簿から削除しなければなりません。

〔配付に際しての留意事項(参考例)〕

名簿等を保護者や卒業生等の特定多数の者に配付する際には、印刷は必要部数に限り、受け取った方が、利用目的に沿った利用と適切な保護・管理を行うよう、例えば、次のような留意事項を明示して配付することなどが考えられます。

- 名簿等に記載された生徒や保護者等の個人情報(個人データ)は、法によって保護される対象であり、慎重に取り扱われるべきものであること
- 名簿等に含まれる個人情報(個人データ)をむやみに第三者へ公表・開示したり、不当な目的に利用させたりしないこと
- 名簿等を破棄する場合は、適切、確実に行うこと
- 名簿等の複写及び複製を禁じることなど

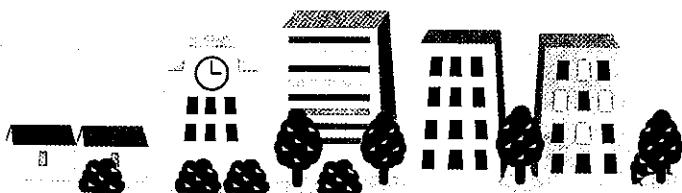
<消費者庁パンフレット「よくわかる個人情報保護のしくみ」・文部科学省ガイドライン解説より作成>

Q2 学校行事で撮影された写真を展示したり、提供したりできますか？

A2 本人の同意を得なくても、展示したり、提供したりできます。

学校行事で撮影された写真等については、そのまま保存するような場合は、通常、特定の個人情報を容易に検索できるものとはいえません。このような写真等は「個人データ」には該当しないため、学校が、それを展示したり、生徒や保護者に提供したりすることについて、本人の同意を得る必要はありません。

<文部科学省ガイドライン解説より作成>



<会社や商店で>

Q3 家電販売店ですが、製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから顧客情報の提供依頼があった場合、提供できますか？

A3 「人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し(法23条1項2号)、本人の同意を得なくても、提供できます。

製品の不具合が重大な事故を引き起こす危険性がある場合で、購入者に緊急に連絡を取る必要があるが、購入者が膨大で、購入者全員から同意を得るための時間的余裕もないときは、販売会社から購入者の情報を提供することは、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するため、購入者本人の同意を得る必要があります。

<経済産業省ガイドラインQ&Aより>

Q4

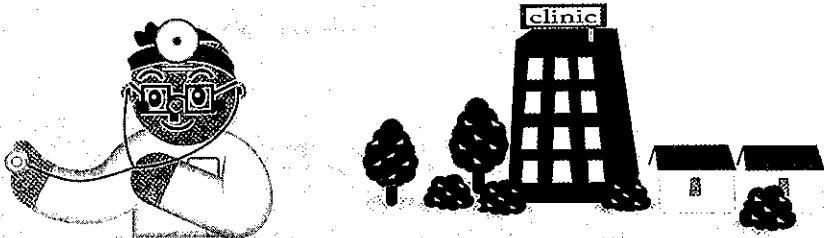
外部から、従業者の在籍照会があった場合、回答するにはその従業者本人の同意が必要ですか？

A4

その従業者の情報が、「個人データ」に該当する場合には、原則として同意が必要です。

事業者の業務に関連する照会であれば、同意があると事実上推認してよい場合もあると考えられますが、業務に関連しない照会に応じるためには、同意が原則として必要になります。

<経済産業省ガイドラインQ & Aより作成>



<病院や診療施設で>

Q5

大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族等から、患者に関する情報提供依頼があった場合、患者の存否情報を回答してもよいですか？

A5

「人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し(法第23条1項2号)、本人の同意を得なくても、提供できます。

患者が意識不明であれば、「本人の同意を得ることが困難な場合」に該当します。また、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」の「人」には、患者本人だけではなく、第三者である患者の家族や職場の人等も含まれます。

このため、第三者提供の例外に該当し、本人の同意を得ずに存否情報等を回答することができると考えられるので、災害の規模等を考慮して、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることにより、本人や家族等の安心や生命、身体又は財産の保護等につながるような情報提供を行うべきと考えます。

なお、「本人の同意を得ることが困難な場合」については、本人が意識不明である場合等のほか、医療機関としての通常の体制と比較して、非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問い合わせに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理な場合も含まれるものと考えます。

情報提供の依頼者と患者との関係が十分に確認できない場合には、存否情報やけがの程度等の情報提供に限定することも考えられます。

<厚生労働省ガイドラインQ & Aより作成>

Q6

生徒のけがの状態などを、付き添って来た担任の先生に対し、説明してはいけないのでしょうか？

A6

生徒が付き添ってきた先生の同席を拒まないのであれば、同席させて説明を行うことができます。

家族等への病状説明については、「病態等について、本人と家族等に同時に説明を行う場合には、明示的に本人の同意を得なくても、その本人と同時に説明を受ける家族等に対する診療情報の提供について、本人の同意を得られたものと考えられる」ので、この考え方と同様に、生徒が付き添ってきた先生の同席を拒まないのであれば、生徒本人と担任の先生を同席させてけがの状態や治療の進め方等について説明を行うことができると言えます。

同席して説明を受けなかった場合に、後から担任の先生が医療機関に問い合わせるときは、本人の同意がなければ回答できません。

ただし、けがの原因となった事故の再発防止などに有効であり、学校側に必要な情報を伝えておくべきと医師が判断できる場合は、「人の生命、身体の保護に必要な場合」に該当し、仮に当該生徒本人の同意が得られないときであっても、必要な範囲で担任の先生に情報提供できると言えます。

<厚生労働省ガイドラインQ & Aより作成>



<災害に備えて>

Q7

平常時から災害の時に援護を必要とする方々の名簿を作り、関係者で共有したいのですが、どのような方法がありますか？

A7

名簿を共有する方法としては、次の3つの方法があります。

災害に備え、援護が必要な方々の個人情報を適正な方法で収集し、名簿を作成することはできますが、作成した名簿を第三者に提供する場合に、本人の同意が必要となります。

そこで、名簿への掲載について、

- ① 広報などにより、本人から申し出てもらう
- ② 関係者の個別訪問などにより、同意を求める方法と、本人からの同意を得ずに
- ③ 他の目的で収集した個人情報を行政機関などの関係者の間で共有できるようにする方法があります。

それぞれの地域の状況に応じて、これらを組み合わせることも考えられます。

<災害時要援護者の避難支援ガイドラインより作成>

県内市町村ごとに共有の仕方を決めて準備を進めているところも増えています。お住まいの市町村の個人情報保護担当に確認されてみてはいかがでしょうか。

個人情報の取扱いについて疑問に思ったら、相談窓口へ

● 民間の会社や事業者の対応に疑問があるとき

まずは、会社や事業者の相談窓口に相談してください。なお、窓口がない場合や回答がおかしいと思われたときは、下記の窓口に相談してください。

● 県や市町村の機関の対応に疑問があるとき

県や市町村は、それぞれが定めている条例が適用されますので、下記の県や市町村の窓口に直接相談してください。

相 談 窓 口

神奈川県	県民局県民活動部情報公開課 045-210-3720 (平日 8:30~17:15)
消費者庁	個人情報保護法質問ダイヤル 03-3507-9160 (平日 10:00~12:00、13:00~17:00) 消費者ホットライン(全国統一番号) 0570-064-370 ・平日 都道府県消費生活センター等 ・土日祝日(10:00~16:00) 国民生活センター等 ※年末年始、国民生活センター施設点検日等を除く。 IP電話など、一部の電話からはつながりません。
国の行政機関 市町村 認定個人情報 保護団体	消費者庁ホームページの個人情報保護のところに窓口の一覧が掲載されています。 http://www.caa.go.jp/planning/index.html 認定個人情報保護団体は、対象事業者に対する苦情相談などを 行う、国が認定した団体です。

このパンフレットは、保護と利用のバランスの取れた個人情報の取扱い方法を中心に説明しています。

詳しい法の説明については、消費者庁が作成したパンフレット「よくわかる個人情報保護のしくみ」をご覧ください。

消費者庁ホームページ
<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>

再生紙を使用しています



県民局県民活動部情報公開課 個人情報保護グループ
横浜市中区日本大通1 〒231-8588

電話(045)210-3720(直通) FAX(045)210-8838
電話(045)210-1111(代) 内線3719・3720



発行所
横浜市神奈川区沢渡4の2
一般社団法人
神奈川県保育会
発行人
都築 融光
題字
故内山岩太郎筆



「ワクワク・マグネット神奈川」を目指して

神奈川県知事

黒岩祐治

神奈川県保育会の皆様には、
日々から本県の保育行政の
推進にご理解、ご協力をいた
だき、ありがとうございます。

さて、この国を揺るがし、

多くの人々のいのちを奪つた

東日本大震災から半年余りが
過ぎました。まだまだ不自由
な生活を余儀なくされている
被災された皆様に、改めて心
からお見舞い申し上げますと
ともに、県内の保育の現場で、
震災発生後の計画停電や、夏
期の節電体制の下での保育に、
さまざまな工夫を重ねながら
ご尽力いただいている皆様に
感謝申し上げます。

私は、この震災直後の4月

に知事に就任して以来「いのち輝くマグネット神奈川」を目指し、県政の課題に取り組んでおります。平仮名で書いた「いのち」、私は、これまで、ジャーナリストとして救急救命士誕生につながった救急医療のキャンペーンに取り組むなど、貫して「いのち」にこだわってまいりました。

そして、私がこだわるもう一つの言葉、それは「マグネット」です。マグネットとは磁石です。「マグネット神奈川」というのは、行つてみたい、住んでみたいと思われる、ま

その実現のため、本県では、周産期医療の充実や妊娠期からの相談体制の整備などの出産・育児を応援する環境づくりや、保育サービスの充実などの働きながら子育てできる環境整備を進め、「子どもを産むなら神奈川、子どもを育てるなら神奈川」と言われるよ

うな、子育てがワクワクするほど楽しい「ワクワク・マグネット神奈川」を目指してまいります。

子育て支援につきまして、私は、就任前から「子供を産んで育てたくなる環境」「ワクワク・マグネット神奈川」を

最近の保育をめぐる状況を

見ますと、少子化が進む一方、景に保育ニーズが増大しており、待機児童の発生が引き続き大きな問題となつております。本県におきましても、平成23年4月1日時点の待機児童数は、「安心こども基金」を活用した保育所整備による定員増が図られ、昨年度より1022名減の3095名となりたものの、引き続き高水準にとどまっています。

そこで、今年度限りとなつている「安心こども基金」のさらなる活用により、待機児童の約8割を占める低年齢児童の受入枠拡充のため、保育所の新增設を図つていくことが喫緊の課題となつております。基金による整備につきまして、保育関係の皆様の一層の取組みをお願いいたします。

最後になりましたが、神奈川県保育会の皆様におかれましては、保育を通じて、子どもたちの「いのち輝くマグネット神奈川」の実現にお力添えを賜りますようお願い申しあげます。

第45回

神奈川県保育事業大会

~すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現をめざして~

平成二十三年四月二十三日
に、第四十五回神奈川県保育事
業大会が、神奈川県社会福祉会
館にて開催されました。当時は、
時折り激しい雨が落ちる生憎
の天候ではありました。が、大勢
の皆様の出席により、盛大に執
り行う事が出来ました。



今年一月、創立五十周年記念
大会の時にお披露目となつた、
『かなわん』も登場して、会場
入り口で「来場いただいた皆さ
んをお出迎えし、記念撮影をす
る姿が沢山見受けられました。
定刻の十時となり、真壁総務
部長の司会により、式典が進行
され、富田副理事長より開会の
ことば、その後に「花のおさな
べ」の齊唱と児童憲章の朗読が

その後、永年勤続表彰が行な
われ、本年度は六十三名の表彰
を受けられた方と保育賞を受け
られた方にも記念品が贈呈さ
れました。また、昨年大臣表彰を
受けられた方と保育賞を受け
られた方にも記念品が贈呈さ
れました。壇上には、式典の前
に入口でお出迎えした、「かな
わん」も再び登場し、表彰式に
暖かい雰囲気を添えていました。

その後、来賓を代表して、神
奈川県保健福祉局福祉・次世代
育成部長の加藤様をはじめ多
くの方から、祝辞を頂き、祝典
は大変スムーズに運営され、富
田保育士会長の閉会のことば
により閉会致しました。

その後、会場を移し、保育会
総会が四階の研修室で行われ、
第一・第二研修室を繋げての会
場にもかかわらず、大勢の方々
は、保育士の専門性を如何なく

行されました。
続いて、主催者を代表して都
築理事長より、三月十一日に東
日本を襲った未曾有の大震災、
被災された地域の復興に、この
神奈川からも出来る限りの支
援を続けていきたいなどのあ
いさつなされました。
その後、永年勤続表彰が行な
われ、本年度は六十三名の表彰
を受けられた方と保育賞を受け
られた方にも記念品が贈呈さ
れました。また、昨年大臣表彰を
受けられた方と保育賞を受け
られた方にも記念品が贈呈さ
れました。壇上には、式典の前
に入口でお出迎えした、「かな
わん」も再び登場し、表彰式に
暖かい雰囲気を添えていました。

その後、来賓を代表して、神
奈川県保健福祉局福祉・次世代
育成部長の加藤様をはじめ多
くの方から、祝辞を頂き、祝典
は大変スムーズに運営され、富
田保育士会長の閉会のことば
により閉会致しました。

第一会場は、三つの研究発表
が行われました。
まず始めに、小田原市保育士
会保育内容研究委員会による
「0・1・2歳の現状と保育・
子育て支援のあり方」心も身
体も健康に……おいしく食べ
て元気に遊ぼう!」をテーマ
に研究発表が行われました。

六年間から積み重ねてきた
「食」や「睡眠」「生活リズム」
についての研究を踏まえ、更に
深く研究してきた内容を織り
込み、事例を交えながらの発表
は、保育士の専門性を如何なく

行されました。
続いて、主催者を代表して都
築理事長より、三月十一日に東
日本を襲った未曾有の大震災、
被災された地域の復興に、この
神奈川からも出来る限りの支
援を続けていきたいなどのあ
いさつなされました。

その後、永年勤続表彰が行な
われ、本年度は六十三名の表彰
を受けられた方と保育賞を受け
られた方にも記念品が贈呈さ
れました。また、昨年大臣表彰を
受けられた方と保育賞を受け
られた方にも記念品が贈呈さ
れました。壇上には、式典の前
に入口でお出迎えした、「かな
わん」も再び登場し、表彰式に
暖かい雰囲気を添えていました。

その後、来賓を代表して、神
奈川県保健福祉局福祉・次世代
育成部長の加藤様をはじめ多
くの方から、祝辞を頂き、祝典
は大変スムーズに運営され、富
田保育士会長の閉会のことば
により閉会致しました。

第一会場は、三つの研究発表
が行われました。
まず始めに、小田原市保育士
会保育内容研究委員会による
「0・1・2歳の現状と保育・
子育て支援のあり方」心も身
体も健康に……おいしく食べ
て元気に遊ぼう!」をテーマ
に研究発表を行いました。

子どもたちに、自然や物の大
切さを意識させ、考える心を育
てるいくことをコンセプトに、
日常的な物から玩具まで、様々
な廃材を利用した物を紹介し
てくれました。時宜にかなった
内容で、参加者も大変関心を持
ち、特に牛乳パックで作った玩
具の周囲には、終了後多くの参
加者が興味を持って見に集ま
りました。



最後に、藤沢市保育士会研究会による「いとばくヨコハマニケーション」をテーマに研究発表が行われました。年齢に応じた豊かなコミュニケーション能力をどのように育んでいくかを、日頃の保育経験で感じたこと等を踏まえ、子どもの健やかな成長を温かく見守っていく様子が発表の中で見受けられました。どのグループも多くの保育士が関わっており、幅広く、そして深く掘り下げる内容で、充実した研究発表でした。

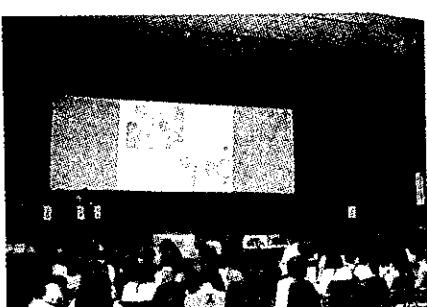


も現在では、全園で実施するに至り、そのほかにも、各園の地域性を活かした事業である「離乳食講座」「まもなくママ講座」等それに栄養士、保健師等と連携を図りながら参加者のニーズに応じた幅広い食に関する支援を行っていることなどの発表がなされました。また



がありました。保育園での子どもたちの姿だけではなく、家庭での姿の把握や保育者へ生活リズムを見直すきっかけになりましたとの思いで、「朝は何時に起きていますか、夕食は何時に食べていますか、何時に寝ますか、お昼寝は必要ですか」などのアンケートを実施した回答をいただいた中で、規則正しい生活を送っている子どもがいることも判明し、保護者が様々な悩みを抱えていることも把握できたとの発表がなされました。

また、質の良い睡眠を得るための十三項目（朝日でからだを目覚めさせる。早起きの習慣をつける。寝る前にコップ一杯の水を飲む。寝るときは部屋を暗く等）を例示し、アンケートからあがってきた疑問や質問に答えるため、保護者へのお便り「これでお悩み解消！ こともの睡眠」を発行しましたことも発表されました。



身近にある本来はおもちゃとしては使われる事の少ない素材を、様々な工夫によりおもちゃとして提供することで、遊びが展開し、子ども達独自の発想で発展していくことが報告されました。

最後に、「親子あそびく親子のふれあいのために」として、鎌倉市保育士会研究会による発表が行われました。鎌倉市保育士会が取り組んできた、子育てサロン内での活動報告がなされ、楽しい音楽に合わせての遊びや手遊び、ミニシアターなどの発表が行われました。第三会場は講堂を使用していたこともあり、最後の発表では、会場全体を巻き込みながら、一緒に手遊びやリズム遊びを体験しながらの発表となりました。

全ての発表が終了したステージ前には、当日発表を行つたそれぞれの団体より、取組に使つてきた遊具等が展示され、発表終了後にも、それぞれの担当の方々に個別の応対をして頂き、大変充実した第3会場の発表となりました。

第52回 関東プロック

保育研究大会

～すべての子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現を目指して～

平年より十二日も早く梅雨が明けました。電力不足での節電も加わり、只でさえ暑い会場は暑さもひときわ。一日目の最高気温は三十二度を超え、大会資料に入れられていたセンスの良い団扇が手放せない二日間となりました。

平成二十三年七月十四日から十五日にかけて、震災での液状化の爪痕が残る千葉県千葉市に於いて、第五十二回関東ブロック保育研究大会が開催されました。神奈川県からは参加者割当を上回る総勢五十一名。全体では、一千余名の人びとが会場の幕張メッセ国際会議場に集まり盛大に開会されました。オープニングでは、「和太鼓総」による創作太鼓演奏が行われ、その力強い演奏に会場全體が魅せられておりました。

開会式は、大会運営委員長である千葉市保育協議会会长の歓迎のとばに続き、花のおさなご齐唱と保育関係物故者の黙祷、児童憲章の朗誦。続いて、主催者を代表して、千葉市長、関東ブロック保育協議会会長のあいさつの後、来賓を代

表して飯島俊勝全国保育協議会副会長のあいさつをいたしました。その後、来賓並びに主催者の紹介と感謝状贈呈が行なわれ、最後に「大会決議宣言」が読みあげられ滞りなくす
典が終了いたしました。



育にもっと笑顔と笑いを子どもたちの生きる力を育てるために「」とのテーマで、社福施設長でもあり、児童精神科医である北畠英樹氏よりお話を頂きました。氏はその他にも上方落語もこなす多彩な方で、色々な問題が取り沙汰されているが、なにより良くないことは「経済至上主義の考え方」である」とや「ハッピー」すなわち笑顔の大切さなど、その卓越した話術で会場内は大爆笑。全参加者がハッピーな気分で講演が終了しました。

その後、次回の当番都県市の
栃木県の皆様からあいさつを
いただき一日目を終了いたし
ました。

二日目は、特別分科会を含め九分科会に分かれ研究発表が行われました。私たち神奈川県の代表として、第二分科会に小田原市の廣井喜代美先生（小田原乳児園）・渡邊千幸先生（豊川保育園）・鈴木協子先生（荻窪保育園）・坂田真澄先生（みゆき愛児園）・皆川節子先生（城前寺保育園）による「0・1・2歳の

現状と保育・子育て支援のあり方・心も体も健康に…おいしく食べて元気で遊ぼう！…。

もをめざして、食育の輪を広げよう」とテーマに両会場で発表がなされました。また、第三分科会の議長を平塚市真土すばる保育園の真壁洋道副理事長が務めました。

なお、一日目終了後に研究発表と議長を務められる方々に、保育会主催で激励会を行いました。

第二分科会

第二分科会は、「0・1・2歳の現状と保育・子育て支援のあり方」とのテーマで四つの研究発表がなされました。

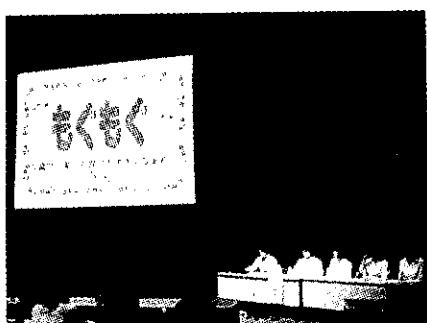
最初に、栃木県壬生町立保育園から『あの子どんな子』その子にあつたより良い保育をめざして」と題して実践例の発表がありました。色別の付箋紙に記録することにより、子どもをより深く理解した相互性を持つ保育が展開され、子どもの発達保障と親の支援、職員の質の向上に繋がることが出来たと発表されました。

一番目は、山梨県峡南地区保育士会保育内容研究委員会から「子育ちと子育て家庭を支える保育所となるために」と題し、アンケートを元に、手作り玩具での子育て支援を行った結果、子育てを楽しもうとする親の姿が見られ、保護者とのコミュニケーションがより深められたとの発表がなされました。

三番目は、横浜市保育福祉部会から「子育ちと子育て家庭を

支えている保育園に期待されている」と題して発表がなされました。アンケートでは保育園に対して支援的な機能を求める声が多かった。今後、基本的な考え方などを発信する事により不安の軽減が図られ、支援に繋がるとまとめられました。

最後に私たち神奈川県の代表である小田原市保育士会内容研究委員会から「心も体も健康に…おいしく食べて元気に遊ぼう」と題して発表がなされました。アンケートの検証結果から、食から子どもや親の状況が把握出来ることから、その食を通じてアプローチすることにより子育て支援に繋がるとの発表がなされました。



第五分科会

第五分科会は、「家庭との連携による食育の推進」とのテーマに沿って四つの研究発表がなされました。

最初に茨城県那河市瓜連保育園より「え、手作りが負けるの?こんなに身近にあつた子どもたちの危機感:ある日の給食会議」と題しての発表がなされ、手作りプリンの残食が多いと言う事実から、手作りプリンと市販品を子どもたちに食べ比べてもらうと七割強の子どもたちが市販品を選んだ。「甘み・香り・弾力」との理由で、材料比較により付加物が原因と分かり、食の安全について情報を発信し、少しずつ保

育士会保育内容研究委員会から「子育ちと子育て家庭を支える保育所となるために」と題し、アンケートを元に、手作り玩具での子育て支援を行った結果、子育てを楽しもうとする親の姿が見られ、保護者とのコミュニケーションがより深められました。

次に私たち神奈川県の代表である大和市から「楽しく食べる子どもをめざして-食育の輪を広げよう-」と題して発表がなされました。乳幼児に関する課題や保護者の悩みを明確にして、保育課程を含めた食育計画を作成し、子どもが食べたくなる様なメニューを考案したり、地域の親子にも育児不安の解消や食に関する支援を行っているとの発表がなされました。

三番目は、山梨県中巨摩保育内容研究委員会から、「今だからこそ保育園と家庭・地域で進める食育-未来ある子どもた



らのために-」と題して発表がなされました。以前より進めてきた「保育園と家庭ですすめる食育」の継続研究で、保育園の様々な食育実践が出発点となり、地域における食育活動の本を作成したことや米作りや野菜作りなどの実施報告がなされました。

最後に長野県松本市南松本保育園より「畑づくりを通して様々な作物を作り、世話をし成長を見守り食べる。収穫物を生食・人・自然とのかかわりを豊かにする保育」と題して、畑でがるとの助言をいただき分科会は終了しました。

最後に長野県松本市南松本保育園より「畑づくりを通して様々な作物を作り、世話をし成長を見守り食べる。収穫物を生食・人・自然とのかかわりを豊かにする保育」と題して、畑でがるとの助言をいただき分科会は終了しました。

発表終了後、助言者で東京家政大学講師の井桁氏より、子育て支援には、地域や園によって様々な工夫があり、どの地域でも出来るものである。また、研究内容をしっかりと振り返ることにより、より良い支援に繋がるとの助言をいただき分科会は終了しました。

新任保育士研修会

平成二十三年六月二十七日に、岩崎学園を会場にして新任保育士研修会が開催されました。百三十二名の方が参加し、「思いやり保育」と題して保育コンサルタント・駒沢大学講師の塩川正人氏の講義を受けました。



る」とです。

一生の幸せの土台になる「思いやり」を育むのは乳幼児期が一番。保育園から子ども達へ、そして保護者へと伝えていきましょう。家庭から地域にそして日本中に広めて行きましょうと語る先生の熱い思いが伝わってきました。

午後からは二十のグループに分かれてこれから実践に向けて、思いやり保育の特徴・自園で何をしたいか・どのような効果を目指すのか・報告の方や役割について、熱心な討議・報告がありました。

先生からは、グループ毎の発表に対しての思いやり溢れたアドバイスや励ましがあり新任保育士の皆さんは輝く笑顔で会場を後にしました。

以下、参加者の声です。

- すぐ実行できるような事なので、是非やってみたい。
- 保護者への対応等勉強になりました。
- グループ討議は色々な考え方人がいて参考になりました。
- 情報交流出来て楽しかった。

「思いやり」とは、相手の身になつて①手伝う②励ます③ありがとうございますがどうの三原則を実行す

保育専門講座Ⅰ

平成二十三年九月八日、神奈川県社会福祉会館において、「保育専門講座Ⅰ」が開催されました。厳しい残暑が続く中、会場には多くの参加者が集いました。

午前の部では「アース・ビジュンキッズ★キッズ」の紹介と解説「映像からはじまる幼年期の環境教育」と題してDVDを視聴し、アースビジョン組織委員会事務局長の仲野万里子氏より解説を聞きまし



た。大人の価値観を押し付けるのではなく、子どもの感じ取る力を十分に満足させていたいと思いました。

午後の部では「児童への環境教育」～先ずは保育士が変わる「はじめの一歩」～と題して財団法人キープ協会環境教育事業部シニアアドバイザー川島直氏より講義を受けました。

教育とは教え込むことではなく、ひきだす教育が大事である。アナトール・フランスの言葉を挙げ、「たくさんのことを教えることで、あなたの虚栄心を満足させることはや

めなさい。火花を散らしさえすれば、火は自然に燃え上がるのです」と教える側の自己満足になつてはいけない。子どもは、身をもつて体験、発見をしていくのに似ています。子どもたちと一緒に映像を楽しみ、共感することが大切です。また、みずみずしい感性をとりもどすことこそ、「環境問題」を理解する第一歩です」と話されました。

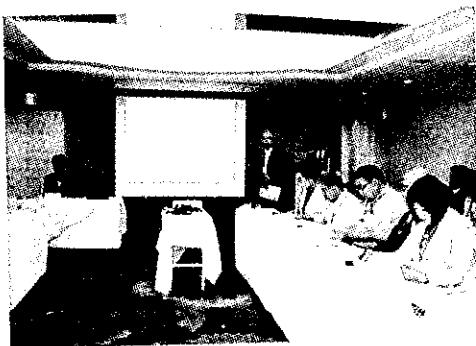
大人の価値観を押し付けるのではなく、子どもの感じ取る力を十分に満足させていたいと思いました。

午後の部では「児童への環境教育」～先ずは保育士が変わる「はじめの一歩」～と題して財団法人キープ協会環境教育事業部シニアアドバイザー川島直氏より講義を受けました。

教育とは教え込むことではなく、ひきだす教育が大事である。アナトール・フランスの言葉を挙げ、「たくさんのことを教えることで、あなたの虚栄心を満足させることはやめなさい。火花を散らしさえすれば、火は自然に燃え上がるのです」と教える側の自己満足になつてはいけない。子どもは、身をもつて体験、発見することで初めて自分のものとして吸収していく。

然の中での「実」体験を十分させてあげることを受講者に呼びかけられました。

保育士として出来る」とから、「はじめの一歩」を踏み出していきたいと思いました。



県・市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会

今年度の県・市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会は、平成二十三年七月二十日、神奈川県より次世代育成課の井上課長、三枝副課長、川上グループリーダーのご参加を頂き、また十五の市や町の児童福祉主管課長、そして三十三名の保育会委員が参加し、総勢五十一名の出席となりました。

この連絡協議会は、平成二年から始まり、政令市を除く市と町の主管課長と保育会委員が集まり、諸課題についてジャパンにて開催されました。協議会には、神奈川県より次世代育成課の井上課長、三枝副課長、川上グループリーダーのご参加を頂き、また十五の市や町の児童福祉主管課長、そして三十三名の保育会委員が参加し、総勢五十一名の出席となりました。

共通の認識を深めると共に、県内各地区の状況などについての情報や意見の交換を行い保育の充実と進展に資することを目的に毎年一回開催されています。当時は、真壁総務部長の司会進行により開会いたしました。まず、主催者を代表して都築理事長よりご出席の方々への感謝の念と有意義な会になるようにとのあいさつがありました。その後、出席者全員の自己紹介が行われ議題に入りました。

第一部、今年の議題は三月十一日の東日本大震災が起きた後で「大震災の教訓を学んで実践する!」というものでした。

講師に神奈川県温泉地学研

究所次長の杉原英和氏を迎えて『地震防災の基礎知識』東日本大震災と神奈川県に影響を与える地震』のテーマで講演会を行いました。①東日本大震災についてどんな地震だったのか、今後の影響は、についてスライド等を交え丁寧にお話しをして頂きました。

お話の中では、東日本大震災では地殻変動により、日本列島が東へ五メートル、海底では二十メートル以上も動き、いかに今回の大地震が大きいものだったかを改めて知ることができました。

②神奈川県に影響を与える地震として(三十年発生確率)「*東海地震(八十七%)*大型関東地震(一%未満)*神奈川県によるようとのあいさつがありました。その後、出席者全員の自己紹介が行われ議題に入りました。

第一部、今年の議題は三月十一日の東日本大震災が起きた後で「大震災の教訓を学んで実践する!」というものでした。

第二部、富田顧問から開会のあいさつを頂き、和やかな雰囲気の中で意見交換会が行なわれました。最後に樹居副理事長より充実した会であったとの感想を頂き、名残惜しくて行く必要がある。そのためには自分たちの住んでいる場所がどんな所なのかを知る事が不可欠で、保育園の場合には何よりも子ども達の命を守るために自分たちに何ができるかを考えて行く必要がある。

第二部の幕が閉じられました。県・市町の連携と保育会との密接な連携・協力を深めていくことにより、子ども達の輝く笑顔をつくり、明るい未来に繋がることを参加者全員で確認した会となりました。



平成二十三年度

関東ブロック保育事業連絡協議会

平成二十三年九月八日から九日にかけ、「水と緑と詩のまち」の群馬県前橋市に於いて、関東ブロック保育事業連絡協議会が開催されました。「保育関係者が今日の課題を持ち寄り、効率かつ効果的事業の運営方策を導くために各組織別により研究・協議すること」が開催趣旨とされており、参加者は各都県市の保育協議会代表者や事務局、行政や保育士会等と規定され、各地区より総勢百十六名の方々が参加されました。神奈川県からは都築理事長、萩原副理事長、総務・広報の両部長、保育士会の合わせて六名が参加し、各部会に分かれて神奈川県の取り組みや課題など、各都県市の方々と意見の交換を行いました。部会は、保育部会・保育士部会・主管課部会・リーダー育成部会の四つに分かれており、各部会の討議議題は次のとおりでした。



保育部会：子ども子育てシステムや災害対策についてなど十一課題。
保育士部会：危機管理の取組や保育要録の様式についてなど十八課題。

主管課部会：施設機能強化推進費の認定や企業の節電対策の対応など六課題。

リーダー育成部会：リーダー育成への取組やメンタルヘルス対策など五課題。

二日目は、初日に行われた各部会での報告と淑徳大学実

平成二十四年度の第五十三回関東ブロック保育研究大会は、平成二十四年七月五～六日の日程で、栃木県日光市の鬼怒川温泉（あさや）で開催されます。神奈川県の参加割り当て人数は四十五名となっておりますので、皆様のご参加をお願い申し上げます。

また、平成二十四年度の第五十六回全国保育研究大会は、平成二十四年十一月十四～十六日の日程で、沖縄県で開催されます。

なお、関東ブロック保育研究大会の次回の神奈川県当番は、平成二十八年度の第五十五回大会となります。

研究大会のお知らせ

践心理学教授の小川恵氏による「保育職のストレスマネジメント」と題してご講演頂きました。社会の変動による家庭崩壊と余裕のなさからのうつ病が増加。結果、保育職のストレスが増強している。職場の人間関係や自分を信じることの大切さを学びました。

よる「保育職のストレスマネジメント」と題してご講演頂きました。社会の変動による家庭崩壊と余裕のなさからのうつ病が増加。結果、保育職のストレスが増強している。

編集後記

東日本大震災による原発事故の関係で電力供給対象にともなう休日保育が実施されたり、猛暑の中、室温を調整しながらの保育室での生活など、子どもを取り巻く環境も大きくかわった夏でした。

関東でも巨大地震がいつ発生してもおかしくない状況の中、災害時の想定が厳しくなり、対応の見直しが急務とされ、また数年は続くと思われる原発事故の影響など考えると、子どもに関わる一人としては胸が痛くなる毎日です。

七十六号は関東ブロック保育研究大会・主管課長との連絡協議会等を掲載しています。今後も神奈川県保育会では、新システムの中でもうたわれているように、質の高い保育の実現に向けた研修など様々な取り組みを計画しています。是非積極的にご参加ください。